

# TRAFFIC EAST ASIA-JAPAN 特別号 NEWSLETTER

## 第13回ワシントン条約\*締約国会議 2004年10月2日～14日 バンコク(タイ) 決議文和訳

\*正式名称は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(CITES)」。

### ■第13回締約国会議で改正された決議

決議 4.6 (改正) 決議案その他の文書の締約国会議への提出 . . . . .	2
決議 8.3 (改正) 野生生物取引の利点の認識 . . . . .	3
決議 9.5 (改正) 条約締約国でない国との取引 . . . . .	4
決議 9.7 (改正) 通過と積み替え . . . . .	5
決議 9.10 (改正) 違法に取り引き並びに没収され蓄積した標本の処分 . . . . .	6
決議 9.14 (改正) アジアとアフリカのサイの保護と取引 . . . . .	8
決議 9.19 (改正) 附属書 I の種の人工繁殖株を輸出するナーセリー(栽培場)の登録に関するガイドライン . . . . .	9
決議 9.21 (改正) 附属書 I に含まれる種の割当量の解釈と適用 . . . . .	11
決議 9.24 (改正) 附属書 I および II の改正基準 . . . . .	12
決議 10.13 (改正) 木材種に関する条約の実施 . . . . .	22
決議 10.14 (改正) 私用のためのヒョウのハンティングトロフィーおよび毛皮の割当量 . . . . .	24
決議 11.1 (改正) 委員会の設置 . . . . .	25
決議 11.3 (改正) 遵守および施行 . . . . .	30
決議 11.6 (改正) ビクーニャの毛織物の取引 . . . . .	33
決議 11.8 (改正) チベットアンテロープの保護および取引規制 . . . . .	34
決議 11.9 (改正) アジアその他の地域の淡水カメ並びにリクガメの保護および取引 . . . . .	35
決議 11.11 (改正) 植物の取引の規制 . . . . .	37
決議 11.17 (改正) 国の報告書 . . . . .	40
決議 11.21 (改正) 附属書 I および II における注釈の使用 . . . . .	41

決議 12.3 (改正) 許可書および証明書 . . . . .	42
決議 12.7 (改正) チョウザメ並びにヘラチョウザメの保護および取引 . . . . .	50
決議 12.8 (改正) 附属書 II 掲載種の標本の著しい取引の再検討 . . . . .	53
決議 12.10 (改正) 附属書 I の動物を商業目的で繁殖させる事業を登録並びに監視するための手続きに関するガイドライン . . . . .	56
決議 12.11 (改正) 標準学名命名法と学名命名委員会の運営 . . . . .	59

### ■第13回締約国会議で採択された新決議

決議 13.1 事務局並びに締約国会議の資金および予算 . . . . .	65
決議 13.2 生物多様性の持続可能な利用: アディアスアベバ原則並びにガイドライン . . . . .	68
決議 13.3 移動性の野生動物種の保全に関する条約(CMS)との協力と相乗効果 . . . . .	70
決議 13.4 大型霊長類の保全並びに取引 . . . . .	71
決議 13.5 クロサイのハンティングトロフィーに関する輸出割当量の設定 . . . . .	73
決議 13.6 「条約適用前」標本に関する第7条2項の施行 . . . . .	74
決議 13.7 手回り品および家財の取引規制 . . . . .	75
決議 13.8 締約国会議へのオブザーバーの参加 . . . . .	77
決議 13.9 生息域外で繁殖事業を実施する締約国と生息域内で保全計画を実施する締約国の間の協力の奨励 . . . . .	78
決議 13.10 外来侵入種の取引 . . . . .	78
決議 13.11 ブッシュミート . . . . .	79
■有効な決議 . . . . .	80

# 第13回締約国会議で改正された決議

## 決議 4.6 (改正) \*

### 決議案その他の文書の締約国会議への提出

\* 第10回、12回、13回締約国会議で改正

締約国会議の定例会議に提出する文書の準備に要する作業量を考慮し、

締約国会議の会合を組織するにあたり、事務局と緊密に協力するという締約国の義務を確認し、

他の締約国によって提出される決議案その他の文書に関し、締約国に事前に通知する必要性を認識し、

条約の第15条1(a)項が締約国に対し、附属書IならびにIIの改正案本文を締約国会議の少なくとも150日前に事務局に通告するよう要求していることに注目し、

#### 条約締約国会議は

条約第15条1項中の「改正案の本文」という言葉には、それに付随する実質的に完全な添付書類が含まれ、締約国会議の会合で協議するために提出される決議案、その他の文書にも、この解釈は拡大して適用されることに合意する。

次のとおり勧告する。

- a) 締約国会議の会合に協議するために提出される決議案や他の文書の本文は、会合の少なくとも150日前に事務局に通告する。
- b) 150日間の期限の後には、その決議案または文書を期日前に通告できなかったことが、事務局が満足できる形で立証されるという例外的な状況に限り、事務局は決議案および文書（附属書IおよびIIの改正案を除く）を受理する権限を持つ。
- c) 網羅的であること、または対象を包括的に取り扱うこと、または対象を取り扱う方法に重大な変更を加えることを意図する決議案を作成するにあたり、締約国は、その草案が採択された場合、それが同じ対象に関するすべての既存の決議（または適宜、関連する条項）に置き換わり、かつそれらを無効にするよう、草案を作成する。
- d) 情報収集を必要とする決議ならびに決定の草案作成にあたり、締約国はそのような情報を年次または隔年の報告書を通じて探すことが可能か、それとも特別な報告書を必要とするかを考慮し、全般的に報告に関する負担を最小限に抑えるよう保証する。
- e) 実際上の考慮事項によって別に指示されない限り、決議案には次のものを含めない。
  - i) それらが長期的手続きの一部でない限り、委員会、

作業部会または事務局に対する指示または要求

- ii) 附属書の提示に関する決定
  - iii) 採択直後に実施され、その後は陳腐化するような勧告（または他の形の決定）
- f) 通則として、締約国会議の会合で協議するために提出される文書の長さは12ページまでとする。
  - g) 既存決議中の勧告（または他の決定）に単にいくつかの点を追加するか、またはそれに対して些細な改正を加えるのみの決議案が採択された時は、合意した変更を盛り込んだ改訂版で既存決議を置き換える。

次回の臨時締約国会議が開催された時に次の提案を条約改正案として議題に盛り込むよう事務局に命じる。

    - a) 附属書IIIの部分ならびに派生物に関する第16条の規定と附属書IならびにIIに関する条約手続き（第15条）との調整を図る。
    - b) 第14条5項を「第4条の規定にかかわらず、標本の輸出は」とする。
    - c) 第3条3(b)ならびに5(b)項を「国の管理当局か科学当局のいずれか」とする。および
    - d) 条約本文中でみつかった誤字の訂正。

事務局に対してさらに次のように命じる。

      - a) 締約国会議の各会合後に現行決議を記載した公報を改訂する際、他の決議への言及すべてが正確に行われるよう既存決議の本文を訂正する。かつ
      - b) 締約国会議の各会合後に決定の一覧表を更新する際、決議中に記録されず、有効なまま残すすべての勧告（または他の形式の決定）をそれに含めること。一覧表は決議の表題を使い表題順に並べ、各表題の中ではそれらに対応する本文に従い分割する。締約国会議の各会合の直後に事務局は更新された決定一覧表の写しを締約国に配布する。

締約国会議の会合で協議するために提出される決議案または決定で、事務局または常置の委員会の予算および作業量に影響を与えるものには、必要な作業の予算および資金源の提示を盛り込むか、または添付しなければならないことを決定する。

締約国会議によって採択された決議および決定に含まれる勧告は、その勧告中に別に指定されない限り、それが採択された会議の90日後に効力を発することを、さらに決定する。 ■

## 決議 8.3 (改正) \*

## 野生動物取引の利点の認識

\* 第13回締約国会議で改正

CITES が保護とその強化に努めている野生の動植物種の大部分は世界の途上国に生息することに留意し、

消費的か非消費的かを問わず、野生動植物の持続可能な利用は、経済的に競争力を持つ土地利用の方法を提供することを認識し、

保護計画が現地の人々のニーズに配慮し、野生動植物の持続可能な利用を進めるためのインセンティブを提供しない限り、別の形態の土地利用への転換が起こる可能性があることを意識し、

過剰利用が野生動植物の保護に悪影響を及ぼすことを認識し、

さらに、種の合法的取引が分布域のいかなる場所でも、違法取引の増加という結果をもたらしてはならないことを認識し、

さらに、合法的利用から得られる利益が、違法取引防止のための野生動植物の管理を支える資金とインセンテ

ィブとなり得ることを認識し、

美的、科学的、文化的、レクリエーション的、その他、概して非消費的な野生動植物の利用もきわめて重要であることを認め、

その存続に取引が悪影響を及ぼす多くの種が存在することを認識し、

条約締約国会議は、

商業取引が当該種の存続に対して悪影響を及ぼさない程度に行われた場合、それは種と生態系の保護または現地住民の発展に利益をもたらす可能性があることを認める。かつ

CITES 掲載に関する決定の実施において貧困層の生計に対する潜在的影響を考慮に入れるべきであることを認識する。

■

## 決議 9.5 (改正) \*

\* 第13回締約国会議で改正

## 条約締約国でない国との取引

第3回、8回（ニューデリー、1981；京都、1992）で締約国会議が採択した決議3.8と決議8.8を想起し、

条約締約国でない国の正式な当局が発給する同等の書類の受理を許可した条約第10条の規定を想起し、

条約第10条の均一な履行に関して締約国に指導を提供する必要性を考慮し、

さらに、条約締約国でない国が締約国との取引に関して自国の見解を表明できるようにするため、また、条約へのさらに広い参加を促進するため、条約の履行進捗状況に関する情報をそれらの国に伝え続ける必要性を考慮し、

条約第4条2項で、輸出国の科学当局が、輸出許可書発給前に、関係する種の存続に輸出が悪影響を及ぼさないと通知することを義務づけていることを考慮し、

条約締約国でない国から、およびそこを通過する取引の危険性が、条約の有効性を損なうことを自覚し、

特に附属書Iの種などの違法取引は、条約締約国を回避し、条約締約国でない国への、そこからの、およびそこを通過する取引ルートを求めることを意識し、

通過積み荷に対して有効な書類を義務づけるよう勧告した第9回締約国会議（フォートローダーデール、1994）で採択され、第13回会議（バンコク、2004）で改正された決議9.7（Cop13で改正）を想起し、

特に通過積み荷の管理により、CITES 標本の違法取引に関するかなりの情報が提供されるように思えることに留意し、

締約国が第14条の下で取引に関するより厳しい制限を設ける国内規制を課す可能性を認識し、

非締約国との取引に適用される条件を厳しくすることにより違法取引に対抗する必要性を確信し、

条約締約国会議は

以下のように勧告する。

- a) 条約締約国でない国が発給する許可書と証明書は、以下の項目を含まない限り、締約国に受理されない。
  - i) 正式な発給当局の名称、スタンプ、署名
  - ii) 条約の目的にかんがみ十分な当該種の識別
  - iii) 原産国からの輸出許可書番号を含む当該標本の出所の証明またはそのような証明を省略する正当な理由
  - iv) 附属書IまたはIIに含まれる種の標本の輸出の場合、

正式な科学機関がその輸出はその種の存続に悪影響を及ぼさないと勧告したこと（疑いがある場合は、そのような勧告のコピーが必要）、また、その標本が輸出国の法律に反して獲得されたものでないことを示す証明

- v) 再輸出の場合、原産国の正式な当局が、条約第6条の要件を実質的に満たす輸出書類を発給したことを示す証明、そして
- vi) 生きた標本の輸出または再輸出の場合、負傷、健康への侵害、あるいは虐待という危険性を最低限に抑える方法で輸送されることを示す証明
- b) 条約締約国でない国の正式な当局および科学機関の詳細が、事務局の最新リストに含まれるか、または事務局と相談した上でない限り、締約国はそれらの国からの書類を受理しない。
- c) 上記勧告は条約締約国でない国を目的地とするか、またはそこから来る途中の標本にも適用され、それにはそのような国の間を通過中の標本も含まれる。
- d) 条約締約国でない国から、および／またはそこを目的地とする輸出または再輸出される通過中の標本の検査、およびそのような標本に関する書類の検査には、特に注意する。
- e) 野生から取られた附属書Iの種の標本の場合、それがその種の保護に有益か、あるいはその標本の福利に役立つ場合に限り、そして事務局との相談の上でのみ、締約国は条約締約国でない国からの輸入およびそこへの輸出または再輸出を認可する。
- f) 附属書Iの種の飼育繁殖または人工繁殖された標本の場合、事務局からそれに対して賛意を示す助言が得られた場合にのみ、締約国は条約締約国でない国からの輸入を許可する。そして
- g) 条約締約国でない国が関与する取引におけるいかなる矛盾事項も、締約国は事務局に報告する。事務局に対し、非締約国から2年未満前に通告されたそれらの国の指定所管当局および科学施設の詳細を事務局のDirectoryに掲載するよう命じる。かつ以下に列挙した決議あるいはその一部を破棄する。
  - a) 決議3.8（ニューデリー、1981）一条約締約国でない国が発給する同等の書類の受理
  - b) 決議8.8（京都、1992）一条約締約国でない国との取引

## 決議 9.7 (改正) \*

\* 第 13 回締約国会議で改正

## 通過と積み替え

第 4 回、7 回、10 回（ガボローネ、1983；ローザンヌ、1989；ハラレ、1997）締約国会議で採択された決議 4.10、決議 7.4、決議 10.5 および第 9 回締約国会議（フォートローダーデール、1994）で採択され、第 13 回会議（バンコク、2004）で改正された決議 9.5（Cop13 で改正）を想起し、

条約第 7 条 1 項で、締約国の領土を通り、あるいはその中で、その締約国による規制なしに標本を通過させるか、あるいは積み替えを行うことが許可されていることを認識し、

また、別の国で買い手を探す間、締約国の領土内に標本を保持するという形で、この規定を悪用する可能性があることも認識し、

違法取引と戦うために締約国が対策を講じる必要性を認識し、

だが、ATA のカルネの対象となるサンプル収集物の頻繁な越境移動を容易にするという締約国の必要性も認識し、

通過積み荷が有効な輸出書類を持つよう管理することが、CITES 標本の違法取引を発見する重要な方法であることに留意し、

条約の第 7 条で指定された免除を受けず、ATA のカルネにより移動する積み荷にも適切な CITES 書類が必要であることを意識し、

## 条約締約国会議は

以下のように勧告する。

- a) 条約第 7 条 1 項の目的にかんがみ、「標本の通過または積み替え」という文言は以下のもののみを指すと解釈される。
  - i) 税関手続き中かつ指名された荷受け人への出荷行程中の標本で、この形式の輸送によって必要となる手配からのみ移動の中断が生じているもの
  - ii) 決議 12.3 (CoP13 で改正) の 15 項の規定を遵守し、ATA のカルネを伴ったサンプル収集物の越境移動
- b) 締約国は国内法の下で可能な範囲で、通過中または積

み替えが行われる標本を検査し、条約の下で必要とされる有効な書類の存在を確認するか、あるいはその存在を示す満足のゆく証拠を取得する。

- c) そのような有効な書類には積み荷の最終目的地を明確に表示し、それはサンプル収集物の場合、発給国でなければならない。
  - d) 最終目的地の変更は、通過または積み替えが行われる国が調査し、その取引が条約の目的に準拠することを確認する。
  - e) 締約国は、有効な書類またはその存在の証拠なしで通過または積み替えが行われようとする標本を押収、没収することを許可する法を採用する。
  - f) 通過中の違法積み荷が、それを押収することができない締約国によって発見された場合、締約国は最終目的地の国と事務局、および適宜、その積み荷が途中で通過する他の国々に、できる限り早急にその積み荷に関するすべての関連情報を提供する。
  - g) 以上の勧告は条約締約国でない国を目的地とするか、あるいはそこから来る通過中または積み替え中の標本にも適用され、それにはそのような国の間を通過する標本も含まれる。
  - h) 各締約国はその領土全体に対して主権を有し、それに従って条約を適用するものとされるため、条約は空港ラウンジ（免税店を含む）、自由港、非税関ゾーンに対する特別な規定を設けないことに締約国は留意する。そして
    - すべての管理当局に対し、税関その他の所管 CITES 施行係官と連絡を取り、ATA または TIR のカルネにより移動するすべての CITES 積み荷が CITES の適用可能な規定を遵守するよう保証することを促す。かつ
- 以下に列挙した決議あるいはその一部を破棄する。
- a) 決議 4.10（ガボローネ、1983）－「通過中」の定義
  - b) 決議 7.4（ローザンヌ、1989）－通過の管理
  - c) 決議 10.5（ハラレ、1997）－ATA と TIR カルネによる輸送

## 決議 9.10 (改正) \*

\* 第10回、13回締約国会議で改正

## 違法に取り引き並びに没収され蓄積した標本の処分

違法に取り引き並びに没収され蓄積した標本、国際的な準拠の管理および法施行のその他の側面に関し、第2回、3回、4回、5回、7回（サンホセ、1979；ニューデリー、1981；ガボローネ、1983；プエノスアイレス、1985；ローザンヌ、1989）締約国会議で採択した決議2.15、決議3.9第のc) ii)項、決議3.14、決議4.17、決議4.18、決議5.14の第f)項、決議7.6を想起し、

締約国が没収、事故による死亡、その他の結果として得た附属書Iの種の標本の処分に関する問題を経験していることを認識し、

条約の第3条4(a)項、第4条5(a)項で、再輸出証明書発給の前提条件として、再輸出国の管理当局が「標本が現在の条約の規定に従ってその国に輸入されたと納得する」よう義務づけていることを想起し、

一方、条約第8条では、締約国に対し、違法に取り引きされた標本の没収または輸出国への返還を定めた手段を含め、条約の規定を施行する適切な手段を講じ、それに違反した標本取引を禁ずるよう義務づけており、

条約第8条4(b)項では、締約国に対し、輸出国との協議の上、また、その国の費用で、没収した生きた標本をその国に返還するか、あるいは救護センターその他の適切な場所にそれを入れるよう義務づけていることを認識し、

ただし、第8条では、輸入者が積み荷の受理を拒否し、輸送業者に積み荷を輸出（再輸出）者に戻させることを管理当局が許可できる可能性を排除していないことに留意し、

また、締約国は条約に違反して取り引きされた標本の没収の結果発生した費用の国内での払い戻しを行うこともできることを考慮し、

第10回締約国会議（ハラレ、1997年）で採択された附属書掲載種の没収標本の処分に関する決議10.7で、没収と処分の費用を犯人から回収することに成功すれば、違法取引を阻害する要因になると考えられていることを意識し、

それが公衆に伝えるメッセージを考慮し、一部の締約国は没収した標本の販売を許可していないことを意識し、

条約締約国会議は

以下のように勧告する。

## 違法に取り引きされた標本の輸出または再輸出に関し

- a) 下のb)項、c)項に指定した状況を除き、締約国は条約に違反して輸入された証拠がある標本の再輸出を認めない。
- b) 条約の規定に従わずに輸入され、第8条またはこの決議の規定の履行を目的として、あるいは調査または

法律上の目的で、管理当局によって再輸出されようとする標本に、条約第3条4(a)項、および第6条5(a)項を適用する時、その標本は条約の規定に従って輸入されたものとみなされる。

- c) 違法な輸出入の試みの結果として没収され、その後、それがその種の存続に悪影響を及ぼさないと確信した管理当局によって販売された附属書IIの種の標本に、条約の第4条2(b)項および5(a)項を適用する時、その標本は条約の規定および輸出許可書または再輸出証明書発給という目的のための動植物保護に関する国内法に従い取得されたものとみなされる。そして
- d) 上記b)またはc)に従って与えられた許可書と証明書に、標本が没収された標本であることを明瞭に記載する。

## 違法に取引され、没収され、蓄積された附属書I掲載種の死んだ標本の処分について

- e) 締約国は部分ならびに派生物を含め、没収され蓄積された附属書I掲載種の死んだ標本を、真の科学／教育または施行／識別目的のためにのみ譲渡し、これらの目的での譲渡が実用的でない余剰標本については、締約国はそれらを保管するか、または破壊する。
- f) 締約国は、没収する国の科学当局が標本にとって有益であると認め、原産国または再輸出国がそれを希望した場合、違反者である輸入者および／または輸送者が、没収、保管および保存または原産国または再輸出国（適宜）への標本の返還を含む標本の破壊のコストを負担することを義務づける法的規定を設ける。そして
- g) そのような法律が存在せず、原産国または再輸出国が生きた標本の返還を希望した場合、その返還を円滑に進めるため財政援助を求める。

## 違法に取引され、没収され、蓄積された附属書IIならびに附属書III掲載種の死んだ標本の処分について

- h) 一般的規則として、附属書IIならびに附属書IIIの標本で没収され、死んだものは部分ならびに派生物も含め、条約の施行と管理に有益な可能な限り最善の方法で処分し、その犯罪について責任を持つ人物がその処分により金銭的またはその他の利益を受けないよう保証するための対策を講じる。
- i) 締約国は有罪の輸入者および／または輸送者に対し、没収、保管、処分の費用を負担するよう義務づける法的規定を策定する。没収した国の科学当局が標本にとってそれが有益であるとみなし、原産国または再輸出国がそのように希望した場合、標本を原産国または再輸出国（適当であれば）に返還する費用も含まれる。かつ
- j) そのような法律が存在せず、原産国または再輸出国が

生きた標本の返還を希望する場合は、返還を円滑に行うために金銭的援助を求める。

#### 押収あるいは没収された植物の処分に関して

k) 危険な状態にある可能性がある附属書 I の種と附属書 II の種の野生から採取され、押収または没収された標本の世話を優先する。

#### 総合的に

l) 締約国は違法取引を阻止する手段として適切な場合、押収と没収に関する情報を広め、また、押収および没収された標本を取り扱う時の手順および救済センターについて、一般市民に情報を提供する。そして締約国は附属書 II ならびに III 掲載種の没収された死んだ標本を、部分ならびに派生物を含め、販売することを許可するか、またはそのように選択した場合は許可し

ない権利を持つことを確認する。かつ

以下に列挙した決議あるいはその一部を破棄する。

- a) 決議 2.15 (サンホセ、1979) - 没収した附属書 I の標本の交換
- b) 決議 3.9 (ニューデリー、1981) - 国際的準拠の管理 - c) ii) 項
- c) 決議 3.14 (ニューデリー、1981) - 附属書 I の種の没収および蓄積された標本の処分
- d) 決議 4.17 (ガボローネ、1983) - 没収された標本の再輸出
- e) 決議 4.18 (ガボローネ、1983) - 違法取り引きされた附属書 II の標本の処分と返還
- f) 決議 5.14 (プエノスアイレス、1985) - 植物の取引規制の改善 - f) 項
- g) 決議 7.6 (ローザンヌ、1989) - 附属書 II または III の種の生きた動物の返還 ■

## 決議 9.14 (改正) \*

\* 第11、13回締約国会議で改正

## アジアとアフリカのサイの保護と取引

いくつかのサイ個体群で急激な衰退が続き、5種中4種で絶滅の恐れがあることを憂慮し、

締約国会議が1977年に、サイ全種を条約の附属書Iに掲載し、1994年にミナシロサイ *Ceratotherium simum simum* の南アフリカ個体群が注釈付きで附属書IIに移行したことを想起し、

すべてのサイの保全と取引に関係する第3回と第6回の締約国会議（ニューデリー、1981年；オタワ、1997年）でそれぞれ採択された決議3.11ならびに決議6.10、および第10回会議（ハラレ、1997年）で採択された決定10.45をさらに想起し、

しばしば困難な状況のもとでサイの管理と保護を成功させたアフリカとアジアの生息国を賞賛し、

さらに、サイの角の使用を規制し、削減するために各国一特に、サイの角の利用が何世紀も前から文化的伝統の一部を形成してきた国一が講じた対策を賞賛し、

上記対策がサイ個体群衰退をくい止めていないと結論し、

サイの角の違法取引が、生息国と伝統的な消費国のみにとどまらず、世界的な法施行上の問題として知られるに至ったが、法執行のみに力点を置くことではサイに対する脅威は取り除けなかったことを認識し、

サイの角のストックはいくつかの国で今も蓄積され続け、決議6.10で勧告されたそれらの破壊の呼びかけは実行に移されておらず、いくつかの締約国はそれをもはや適切とみなしていないことを自覚し、

例えば取引などに関し、一部の国際的措置が意図しない結果をもたらしてきたことを認識し、

サイの保護に対するもっとも効果的なアプローチについては、多様な意見があることを認識し、

サイ個体群への脅威がいまだに存在し、サイの十分な安全を保証するための費用が上昇しており、多くの生息国にとって容易に捻出できなくなっていることを憂慮し、

条約締約国会議は

以下のように促す。

a) サイの角のストックを所有するすべての締約国は、それらストックすべてを認識し、マークを付け、登録し、確実に保管する。

b) 全締約国はサイの部分および派生物の違法取引の削減を狙いとする、国内的な取引規制や罰則を含む包括的な法と執行管理を採択および施行する。

c) 事務局は可能な場合、法律、執行、ストックの管理が不十分な締約国に対して技術的助言と関連情報を提供することによって援助する。

d) 生息国は違法狩猟の防止と潜在的な違反者の早期発見を含む法施行活動において用心を怠らない。

e) サイの角の違法取引を縮小するため、各国間の法施行上の協力を促進する。そして

f) 消費国は優先課題として、すべての利用者団体ならびに業界と協力し、サイの部分ならびに派生物の利用と消費を削減するための戦略を立案し、実施する。

常設委員会に対し、違法取引削減を狙いとする対策の追求を続け、以下を保証するよう指示する。

a) これらの行動すべてにおいて、それらの有効性の評価を行う。

b) 違法狩猟の水準と生息国のサイ個体群の状態に関する変化を測定するために、適切で対費用効果が高く標準化された成功指標が開発され、および/または改良されること。かつ

c) 介入を導く方針が評価の結果に対応し、それに適応できること。

サイの保全ならびに管理計画の予算を組んでいない生息国に対し、利用可能なすべての専門知識と資源を使い、可能な限り早急にそれを立案し、実施するよう勧告する。

サイについて既存の予算を立てた計画を持つ生息国に対し、可能な限り早急にその計画の実施に向けて努力し、その実施における施行と取引規制措置の適切さを検討するよう、さらに勧告する。

すべての政府、政府間組織、国際援助機関、非政府組織に対し、サイ保全活動、特にサイの違法捕殺を防止し、サイの角の違法取引を規制し、監視するための努力を実施するための資金を提供するよう呼びかける。

この決議の目的を達成するために、全条約締約国間での建設的な関与および条約とIUCN/SSCサイ専門家グループとの相乗効果を呼びかける。かつ

以下の決議を破棄する。

a) 決議3.11（ニューデリー、1981）－サイの角の取引

b) 決議6.10（オタワ、1987）－サイの製品の取引 ■

## 決議 9.19 (改正) \*

\* 第 13 回締約国会議で改正

## 附属書 I の種の人工繁殖株を輸出するナーセリー（栽培場）の登録に関するガイドライン

条約の第 7 条 4 項で、営利目的で人工繁殖された附属書 I の種の株は、附属書 II に含まれる種の株とみなされると規定されていることを認識し、

植物の人工繁殖は動物の飼育繁殖と本質的に異なること、特に生産される株の数、およびほとんどの場合、世代間の時間的間隔という点で異なることから、異なる取り組み方が必要であることを認識し、

各締約国が自国の自然植物遺伝資源に対して有する権利を認識し、

ゲルムプラズムの移動は植物遺伝資源の保護と利用のための世界システム (FAO) によって規制されていることを認識し、

附属書 I に含まれる種の株の人工繁殖は、原産国の伝統農業に代わる経済的代替策となり、自然分布域の保護上の重要性を強化する可能性もあることを認識し、

附属書 I に含まれる種の株の人工繁殖は、関心を抱くすべての人が株を容易に入手できるようにすることにより、収集の圧力を減退させる効果を持つことから、野生個体群の保護状態に対して良い影響を及ぼすことを認識し、

第 5 回締約国会議 (ブエノスアイレス、1985) で採択された決議 5.15<sup>1</sup> が、ナーセリーの登録も率先して規定したにもかかわらず、そのような登録を実行に移したことを CITES 事務局に通知した締約国が皆無であることに留意し、

附属書 II に含まれる種の人工繁殖株および附属書 I に含まれる種の交配種の取引を促進するため、いくつかの決議が採択されてきたことを想起し、

附属書 I に含まれる種の人工繁殖が継続あるいは開始されることを保証するためにも、そのような促進が必要である可能性があることを看取し、

未登録のナーセリーが、輸出許可書取得のための標準的な手順を使い、いまだに附属書 I の種の人工繁殖株の輸出を続けている可能性があることを認識し、

条約締約国会議は

以下のように決議する。

- a) 輸出目的で附属書 I の植物種の株を人工繁殖するナーセリーの登録に関する責任は、各締約国の管理当局が、その締約国の科学当局との協議の上で負担する。
- b) 輸出目的で附属書 I に含まれる種の株を人工繁殖する営利目的のナーセリーの登録を希望する管理当局は、登録簿への掲載のために、各ナーセリーの登録を取得し、維持するための適切な情報すべてを事務局に提供する。
- c) 登録ナーセリーで生産された附属書 I の種の人工繁殖株は、以下の条件を満たした場合にのみ輸出可能である。
  - i) 同じ積み荷にある人工繁殖されたものまたは野生収集の附属書 II および/または附属書 III の植物から明瞭に隔離された方法で包装並びにラベリングされている。そして
  - ii) CITES 輸出許可書に、事務局が与えた登録番号と、供給したナーセリーの名称—それが輸出業者と異なる場合は一が明記されている。そして
- d) 各締約国が司法管轄区域内のナーセリーを登録簿から削除することができる権利とは別に、登録輸出ナーセリーが登録の要件に十分準拠していないことに気づいたかあるいはそれを実証できるいかなる締約国も、そのナーセリーを登録簿から削除するよう事務局に提案できるが、事務局はそのナーセリーが置かれている締約国の管理当局と協議した後に初めて削除を実行する。そして
 

事務局に対し、登録申請書を検討し、輸出目的で附属書 I に含まれる植物種の株を人工繁殖する営利目的のナーセリーの登録簿を、締約国から受理した情報に基づき編集ならびに更新し、この登録簿を締約国に伝える。■

<sup>1</sup> 第 9 回締約国会議で採択された決議 9.18 (改正) にとってかわり、第 10 回会議で改正されたものが、第 11 回会議で決議 11.11 (Cop13 で改正) にとってかわり、第 13 回会議で改正された。

## 付記 1 営利目的のナーセリーの役割

条約締約国会議は

事務局の登録簿への掲載を求める営利目的のナーセリーの所有者/管理者は、自国の管理当局に以下の情報を提供する責任を負うことを決議する。

1. ナーセリーの所有者、管理者または技術責任者の氏名と住所
2. 開業日

3. 施設と繁殖技術の説明
4. ナーセリーの履歴の説明。特に過去にどのような種またはグループが繁殖されたかという情報
5. 現在繁殖中の分類群 (附属書 I のみ)
6. 合法的取得の量と証拠を含む附属書 I の野生起源個体の親株の説明
7. 近い将来に輸出が予測される株の量 ■

## 付記 2 管理当局の役割

条約締約国会議は

各管理当局は以下の機能を実行するものと決議する。

- a) 附属書 I の種の株を人工繁殖し、輸出するナーセリーを登録するよう事務局に通知し、以下の項目を提供する。
  - i) 当該分類群の学名（および異名）に関する情報
  - ii) 付則 1 に従ってナーセリーが提供したナーセリーの施設と繁殖技術の説明
  - iii) 下の iv) 項で言及する場合を除き、親ストックの身元ならびに合法的原産地を確認するために管理当局が使う検査手続きの記述
  - iv) 種苗事業者がその種の国内個体群から収集した野生の種子を使う場合、決議 11.11 (CoP13 で改正) の項目「人工的に繁殖させた」の定義に関して」における「勧告する」の下の a) 項と b) 項に指定された条件を満たすという証明書。および
  - v) 当該ナーセリーに存在する野生起源の附属書 I の種の他の株の合法的起源を示す証拠またはそのような株が既存の国内法に従って規制されているという十分な保証
- b) 登録ナーセリーにおいて附属書 I の種の親株として指

定された野生起源の株の数が、自然な原因以外の方法での株の処分によって枯渇しないよう保証する。ただし、登録ナーセリーの要請により、管理当局が親株（またはその部分）の別の登録輸出ナーセリーへの移動に同意する場合は除く。

- c) 登録輸出ナーセリーは、野生起源の親株の規模と、ナーセリーがそれ以外の附属書 I の種の野生個体起源株を保管していないことを確認するため、管理または科学当局あるいは管理当局が指定したその他の資格ある組織の専門家により、定期的な検討を受け、これらの検討の結果は事務局に伝えられるよう保証する。
- d) 条約第 7 条 4 項および決議 12.3(Cop13 で改正) に従い、各登録ナーセリーに対して輸出許可書を発給するための簡単な手順を作成する。そのような手順には、次のような項目を持つ CITES 輸出許可書の発給前手順を盛り込むことができる。
  - i) 欄 12b にナーセリーの登録番号を記入する。そして
  - ii) 欄 5 に少なくとも次の情報を記入する。
    - 「CITES 決議 11.11(Cop13 で改正された) で定義された人工繁殖植物にのみ有効な許可書
    - 以下の分類群に対してのみ有効」

## 付記 3 事務局の役割

条約締約国会議は

事務局が以下の機能を果たすものと決議する。

- a) 管理当局から附属書 I の植物種の株を輸出用に人工繁殖するナーセリーの登録申請書を受理し、検討する。
- b) ナーセリーが全要件を満たすという確信を得られた場合、名称、登録番号その他の詳細を登録簿で、報告書受理後 30 日以内に公表する。
- c) ナーセリーが全要件を満たすという確信を得られなかった場合、関係管理当局に完全な説明を提供し、認可されるために満たさなければならない具体的条件を示す。

- d) 締約国が提供する登録ナーセリーに関する報告書を受理並びに検討し、まとめた結論を植物委員会に提示する。
- e) 責任を負う管理当局が文書でそのように要請した場合、ナーセリーの名称を登録簿から削除する。そして
- f) ナーセリーの登録済ナーセリーの登録要件への不備に関し、締約国あるいはその他の情報源からの情報を受理並びに検討し、そのナーセリーがある締約国の管理当局と協議した後、適宜、登録簿からその事業を削除する。

## 決議 9.21 (改正) \*

\* 第 13 回締約国会議で改正

## 附属書 I に含まれる種の割当量の解釈と適用

第 6 回締約国会議（オタワ、1987）で採択された決議 6.7 で、第 14 条に従って野生動植物の取引に干渉する可能性があるより厳格な国内措置を講じる前に、生息国と協議するよう締約国に呼びかけたこと、および第 8 回締約国会議（京都、1992）で採択された決議 8.21 で、提案国と生息国との協議を義務づけたことを想起し、

第 8 回締約国会議（京都、1992）で採択され、第 13 回会議（バンコク、2004）で改正された決議 8.3(Cop13 で改正) で、野生生物の利用の利点を認識したことを想起し、

特に条約前文で、人々と国が自国の野生動植物相の最善の保護者であり、またそうあるべきであると明記されていることを想起し、

第 4 回締約国会議（ガボローネ、1983）で採択され、第 10 回、第 12 回、第 13 回会議（ハラレ、1997；サンチアゴ、2002；バンコク、2004）で改正された決議 4.6 (Cop13 で改正) が、締約国会議の会合で考慮するために提出されるいかなる文書の内容も、会合の少なくとも 150 日前までに、事務局に伝えるよう勧告したことを想起し、

1992 年にリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議で要請され、生物多様性条約の中で具体化された相互協力的な行動の圧倒的重要性を認識し、

締約国がヒョウ (*Panthera pardus*)、各種ワニ類、チーター (*Acinonyx jubatus*) の標本の輸出に関して割当量を設定したことを意識し、

締約国による割当量の設定は、輸出が割当量として設

定された制限範囲内にとどまる限り、標本の輸出が種の存続に悪影響を与えず、標本の輸入が種の存続に悪影響を及ぼす目的で行われないという要件を満たすと、大半の締約国が解釈し、そのように実践していることを意識し、

ただし、一部の締約国がこの大半の解釈に従えなかったことが、生息国による種の保護に悪影響を及ぼしたことを意識し、

## 条約締約国会議は

以下のように合意する。

- a) 附属書 I に掲げる種に関する割当の設定または既存割当量の改正を締約国会議に対して求める締約国は、提案割当量に関する科学的根拠の詳細を含め、その提案と支持情報を締約国会議の会合の少なくとも 150 日前に事務局に提出する。かつ
- b) 締約国会議が附属書 I に含まれる特定の種に対して輸出割当量を設定した場合は常に、締約国によるこの行動は、輸出は種の存続に悪影響を与えず、輸入の目的は種の存続に悪影響を及ぼさないという適切な科学当局による所見に関する第 3 条の要件を満たす。ただし、次のような条件がある。
  - i) 割当量を超過しないこと。そして
  - ii) 当該生息国の個体群は、合意によって決められた割当量をそれ以上持続できないことを示す新たな科学または管理データが出ていないこと。 ■

## 決議 9.24 (改正) \*

\* 第12、13回締約国会議で改正

## 附属書 I および II の改正基準

第9回締約国会議(フォートローダーデール、1994年)で採択された決議9.24の中で、基準、定義、注、ガイドラインの科学的有効性および異なる生物分類群へのこれらの適用可能性に関し、この決議の本文ならびに付記を第12回締約国会議前に全面的に再検討するよう勧告したことを想起し、

第12回締約国会議(サンチアゴ、2002年)で、この再検討の手続きを承認し、決定12.97<sup>1</sup>に明記したことを想起し、

附属書 I と II に掲げられる種を特定する条約第2条第1項および2項の基本原則を考慮に入れ、

ある種を附属書 I に掲げるためにはその種が生物学上並びに取引上の基準を満たさなければならないことを認識し、

条約第2条2(a)項は、種の存続に反する利用を回避するため、絶滅の脅威にさらされるおそれのある種の附属書 II への掲載を規定していることを想起し、

この条項の適切な履行のためには、生物学上と取引上両方の要因を考慮した適切な基準の採択が必要であることを認識し、

条約第2条2(b)項は、条約第2条2(a)項に従って附属書 II に掲げられたある種の標本の取引に対して有効な規制を加えるために規制対象としなければならない種の附属書 II への掲載のみを規定していることを想起し、

一方、附属書 I に掲げられた種の標本の取引に対して有効な規制を加える必要性が生じた場合にも、この条項は適用すべきであることを考慮に入れ、

締約国またはそれに代わる事務局は関連する締約国会議決議に従い、改正案の対象となる種の生息国と協議すべきであり、また事務局は条約第15条1(a)項に従い全締約国と協議すべきであることを認識し、

事務局は条約の同条に従い、海洋生物種に関係する機能を持つ政府間団体と協議すべきであることをさらに認識し、

事務局は改正案の対象となる何らかの種に関係する機能を持つ他の政府間団体とも協議すべきであることを考慮し、

あらゆる野生動植物の国際取引が条約の条項に基づいて行われることを想起し、

条約に係る事柄、特に附属書 I ならびに II の改正基準の適用について開発途上国に技術援助を提供する必要性に関し、第3回締約国会議(ニューデリー、1981年)で採択された決議3.4の重要性を強調し、

条約の附属書改正の決定は確実に関連性のある科学情報を基礎とし、社会経済的要因を考慮に入れ、そのよう

な改正について合意された生物学的ならびに取引上の基準を満たすよう保証するという目的に留意し、

不確実性がある場合はリオ原則15「予防的アプローチ」の適用の重要性を認識し、

## 条約締約国会議は

以下の付記を決議の一部として採択する。

付記1: 附属書 I のための生物学的基準

付記2a: 条約第2条2(a)項に従い附属書 II に種を掲載するための基準

付記2b: 条約第2条2(b)項に従い附属書 II に種を掲載するための基準

付記3: 特殊な場合

付記4: 予防手段

付記5: 定義、解説、ガイドライン、および

付記6: 附属書改正を提案するための書式

附属書 I または II の改正案を考慮する際、締約国は予防的アプローチという根拠により、また、種の状態または種の保全に対する取引の影響が不確実な場合、当該種の保全にとって最善なように行動し、その種について予測される危険性に比例した対策を採択するよう勧告する。

附属書 I と II の改正案について考える場合、以下の項目を適用することを決議する。

- a) 付記1に列挙された生物学的基準のうち少なくともひとつが満たされる場合、取引による影響を受けるかあるいは受ける可能性のある種は、条約第2条1項に従って附属書 I に掲載するものとする。
- b) 付記2aに列挙された附属書 II の基準を満たすいかなる種も、条約第2条2(b)項に従って附属書 II に掲載するものとする。
- c) 付記2bに挙げた基準を満たせば種を第2条2(b)項の規定に従い附属書 II に掲げる。
- d) 当該種またはそれよりも上位の分類群が付記3に列挙された関連基準を満たす場合に限り、種を同時に複数の附属書に掲載し、大分類群を附属書に掲載するものとする。
- e) 取引されているすべての標本が飼育繁殖あるいは人工繁殖されている種の場合、野生からとられた種の取引が行われる可能性がごくわずかであれば、附属書に掲載すべきではない。
- f) 付記1に列挙された基準を満たさないことを実証する十分なデータが得られる附属書 I 掲載種は、付記4に列挙された関連予防手段に従うことを条件として附属書 II に移すものとする。
- g) 条約第2条2(a)項に従って附属書 II に掲載されてい

<sup>1</sup> 第13回締約国会議で削除された。

る種で、付記2 aに列挙された基準を満たさないものは、付記4に列挙された関連予防措置に従うことを条件として削除する。また、削除の対象となる種に類似しているか、あるいはそれに関連する理由で条約第2条2(b)項に従って掲載されている種も、関連予防措置に従うことを条件として削除する。そして

h) 当該種の管理に関して権限を持つ政府間組織の見解がもしあれば、考慮に入れるものとする。

附属書IとIIを改正するための提案は、入手可能な最善の情報に基づいて、適切であれば、付記6の書式で提示されるべきであることを決議する。

種を附属書Iに移行するか、または著しい取引の再検討の規定に従い、検討中の種に対してゼロ輸出割当量を定めるという提案を提出する提案者に対し、その再検討に関する適用可能な知見を考慮に入れるよう奨励する。

附属書IまたはIIの改正案に対する注釈は適用可能な締約国会議決議に従って作成され、影響を受ける部分な

らびに派生物に関して具体的かつ正確であり、可能な限りの範囲で既存の注釈と調整すべきであることを決議する。

十分な関連生物学データが入手できる場合、改正案を裏付ける提案文書に数値評価を盛り込むよう締約国に奨励する。

この条約で与えられる保護の有効性を監視するため、生息国と提案者は、資金を得られることを条件として、附属書IとIIに掲載された種の状態を、動物委員会、植物委員会の協力を得て、定期的検討を行うものとするを決議する。

締約国と協力組織に対し、附属書改正案の準備、管理計画の立案、附属書への種の掲載の有効性の検討において、要望があればそれに応じて財政面・技術面の援助を提供するよう呼びかける。締約国は広義の生物多様性という意味でこれらの目的を達成するため、他の利用可能な国際機構や手段の利用を受け入れるものとする。 ■

## 付記1 附属書Iの生物学的基準

以下の基準は、付記5に掲げた定義、説明、ガイドライン、さらに商業利用される水生生物種の「衰退」の定義の適用に関する脚注と、併せて読むものとする。

以下の基準のうち少なくともひとつを満たす、もしくは満たす見込みが高い場合、その種は絶滅のおそれがあるとみなされる。

A. 野生個体群が小さく、以下のような特性のうち少なくともひとつを持つ。

- i) 個体数または生息地の面積および質において、衰退が観察、推定あるいは予測される。または
- ii) 各地域個体群が非常に小さい。または
- iii) 個体の大半が、一世代あるいはそれ以上の期間、地理的に集中する。または
- iv) 個体数の短期的変動が大きい。または
- v) 内的または外的要因による高い脆弱性。

B. 野生個体群の分布面積が制限され、以下のうち少なくともひとつの性質を持つ。

- i) 分断化またはきわめて少数の場所に生息。または
- ii) 分布面積または地域個体群の数における大きな変動。または

iii) 内的または外的要因による高い脆弱性。または

iv) 以下の項目のいずれかにおいて衰退が観察、推定、あるいは予測される。

- －分布面積、または
- －生息地の面積、または
- －地域個体群の数、または
- －個体数、または
- －生息地の質、または
- －加入量。

C. 野生での個体数における衰退が、以下のいずれかに該当する。

- i) 現在進行中あるいは過去に発生した（だが、再発の可能性はある）ことが観察されている。または
- ii) 以下のいずれかに基づき推定または予測される。
  - －生息地の面積における減退。または
  - －生息地の質における減退。または
  - －捕獲採取のレベルまたはパターン。または
  - －内的または外的要因による高い脆弱性。または
  - －加入量の減少

## 付記 2a 条約第 2 条 2 (a) 項に基づく附属書 II への種の掲載に関する基準

以下の基準は、付記 5 に掲げた定義、説明、ガイドライン、さらに商業利用される水生生物種の「衰退」の定義の適用に関する脚注と、併せて読むものとする。

入手可能な取引データおよび野生個体群の状態ならびに傾向に関する情報に基づき、以下の基準の少なくともひとつを満たす時、種を附属書 II に掲げるものとする。

A. 近い将来に附属書 I への掲載が適格となる事態を回避するために、その種の取引の規制が必要であることが

判明しているか、または推論あるいは予測できる。または

B. 野生からの標本の捕獲採取が、その継続またはその他の影響によって、種の存続が脅かされる水準にまで野生個体群を縮小させないよう保証するために、その種の取引の規制が必要であることが判明しているか、または推論あるいは予測できる。

■

## 付記 2b 条約第 2 条 2(b) 項に基づく附属書 II への種の掲載に関する基準

以下の基準のいずれかひとつを満たす場合、第 2 条 2(b) 項に従い種を附属書 II に掲げることができる。

A. 取引される形でのその種の標本が、第 2 条 2(a) 項または附属書 I の規定に基づき、附属書 II に掲げる種の標本に似ており、CITES 掲載種の標本を見た取締官が

それらを区別できそうもない。または

B. 現在の掲載種に関する有効な取引規制が達成されることを保証するために、上記基準 A に挙げた理由以外で説得に足る理由がある。

■

## 付記 3 特殊な場合

### 分割掲載

複数の附属書への種の掲載は、それが引き起こす施行上の問題という観点から、一般的には避けるべきである。

分割掲載が行われる場合は、一般に亜種ではなく国内または地域個体群に基づいて行うものとする。ある種の一部の個体群を附属書に掲載し、残りは附属書に掲載しないまま放置するという分割掲載は、通常は認めるべきではない。

いかなる国の司法管轄範囲内にも入らない種の場合、附属書での列挙の際、個体群の定義に既存の国際協定—もしも存在すれば—で使われる条件を用いる。そのような国際協定が存在しなければ、附属書は個体群を地域あるいは地理上の座標によって定義すべきである。

種レベルよりも低い分類は、附属書では使用しない。ただし、当該分類群がきわめて識別しやすく、その名称を用いても施行上の問題が起きない場合はその限りではない。

### 上位分類群

上位分類群の全種が附属書 I または II に掲げられている場合、それらはその上位分類群の名称で掲げる。上位分類群の一部の種が附属書 I または II に掲げられ、その他全部が他の附属書に掲載されている場合、後者の種は上位分類群の名称で掲げ、附属書での注釈の使い方に関する関連決議の規定に従い適切な注釈を付ける。

附属書 II への上位分類群の掲載から附属書 I への分割掲載に個別の植物種を移行するための提案作成を検討する締約国は次のことを考慮する。

- i) それを人工的に繁殖させることがどの程度容易か。
- ii) 現在、人工的に繁殖させた標本をどの程度栽培に利用できるか。および
- iii) 特にそれが取引される形においてなど、その種の識別に関する実施上の問題。

■

## 付記 4 予防措置

附属書 I または II の改正の提案を考慮するにあたり、種の状態に関し、あるいは取引が種の保護に及ぼす影響に関し、予防的アプローチの観点により不確実な要素があった場合、締約国は当該種の保護にとっての最善を期して行動し、その種にとって予測される危険に応じた対策をとる。

- A. 1. 附属書 I に掲載された種は、まず附属書 II に移し、締約国会議間の間隔最低 2 期間分にわたり、取引がその種に及ぼす影響をモニターしない限り、附属書から削除してはならない。
2. 附属書 I に含まれる種については、付記 1 の関連基準を満たさない場合で、以下の予防的保護手段のうちひとつを満たす場合にのみ附属書 II へ移行されるべきである。
- その種に対しては国際取引の需要がなく、それを附属書 II に移すことが、附属書 I に含まれる他の種の取引を刺激したり、あるいは施行上の問題を引き起こす見込みが低い。または
  - その種に対しては取引の需要がある見込みが高いが、締約国会議が以下の項目に満足できるような管理が行われている。
    - 条約の要件一特に条約第 4 条一の原産国による履行。および
    - 適切な施行管理と条約の要件への準拠。または
  - 改正案の支持文書中に記述された管理手段に基づき、有効な施行上の規制が行われるという条件で、改正案の一部として締約国会議が承認した輸出割当または他の特別な対策を適用。または
  - 適用可能な締約国会議決議と一致するランチング案を提出し、承認される。
3. 附属書 I の種を附属書 II へ移行する提案に関しては、当該種について留保している締約国が考慮すべきではない。ただし、その締約国が改正案採択

後 90 日以内に留保を撤回することに同意すればその限りではない。

- 附属書 II から削除した場合、近い将来に附属書掲載の条件を満たすようになる見込みが高い場合、いかなる種も削除してはならない。
  - 締約国会議の過去 2 回の合間に、著しい取引の再検討の規定に基づき保全状態を改善する勧告の対象になった種は附属書 II から削除してはならない。
- B. 上記 A. 2. c. に従い、種を附属書 II に移す場合、以下の検討手順を適用するものとする。
- 植物委員会、動物委員会またはある締約国が他の締約国の管理手段への準拠および輸出割当量に関する問題に気づいた場合、事務局にその旨を通知し、その後、事務局がその件を解決できない場合、事務局は常設委員会に通知し、常設委員会は当該締約国と協議した後、全締約国に対し、その締約国との CITES 掲載種の標本の取引を停止し、および/または、その個体群を附属書 I に戻す提案を準備するよう寄託政府に要請することができる。
  - 割当量とそれを支持する管理手段を検討する上で、動物または植物委員会が準拠あるいは種に対する潜在的な害に関する問題に直面した場合、その関係委員会は寄託政府に対し、適切な矯正措置を講じるよう要請する。
- C. 上記 A. 2. c) 項に従い定められる割当量に関し
- 締約国がその割当量の再検討、改正または削除を望む場合、締約国会議の次回会合で検討するための適切な提案を提出する。
  - 限られた期間について割当量が定められた時、その期間後に新たな割当量が定められるまで割当量はゼロになる。
- D. おそらく絶滅したとみなされる種については、再発見された場合に取引によって受ける影響が考えられる場合、附属書 I から削除してはならない。これらの種には附属書に「絶滅の可能性あり」という注釈をつける。 ■

## 付記 5 定義、解説、ガイドライン

注：この付記で数値ガイドラインを引用している箇所では、それらは単に例として提示しているにすぎない。生物学的特性の相違により、全分類群に適用可能な数値を示すことは不可能である。

### 種

条約第 1 条で、「種」という用語は「種もしくは亜種またはその地理的に隔離された個体群」と定義されている。

「種」および「亜種」は種の生物学的概念に言及して

おり、それ以上の定義を必要としない。

これら 2 つの用語は品種も包含する。

「地理的に隔離された個体群」とは特定の地理的境界内の種または亜種の一部を指す。これは個体群または下位個体群、または漁業管理で理解される特定の場場合に便利な用語として「系群」を指すこともある。

これまで締約国会議は「地理的に隔離された個体群」を地理的境界によって区切られた個体群と解釈しており、地理的境界に関するもう 1 つの選択肢はめったに使われない。

### 取引によって影響を受ける

以下の場合、種は「取引によって影響を受けているか、または受けることがある」。

- i) それが取引されており（条約第1条の「取引」の定義に従い）、取引がその種の状態に悪影響を与えているか、または与えるかもしれない。または
- ii) それが取引されているか、またはその種に明らかな潜在的な国際的需要があり、野生での存続に悪影響を与えることがあることが疑われる。

### 分布域

ある種の「分布域」は、自然分布域外への侵入または移入の場合を除き、既知、推論、予測される分布域全部を包含するように引くことができる想像上の最短の連続した境界と定義される（ただし、分布域の推論と予測は慎重かつ予防的方法で行うものとする）。だが、想像上の境界内の領域から、その種が生息しないかなりの領域が除かれるため、分布域の定義にあたっては種の空間分布における不連続または分離に注意を払うべきである。移動性の種については、分布域はいずれかの段階におけるその種の存続に不可欠な最小域である（例えば営巣地、移動性種の採食地など）。ある種が限られた分布域を持つという決定は分類群ごとに異なり、生息地の特性、個体数密度、固有性などを考慮に入れるものとする。

### 衰退

「衰退」はある種の豊度（abundance）、分布域の面積または生息地の面積の減少を意味する。個体数の測定が内因性の困難を伴う場合、分布域という観点から見た衰退を評価する方が適切なことがある。

衰退は2種類の方法で表現できる。それは (i) 全体的

な長期的衰退の程度または (ii) 最近の衰退率である。長期的衰退度は基準となる個体群または分布域からの推定または推論される総縮小率（%）である。最近の衰退率は、最近の期間における豊度または分布域内での変化の割合（%）である。衰退度に関する基準値の推定または推論に使うデータは可能な限り遠い過去にまで及ぶようにする。

衰退を認める判定は分類群ごとに異なり、例えば関連分類群の個体数変動などのいくつかの考慮事項によって正当性を確認できる。過去の著しい衰退度を示す一般的なガイドラインは基準値の5% - 30%の衰退率とされ、その種の生物学的特性と生産性に従い、その間で上下する。生産性はある個体群の最大成長率（%）である。それは生殖生物学、生殖能力、個体成長率、自然死亡率、成熟年齢、寿命の複雑な関数である。生産性の高い種は生殖能力が高く、個体の成長が速く、世代交代が速い傾向がある。

極値である5%と30%は比較的少数の種にしかあてはまらないが、中にはこれらの極値よりもさらに外にはずれる種もある。ただし、これらの2つの値は単に例としてのみ提示されている。生物学的特性の相違により、全分類群に適用可能な数値を示すことは不可能である<sup>2</sup>（商業利用される水生生物種への衰退の適用については脚注を参照）。

最近の著しい衰退率に関する一般的なガイドラインは過去10年間または3世代のいずれか長い方における50%以上の衰退である。個体群が小さい場合、過去5年または2世代（いずれか長い方）における20%の衰退率の方が適切なことがある。ただし、これらの2つの値は単に例としてのみ提示されている。それは生物学的特性の相違により、全分類群に適用可能な数値を示すこと

<sup>2</sup> 商業利用される水生生物種への衰退率の適用

海洋および大規模な淡水域ではほとんどの場合、5-20%という狭い範囲の方が適切とみなされ、生産性が高い種では5-10%、生産性が中程度の種では10-15%、生産性が低い種では15-20%とされる。だが、この範囲からはずれる種もある。低生産性と低死亡率の間には相関関係があり、高生産性と高死亡率の間にも相関関係がある。生産性の指標として考えられる1つの目安は自然死亡率で、年0.2-0.5という範囲が中程度の生産性を意味する。

一般に、附属書Iへの掲載を考慮する第一の基準は歴史的な衰退の程度である。衰退の程度を推定するための情報が限られている状況では、最近の期間の衰退率自体が衰退の程度に関してある程度の情報を提供できることがある。

附属書IIへの掲載については歴史的な衰退の程度と最近の衰退率を合わせて考慮する必要がある。歴史的衰退度が高く種の生産性が低い場合ほど、最近の衰退率が重要になる。

著しい最近の衰退率についての一般的なガイドラインは、約10年の期間内に現在の個体数水準から歴史的衰退度に関するガイドライン（つまり利用される魚種の基本値の5-20%）まで個体数を引き下げるような衰退率である。最近の衰退率が極端に高い場合を除き、歴史的衰退度が50%未満の個体群については、めったに心配する必要はない。

個体群が顕著に衰退していない場合でも、上で附属書I掲載に

関する考慮について推奨した衰退度ガイドラインに近ければ、附属書IIへの掲載を考慮することができる。「近い」という言葉の定義としては、その種の生産性を正当に考慮に入れた上で、関連する衰退率よりも5%から10%高い範囲と考えることができる。

最近の衰退率が重要になるのは、それがまだ起きているか再開する可能性があり、約10年の期間内に附属書Iの衰退度ガイドラインにおいてその種に適用可能な点に到達すると予想される場合に限られる。それ以外の場合は、重要なのは全体的な衰退度である。十分な情報が入手できれば、約10年の期間にわたる最近の衰退率を計算すべきである。入手できるデータが少なければ、より短い期間の年率を使うことができる。傾向が変化した証拠がある場合は、より最近の一貫性のある傾向の方を重視する。ほとんどの場合、衰退が続くと予想された場合にのみ掲載が考慮される。

上記の割合を考えるにあたり、分類群・事例別に絶滅の危険性に影響を与えそうな生物学的およびその他の要因を考慮する必要がある。分類群の生物学的特性、利用パターン、分布域によっては、脆弱性要因（この付記に列挙したような）によって危険性が増すことがあり、一方、軽減要因（たとえば絶対数が多い、退避地の存在など）によって危険性が低下することもある。

が不可能なためである。

過去の衰退度と最近の衰退率は互いに関連させて考慮すべきである。一般に、過去の衰退度が高く種の生産性が低いほど最近の衰退率が重要になる。

過去の衰退度または最近の衰退率を推定または推論するにあたり関連データ全部を考慮に入れるものとする。衰退は進行中である必要はない。短期間のデータしか入手できず、これらのデータに基づく衰退度または衰退率に不安がある場合も上記ガイドラインを適用すべきである（必要に応じ、または関連性があれば、外挿する）。ただし通常、自然変動は衰退の一部としてみなされないが、証拠がない限り、観察された衰退は必ずしも自然変動の一部とはみなされない。計画した水準にまで個体数を減少させる科学的基盤に基づく捕獲計画に従い実行され、その種の存続に有害でない合法的活動の結果として起きる衰退は、普通は「衰退」という言葉に包含されない。

### 変動

当該個体群の規模または分布域が広く、速く、または頻繁に変動する時、個体群の規模または分布域の変動が大きいとみなされる。個体数に短期的な大きな変動があるという判定は分類群ごとに異なる。例えばそれは分類群での 1 世代の長さに依存する。

### 分断化

分断化とは、ある分類群中の個体の大部分が、小さな比較的孤立した地域個体群中にみられる場合を指す。この結果、これら小さな地域個体群は絶滅する確率が高くなり、再確立の確率は低い。

### 世代の長さ

「世代の長さ」は最新のコホート（つまり個体群中の新生個体）の親世代の平均年齢である。したがって、世代の長さは個体群中の繁殖個体の回転率を反映する。一生に一度しか繁殖しない種を除き、世代の長さの値は最初の生殖年齢よりも大きく、最高齢の繁殖個体の年齢よりも小さい。危機に瀕して世代の長さが変動する場合は、より自然な（つまり障害が発生する以前）世代の長さを使う。

### 推論または予測される

これは間接または直接的方法を用いた推定のことである。推論は直接の測定値または間接的証拠のいずれかに基づき行われる。予測では実現しそうな将来価値を推論するための外挿を含む。

### 近い将来

これはある種が附属書 II に掲げられていない限り、付記 1 の基準をひとつ（またはそれ以上）満たすと推論または予測できるような時間的期間を意味する。これは分類群と事例ごとに異なるが、5 年よりも長く 10 年よりも短いはずである。

## 個体群の関係

### 個体群

「個体群」は、その種の個体の合計を意味する（「種」は条約第 1 条およびこの付記で定義されている）。

### 野生個体群

「野生個体群」は、この付記で定義した分布域内で自由に生活するその種の個体の合計を意味する。

### 地域個体群

「地域個体群」は、個体群中の地理的またはそれ以外の点で識別可能な集団で、個体群どうしの間に限られた遺伝的交流しかないものをいう。

### 個体群の規模

個体群または地域個体群の規模について詳細を提示するとき、提示される情報が総個体数の推定値または効果的な個体群規模（つまり、環境のおよび行動的に、またはそれ以外に、野生で生殖が抑制された個体を除く繁殖可能な個体）あるいは別の適切な測定値、指標または個体群の構成要素に関係するか明確にする。

生活環の全部または一部について生物学的に他の種に依存する種の場合、宿主または共生種に関する生物学的に適切な値を選択する。

### 小さな野生個体群

野生個体群が小さいという判定は分類群ごとに異なり、いくつかの考慮事項によって正当性を確認できる。例えば関連する分類群の個体数である。生産性の低い種については、推定するためのデータが存在すれば、5,000 個体未満という値が小野生個体群を構成する適切なガイドライン（しきい値ではない）と判断されてきたが、生産性が高い種では、その値はもっと高くなる可能性がある。ただし、この値は単に例としてのみ提示されている。それは全分類群に適用可能な数値を示すことが不可能なためである。この数値ガイドラインがあてはまらない場合が多数存在する。

### 極小野生地域個体群

野生地域個体群が極小であるという判定は分類群ごとに行われる。推定するためのデータが存在する種については、500 個体未満という値が極小野生地域個体群を構成する適切なガイドライン（しきい値ではない）と判断されてきた。ただし、この値は単に例としてのみ提示されている。全分類群に適用可能な数値を示すことは不可能である。この数値ガイドラインがあてはまらない場合が多数存在する。

## 絶滅の可能性あり

過去に生息が知られている地域全体において、生息地であることが判明しているかまたはそう疑われる場所を適切な回数（毎日、季節ごと、毎年）徹底的に調査したにもかかわらず、1 個体も記録できなかった場合、その種は「絶滅の可能性あり」とみなされる。ある種をおそらく絶滅したと宣言するには、その種のライフサイクルと生活様式から考えて適切な時間枠にわたって調査を実施すべきである。

**加入**

「加入」とは有性生殖か無性生殖のいずれかにより個体群中に追加される個体の総数である。

**絶滅のおそれがある**

「絶滅のおそれがある」という用語は付記1で定義されている。絶滅の脅威に対する種の脆弱性は、個体群の個体数動態、生物学的特性（体のサイズ、栄養状態、ライフサイクル、繁殖構造、あるいは生殖を成功させるために必要な社会構造など）、そして密集する習性が原因の脆弱さ、個体群サイズの自然変動、かつ／または定着性／移動性パターンによって変化する。このため、すべての分類群に適用できる個体群サイズまたは分布面積という数的な基準値を求めることは不可能である。

**脆弱性**

「脆弱性」は絶滅の危険性を増大させる（たとえ緩和要因を考慮に入れた場合も）内因性または外因性の影響を受けやすいことと定義できる。衰退のパーセント値、地域個体群規模または分布制限区域の地域個体群の規模に伴う絶滅の危機に影響を与えるいくつかの分類群または事例固有の生物学的その他の要素が存在する。これらは以下のいずれかの側面になりうるが、それらに限定されない。

**内的要因**

— 生活史（例えば低い生殖能力、遅い個体成長率、成

熟年齢が高いこと、長い世代時間）

- 低い絶対数またはバイオマスまたは制限された分布域
- 個体群の構成（年齢／規模の構成、性比）
- 行動要因（例えば社会構造、移動、集合行動）
- 密度（定着性または半定着性の種について）
- 特殊化した最適要件（例えば食性、生息地）
- 共生その他の共依存型などの種間の関連性
- 低下した遺伝子多様性
- 逆補償減少（利用が存在しない場合でも衰退が続く傾向）
- 固有性
- 種子散布機構
- 特殊化した受粉媒介者

**外的要因**

- 選択的に行われる除去（加入を阻害することがある）
- 外来侵入種による脅威（交雑、病気の伝染、略奪など）
- 生息地の悪化（汚染、土壌浸食、外来侵入種による変性など）
- 生息地の消失／破壊
- 生息地の分断
- 厳しい環境条件
- 病気による脅威
- 急速な環境の変化（例えば気候型の移行）
- 確率事象



## 付記6 附属書改正提案書式

以下の資料は附属書改正案と適切な支持文書提出のための追加情報と指示を提供するものである。提案者は締約国会議に十分な質と十分な詳細を伴う十分な情報を提供し、提案された措置に関して確立された基準に照らし合わせて会議が提案を裁定できるようにするという必要性に従って行動するものとする。これは関連する発表済みならびに未発表の情報源を使うべきであることを意味する。ただし、種によっては科学的情報量が制限されることが考えられる。生態学的に類似する関連する分類群または種からの類推が判定に役立つことがある。その提案に関する情報を取得するために特に調査が実施された場合、締約国による評価を行うために十分な詳細を盛り込んだ調査結果を提出する。

提案書は普通12ページまでに（参考文献の一覧を除く）制限されるので、締約国は注意すること。提案書が12ページを超える場合、提案国は条約の公用語に翻訳した文書を提供する。さらに、これは提案書式の全要素を取り上げられないことがあることを意味する。

**A. 提案書**

提案国は附属書に対する特定の改正およびそれに関

連する注釈または但し書きを示す。提案国はその種が関連基準を満たすとする根拠が正当であることを明記する。

- 附属書Iへの掲載または附属書IIから附属書Iへの移行。この決議の付記1中のどの基準が満たされるかを明記する。
- 附属書IIへの掲載
  - 第2条2(a)項に従い。この決議の付記2中のどの基準が満たされるかを明記する。
  - 第2条2(b)項に従い
    - 酷似問題（付記2bの基準A）という理由から。この場合、すでに附属書に掲載されている類似種名をC.11「追記」に記載する）
    - 他の理由から（この決議の付記2aのかつ／または付記3で言及したような）
    - この決議の付記4で指定した予防措置に従い、附属書Iから附属書IIに移動。この決議の付記2中のどの基準が満たされるかを明記する。この決議の付記1中の基準がもはや満たされない理由を明記する。この決議の付記4中の

措置のどれが満たされるか、または実施されるかを明記する。

- 一 附属書 II から削除。この決議の付記 2 中の基準が満たされない理由を明記する。
- 一 他の措置（説明、例えば割当の改正など、が必要）

#### 注釈

附属書への掲載に対する特定の注釈を提案する場合、提案国は次のことを行う。

- 一 提案する注釈が適用可能な決議を遵守していることを保証する。
- 一 注釈の実用上の意図を示す。
- 一 新規注釈と既存注釈の調整を図る。かつ
- 一 影響を受ける部分ならびに派生物に関して具体的かつ正確に記す。

### B. 提案者

提案者はこの条約の第 15 条に従い、締約国のみとしなければならない。

### C. 支持文書

#### 1. 分類

提案者は提案の対象である分類群を締約国会議が明確に識別できるよう、十分な情報を提供するものとする。

- 1.1 綱
- 1.2 目
- 1.3 科
- 1.4 属、種、亜種（命名者と年を含む）

当該種が締約国会議が採用した標準名称リストまたは分類参考資料のひとつに含まれる場合は、その参考資料が示す名称をここに記入する。当該種が採用された標準参考資料のひとつに含まれない場合は、提案者は使用した名称の引用源として参考資料を示す。

#### 1.5 同義の学名

特に種の取引に使われる場合を始め、提案国は当該種について現在使われることがある他の学術名または同義語に関する情報を提出する。

- 1.6 俗名（適切であれば、取引名を含む）
- 1.7 コード番号

当該種がすでに附属書に掲載されている場合、CITES 識別マニュアル中のコード番号を記載する。

#### 2. 概要

提案の重要な要素について簡単な概要を提示する。締約国は支持文書の重要な節を引用する。

#### 3. 種の特性

この項目で必要な情報は調査、文献調査、関連研究の要旨である。使用した参考文献は提案書の項目 12 に列挙しなければならない。入手可能な情報の質が大幅に異なることは了解されており、これらの指示は必要な情報のタイプを示したものである。提案が地理的に離れた個体群または亜種に関するものである場合、関連性があれば生物学的種の全体を考慮に入れ、適切な背景情報を提示する。

#### 3.1 分布

その種について現在知られている分布域を明記する。可能であれば種の分布が連続的であるかどうかを示す情報を提示し、連続的でない場合は、どの程度まで断片化しているかを示す。

#### 3.2 生息地

その種が占める生息地のタイプを明記し、関連性があれば生息地の特異性の度合いおよび種の生息域全体での各生息地タイプの広さを明記する。

#### 3.3 生物学的特性

その種の全般的な生物学的ならびに生活史の特性（例えば生殖、加入、生存率、移動、性比、再生または生殖に関する戦略）の要旨を提示する。

#### 3.4 形態的特性

色を含むその種の形態的特性の全般的記述および分類学上の近縁種から識別するための形態的特徴に関する情報を提示する。

#### 3.5 生態系内でのその種の役割

入手可能であれば、その種が生態系内で果たす役割およびその他の関連する生態学的情報、この提案がその役割に対して与える潜在的影響を提示する。

#### 4. 状態と傾向

この項目には基準に従い過去と現在の傾向を評価するための定性的ならびに定量的情報が含まれる。使用する情報源は提案の項目 12 に列挙しなければならない。入手可能な情報の質が異なることは了解されている。以下の指示は可能ならば提示すべき情報のタイプを示している。提案が地理的に離れた個体群または亜種に関するものである場合、関連性があれば適切な背景情報を提示できるよう生物学的種の全体を考慮すべきである。入手可能であれば提案書には関連する定量分析結果、資源量の評価などを盛り込む。観察、推論、予測のどれに基づき結論を引き出したかを提案書に記載する。

##### 4.1 生息地の傾向

生息地の変化の性質、速度、範囲（例えば生息地の消失、悪化、変化）に関する情報を提示し、適用可能であれば断片化の程度と生息地の質における目に見える変化を記載する。適切であれば生息地と個体数の傾向の間にみられる関連性も記述する。

##### 4.2 個体群の規模

入手可能な最新のデータに基づき、現在の総個体数または可能であれば関連する年齢層ごとに分けた個体数の推定値を示す。使用したデータ源に関する情報を提示する。適切であれば地域個体群の数とそれらの推定規模を提示する。個体群の規模は生息地のタイプその他の方法論上の考慮事項を十分顧慮し、個体数密度を参考にして推定できる。

##### 4.3 個体群の構成

現在の個体群の構成およびその構成中での過去または現在の時間的変化（例えば社会構成、個体数動態、成熟個体の割合、性比など）に関する情報を提示する。

##### 4.4 個体群の傾向

種の数量における現在と過去の傾向に関する基礎的

で定量的ならびに定性的情報を提示する（情報源を示すこと）。なんらかの傾向があれば、それらの傾向を測定した期間を示す。その種の個体群規模について自然に著しい変動が起きる場合は、その傾向が自然な変動を上回るものであることを実証する情報を提示する。傾向の推定に世代時間を使用した場合は世代時間の推定方法を明記する。

#### 4.5 地理的傾向

種の分布において現在と過去になんらかの傾向があれば、それらの傾向を測定した期間を示し、入手可能な情報を提示する。関連性があれば分布域における変動の程度と周期性に関するデータを示す。

### 5. 脅威

人が引き起こす脅威の性質、強度、可能であれば相対的重要性を明記する（例えば生息地の消失および／または悪化、過剰利用、導入種による競争／捕食／病気の影響、交雑、毒物、汚染物質など）。

### 6. 利用と取引

#### 6.1 国内利用

その種について判明しているすべての用途のタイプと規模を指定し、可能であれば傾向も示す。採取方法の詳細も提示する。飼育繁殖、人工繁殖、野生標本からの利用の規模を示す。

存在が判明している在庫、およびそれらを廃棄するためにとられる可能性のある手段の詳細を示す。

#### 6.2 合法的国際取引

国際取引のレベルを定量化し、引用した統計値の情報源をあげる（例えば税関統計、CITES 年次報告書データ、FAO のデータ、業界レポートなど）。取引のレベルに関する推定値を正当化する根拠を示す。取引の性質に関する情報（例えば、主に営利目的、主に生きた標本、主に部分と派生物、主に飼育繁殖または人工繁殖された標本など）と、改正案がどのような形で取引の性質に影響を及ぼすと予測されるかを示す。

#### 6.3 取引される部分ならびに派生物

可能な範囲で、取引される製品のタイプも含め、部分ならびに派生物、それらの部分ならびに派生物固有の税関の関税コード、それらの部分ならびに派生物を取引する主な輸出入国を列挙する。

#### 6.4 違法取引

可能な範囲で、国内・国際的な違法取引のレベルを定量化し、その性質を説明する。国内利用または合法的な国際取引のための合法的な採取に関するこの取引の相対的重要性を査定する。改正案がこの取引の性質に及ぼすと予測される影響に関する情報を示す。

#### 6.5 実質または潜在的な取引の影響

当該種に対する脅威として、全体的利用（国内利用を含む）と比較した国際取引のための現在および／または将来の利用の重要性について考察する。

### 7. 法制度

#### 7.1 国内

生息地も含めた種の保護に関係する法の詳細を、個

別に（絶滅のおそれのある種に関する法など）、あるいは総合的に（野生生物に関する法とそれに伴う規制など）示す。法律上の保護の性質を示す（つまり、その種が全面的に保護されているか、または採取が規制または制御されているか、など）。種の保護および／または管理を保証する上でのこの法の有効性を査定する。

当該種の取引の管理をつかさどる法に関する同様の情報を示す。この種の違法取引を規制する上でのこの法の有効性を査定する。

#### 7.2 国際

当該種に関する国際的手段の詳細を示し、そのような手段によって可能になる保護の性質を盛り込む。その種の保護および／または管理を確保する上でのこれら手段の有効性を査定する。

当該種の取引の管理に関する国際的手段に関する同様の情報を示す。その種の違法取引を規制する上でのこれら手段の有効性を査定する。

### 8. 種の管理

#### 8.1 管理措置

生息国において当該種の個体群を管理するために設置された計画の詳細を提示する（例えば野生からの管理収穫、飼育繁殖または人工繁殖、再導入、ランチング、割当制度など）。適切であれば、計画されている収穫率、割当の設定と実施のために計画された個体群規模を決定する手順、野生生物管理に関する助言が考慮されるよう保証するための機構などの詳細も含める。

適用可能であれば、当該種の利用から保全および／または管理計画（例えば価格設定制度、地元社会の所有権、輸出関税など）への復帰を保証するために使われる機構の詳細を提示する。

#### 8.2 個体群のモニタリング

野生個体群と野生からの除去の持続可能性に関するモニタリングのために設置された計画の詳細を提示する。

#### 8.3 規制措置

##### 8.3.1 国際

CITES に加え、当該種の標本の国際的境界を越える移動を規制するために設置された措置に関する情報を提示する。マーキング制度が導入されていれば、それに関する情報を含める。

##### 8.3.2 国内

当該種の野生からの持続可能な収穫を保証することを目的とした生息国内の規制に関する情報を提示する。適切であれば教育、法の遵守、法執行活動に関する情報と計画の有効性に関する評価を含める。

#### 8.4 飼育繁殖と人工繁殖

適用可能であれば、当該国内の当該種に関するプランテーションを含む商業的な飼育繁殖または人工繁殖事業の詳細を提示し、それには飼育ストックと生産の規模、これらの事業が保全計画に寄与する度合い、あるいはそれらの事業がなければ野生の標本が満たして

いたはずの需要を事業が満たす程度を含める。飼育繁殖または人工繁殖計画の管理面での潜在的意味について考察する。また、可能な限りの範囲で原産国外での飼育繁殖または人工繁殖の普及に関する情報も提示する。

#### 8.5 生息地の保全

入手可能であれば、その種の生息地に関する保護区の数、規模、タイプ、および保護区域外での保全計画に関する情報を提示する。

#### 8.6 安全策

種の附属書 I から附属書 II への移行または附属書 II からの削除を求める提案、または実質的注釈が関係する提案の場合、関連するあらゆる安全策に関する情報を提示する。

改正案により当該種の取引が増えそうな場合、それが類似種の非持続的取引につながらない理由を説明する。

### 9. 類似種に関する情報

取引される標本が酷似している種の名称を提示する。どのように識別するかを詳細に提示し、特に頻繁に取引される商品または部分や派生物の詳細を含め、専門家でなくとも情報を与えられれば確実に識別できると期待することが妥当かどうかを説明する。掲載を提案された種の標本を類似種の標本、特にもっとも頻繁に取引される標本から識別する上での難しさをいかに解決するかを詳

細に提示する。

#### 10. 協議

直接の接触により、あるいは CITES 事務局を通じ、種の生息国から提案に関する所見を得るために行われた協議の詳細を提示する。各国から受けとった所見を提示するものとする。所見は求めたが、支持文書に入れるのに十分な時間内にそれらを受けとらなかった場合は、その旨注記する。要請した日付も記入する。

著しい取引の再検討の対象である附属書 II 掲載種の附属書 I への移行を提案する場合、提案国は影響を受ける生息国および適切であれば動物委員会または植物委員会と協議する。提案国は改正案を提出する理由の正当性を証明する根拠を明らかにする。CITES 事務局を介した締約国との協議の場合は、生息国からの情報と非生息国からの情報を分離する。

他の国際協定または政府間組織による管理も行われている種の場合、それら組織あるいは団体の所見を得るために行われた協議の詳細を提示し、それらの所見が支持文書でどのように取り上げられたかを示す。所見を求められたが、支持文書に入れるのに十分な時間内にそれらを受けとらなかった場合、その旨注記する。要請した日付も記入する。

#### 11. 追記

#### 12. 参考



## 決議 10.13 (改正) \*

\* 第13回締約国会議で改正

## 木材種に関する条約の実施

改正案には関係する分類群に関する生物学および取引上の最大限の情報を盛り込むべきであることを認識し、

そのような情報は木材取引および／または森林経営に関する専門知識を持つ国際組織からしばしば入手できることを意識し、

附属書IおよびIIおよびIIIの解釈に言及された部分および派生物は明瞭に定義されるべきであることを認識し、

締約国が木材の年間取引に関して十分に報告し、合意された測定単位を使う必要性を強調し、

曖昧なところのない木材の識別は、その性質上、特定の専門知識を必要とする複雑な手順になりうることを意識し、

木材識別資料の作成が条約の有効な実施にとって不可欠であり、作成の費用はかなりの額になることを認識し、

木材取引グループおよび施行係官と話し合い、木材種の現地名およびそれに対応する学名に関する標準命名法の使用について合意に達するためにいくつかの国の当局が採用してきた方法は有用と思われることに留意し、

さらに、条約の目的は国際取引による過剰伐採から一定の種を保護することにより、現世代および将来の世代のために野生動植物相の保護を保証することであることを留意し、

条約は条約の第3条、4条、5条の要件に従う取引により、および生物学的な状態の評価および有効性のある施行のための取引の監視の改善により、木材種を含む動植物の保護の推進において決定的な役割を果たすことができることに留意し、

商業取引は当該種の存続に悪影響を与えないレベルで実施されるならば、種および生態系の保護にとって有益な場合があることを認識し、

締約国は附属書に掲げられたいかなる種に関しても、より厳重な国内措置を講じる権利を有することも認識し、

そのような措置は掲載された種の保護とは無関係な影響を及ぼすことがあり、当該種がCITES附属書に掲げられた目的と直接関係しない目的のために講じられる可能性があることを意識し、

附属書IIまたはIIIへの種の掲載がその種の取引の禁止を意味するという誤解があることに留意し、

そのような誤解はCITESに掲げられた木材種の建築家、技術者、商業事業その他による利用の禁止または制約、および消費者によるそのような品目の使用の減少を含む負の影響を及ぼすことがあることを認識し、

教育は条約の有効性のある実施における重要な手段であることを承知し、

寒帯、温帯、熱帯の国際的に取引されている多くの木材種が適当な植林技術を通じて持続可能な方法で管理可

能だが、他の木材種についてはそのような知識が現在欠けていることに留意し、

いくつかの木材種は悪影響を及ぼすレベルの使用および国際取引のために脅かされている可能性があることに留意し、

## 条約締約国会議は

次のとおり勧告する。

## 国際組織に関して

a) 木材種に関して改正案を提出する意図を持ついかなる締約国も、生物学的および取引のデータを確認または要求するには、(他の合意された手続きとは無関係に) 下の表に掲載した組織中の最低4組織(BとTという2つのタイプ各々から2組織)と協議し、締約国に配布するために事務局に送付する前に、あらゆる関係情報を改正案に盛り込むべきである。

略号	国際組織	データ	
ATO	アフリカ木材機関		T
ATTO	アジア太平洋木材取引機関		T
CIFOR	国際林業研究センター	B	
FAO	国連食糧農業機関；林業部門	B	T
IBFRA	国際北方木材研究協会	B	
ITTO	国際熱帯林機関	B	T
IUFRO	国際森林研究機関連合	B	
IUCN	国際自然保護連合	B	
IWPA	国際木材製品協会		T
SPT-TCA	アマゾン協力協定暫定事務局	B	
TRAFFIC	トラフィック	B	T
UCBD	欧州硬木連合		T
UNEP-WCMC	世界自然保護 モニタリングセンター	B	
WWF	世界自然保護基金	B	

B = 生物学的データ  
T = 取引データ

b) 木材種に関するCITES附属書改正案が提出された時、決議9.24(Cop13で改正)の2番目の「解決する」のh)を実施するため、事務局はITTO、FAO、IUCNの見解を求め、それらを締約国会議に提出する。

## 部分および派生物に関して

c) CITES附属書の注釈に関し、次の定義を適用する。

## i) 丸太

樹皮が剥がれたかまたは辺材かによらず未加工、若しくは大まかに四角に切られ、挽き材、パルプ材またはベニヤ板に加工するためのすべての木(HSコード44.03<sup>1</sup>)。

## ii) 挽き材

単純に縦方向に挽かれた木もしくは縦断チップ

工程によって製造された木。挽き材は普通厚みが 6 mm を超える (HS コード 44.06<sup>1</sup>、HS コード 44.07<sup>1</sup>)。

### iii) ベニヤ板

普通 6 mm 以下の均一の厚みを持ち、普通剥がされるかまたは薄く切られた木の薄層またはシートで、ベニヤ張りの家具、ベニヤ容器などのための合板の製造に使われる (HS コード 44.08<sup>1</sup>)。

### iv) 合板

互いに貼り合わせて押しつけた 3 枚以上の木材シートで構成され、連続する層の木目がほぼ交叉するよう配置したもの (HS コード 44.12.13<sup>1</sup>、HS コード 44.12.14<sup>1</sup>、HS コード 44.12.22<sup>1</sup>)、および

- d) 木材として取引される種の部分および派生物に関する附属書における注釈では、可能な限りの範囲で、世界税関機構の調整システムの関税分類に基づく定義を用いる。

### 木材種に関する改正案に関して

- e) 附属書 II または III に木材種を掲げる提案では、どの部分および派生物を規制するかを明瞭に示す。  
f) これらの部分や派生物が丸太、挽き材、ベニヤ板でないとき、輸出許可書または再輸出証明書の有効期間の延長および／またはそれに記載された目的地の変更のための手続きを適用すべきである場合、提案国はそれ

と関連して決議 12.3 (Cop13 で改正) の改正も提案する。

### 「人工的に繁殖された」の定義に関して

- g) 単一種人工林で育成された木から取られた木材は、決議 11.11 (Cop13 で改正) に含まれる定義に従い、人工的に繁殖されたものとみなす。

### 木材種の保護における条約の役割の一般による理解の改善に関して

- h) 締約国は附属書 II または III に掲げられた種の木材標本の取引に対してより厳重な国内措置を課す前に、保護および取引に対する可能な限りの有害な影響を考慮する。  
i) 管理当局は政府機関 (地方自治体を含む)、NGO、産業界、一般大衆と協力し、条約の目的、規定、実施に関する情報を作成および提供することにより、附属書への種の掲載が種の標本の取引の禁止を意味するという誤解に反論し、附属書 II および III に掲げられた木材種の国際取引および利用は一般に許可され、有益にもなりうるというメッセージを行き渡らせる。

### 懸念される木材種に関して

- j) 分布国は生物学的状態および植林の必要性に関する知識により懸念が持たれる国内の国際的に取引されている木材種に特に注意する。 ■

<sup>1</sup> HS は取引される物品を記述し、コード化する世界税関機構の調整システムを意味する。木材に関して本文書で言及されているコードは次のとおりである。

44.03	皮を剥がれたかまたは辺材かによらず未加工、若しくは大まかに四角に切られた木
44.06	鉄道または路面電車の枕木
44.07	かんなで削られたか、やすりをかけられたかまたはフィンガージョイントされたかによらず、縦方向に挽かれたかもしくはチップされたか、薄く切られたか、または剥がされた厚み 6 mm を超える木
44.08	かんなで削られたか、やすりをかけられたかまたはフィンガージョイントされたかによらず、ベニヤ板及び合板用のシート (薄く切られているかを問わない) 及びその他の、縦方向に挽かれたか、薄く切られたかまたは剥がされた厚み 6 mm 以下の木
44.12.13	木材のシートのみで構成され、各層の厚みが 6 mm を超えず、下の小見出し備考 1* で指定した熱帯木材の外層を最低ひとつ持つような合板
44.12.14	木材の板のみで構成され、各層の厚みが 6 mm を超えず、非針葉樹木材の外層を最低ひとつ持つような合板
44.12.22	その他 (ひとつまたはそれ以上の層の厚みが 6 mm を超えることを意味する)、非針葉樹木材の外層を最低ひとつ持ち、下の小見出し備考 1* で指定した熱帯木材の層を最低ひとつ持つような合板

\* 小見出し備考 1: 小見出し 44.03.41 から 44.03.49、44.07.24 から 44.07.29、44.08.31 から 44.08.39、44.12.13 から 44.12.99 の目的に即し、「熱帯木材」という表現は以下のいずれかのタイプの木材を意味する。

アビュラ Abura, アカジョアフリカ Acajou d'Afrique, アフロルモシア Afrormosia, アコ Ako, アラン Alan, アンジローバ Andiroba, アングレ Aningré, アボゾラ Avodiré, アゾベ Azobé, バラウ Balau, バルサ Balsa, ボッセクレイア Bossé clair, ボッセフォンセ Bossé foncé, カチボ Cativo, セドロ Cedro, ダベーマ Dabema, ダークレッドメラランチ Dark Red Meranti, ジベツ Dibétou, ドウシエ Doussié, フラミレ Framiré, フレイジョ Freijo, フロメイジャー Fromager, フーマ Fuma, ゲロンガン Geronggang, イロンバ Ilomba, インブイア Imbuia, イベ Ipé, イロコ Iroko, ジャボティ Jaboty, ジェルトン Jelutong, ジェキティバ Jequitiba, ジョンコン Jongkong, カプール Kapur, ケンバス Kempas, クルイン Keruing, コジボ Kosipo, コチベ Kotibé, コト Koto, ライトレッドメラランチ Light Red Meranti, リンバ Limba, ロウロ Louro, マカランドゥバ Maçaranduba, マホガニー Mahogany, マコレ Makoré, マンディオケイラ Mandioqueira, マンソニア Mansonia, メンクラン Mengkulang, メランチバカウ Meranti Bakau, メラワン Merawan, メルバウ Merbau, メルバウ Merpauh, メルサワ Mersawa, モアビ Moabi, ニアンゴン Niangon, ニヤトー Nyatoh, オベチェ Obeche, オクメ Okoumé, オンザビリ Onzabilli, オレイ Orey, オバンコル Ovengkol, オジゴ Ozigo, パドック Padauk, バルダオ Paldao, バリッサントルグアテマラ Palissandre de Guatemala, バリッサンドルバラ Palissandre de Para, バリッサンドルリオ Palissandre de Rio, バリッサンドルロゼ Palissandre de Rose, パウアマレロ Pau Amarelo, パウマーフィム Pau Marfim, プライ Pulai, プナ Punah, クアルバ Quaruba, ラミン Ramin, サペリ Sapelli, サキサキ Saqui-Saqui, セプター Sepetir, シボ Sipo, スクピラ Sucupira, スレン Suren, チーク Teak, タウアリ Tauari, ティアマ Tiama, トラ Tola, バイロラ Virola, ホワイトラワン White Lauan, ホワイトメラランチ White Meranti, ホワイトセラヤ White Seraya, イエローメラランチ Yellow Meranti.

## 決議 10.14 (改正) \*

\* 第12、13回締約国会議で改正

## 私用のためのヒョウのハンティングトロフィーおよび毛皮の割当量

第8回締約国会議（京都、1992年）で採択され、第9回会議（フォートローダーデール、1994年）で改正された決議8.10（改正）を想起し、

条約第7条に従って免除を受けるまねな場合を除き、附属書Iの種の商業的取引は禁じられていることを想起し、

ヒョウ (*Panthera pardus*) は附属書Iに掲げられていることを想起し、

いくつかのサハラ周辺国ではヒョウには絶滅のおそれがないことを認識し、

ヒョウの殺害は生命および財産を守るため、および同種の存続を強化するため、輸出国によって許容される場合があることを認識し、

さらに、それらの輸出国は第2回締約国会議（サンホセ、1979年）で採択され、第9回会議で改正された決議2.11（改正）に従い、そのような死んだ標本の取引を認可し、条約第3条2項に従い輸出許可書を与えることができることを認識し、

第3条3(c)項で、輸入国の管理当局がその標本は主に商業目的に使われないと確認した場合にのみ輸入許可書が与えられると規定され、また、第3条2(a)項で、輸出国の科学当局がその輸出はその種の存続に悪影響を与えないと助言した場合にのみ輸出許可書が与えられると規定されていることを想起し、

この決議によって与えられる割当量の利用状態を監視することの重要性を認識し、

締約国は、決議8.10（改正）e)の勧告に従って年間輸出した毛皮の量を、事務局が締約国会議に間に合うようには、かならずしも報告されないことを想起し、

ヒョウの商業的市場が再開するのを締約国は望んでいないことを認識し、

## 条約締約国会議は

次のとおりに勧告する。

a) 条約第3条3(a)項に従い、ヒョウの全身またはほぼ全身の毛皮（ハンティングトロフィーを含む）を輸入するための許可を求める申請を検討するにあたり、輸入国の科学当局は考慮される毛皮が次の国のいずれかからのものであると納得した場合に輸入を承認する。これらの国は1年間に取られた「割当量」の欄に記入された数字以上の当該毛皮を輸出してはならない。

国名	割当量
ボツワナ	130
中央アフリカ共和国	40
エチオピア	500
ケニヤ	80
マラウイ	50
モザンビーク	60
ナミビア	250
南アフリカ	150
タンザニア連合共和国	500
ザンビア	300
ジンバブエ	500

b) 第3条3(c)項に従い、ヒョウの全身またはほぼ全身の毛皮を輸入するための許可を求める申請を検討するにあたり、輸入国の管理当局は次のような場合、当該毛皮が主に商業目的で使われるものではないことを確認する。

i) 毛皮は輸出国で所有者によって取得され、輸入国で販売されない私物として輸入されようとしている。

ii) 所有者が1年間に輸入する毛皮は2枚を超えず、それらの輸出は原産国の法律によって許可されている。

c) 輸入国の管理当局は、各毛皮に輸出国、年間割当量の中でのその標本の番号、その動物が野生で取得された年を示すセルフロックタグ—例えばZW 6/500 1997はジンバブエが輸出国、標本は1997年の割当量500に対し、ジンバブエで野生から取得された6番目の標本であることを表わす—が付けられ、タグと同じ情報が輸出書類に記入されている場合にのみ、ヒョウの毛皮の輸入を許可する。

d) 全身もしくはほぼ全身のヒョウの毛皮がこの決議の条件に従って取引される場合、第3条2(d)項の「受けている」という言葉は、輸入許可書が与えられることを輸入国の管理当局が書面で保証した時点で満足されたものとみなされる。

e) この決議で採択された制度は継続され、割当量の増加または新たな割当量（すなわちそれまで与えられていなかった国の割当量）については、第9回締約国会議で採択され第13回会議（バンコク、2004年）で改正された決議9.21（Cop13で改正）に従い、締約国会議の同意を必要とする。

決議8.10（改正）（京都、1992年、フォートローダーデールで1994年に改正）—「私用のためのヒョウのハンティングトロフィーおよび毛皮の割当量」を廃棄する。 ■

## 決議 11.1 (改正) \*

## 委員会の設置

\* 第 12、13 回締約国会議で改正

第 9 回締約国会議(フォートローダーデール、1994 年)で採択され、第 10 回会議で改正された委員会の設置に関する決議 9.1 (改正)を想起し、

全委員会共通の手続き規則が正式会議の必須要件であることを認識し、

条約締約国会議は

## 委員会の設置に関して

締約国会議の委員会を指定するためのシステムを作り、委員会設置にあたって従うべき手続きを確立することに合意し、

次のとおりに決議する。

- a) 締約国会議の特別委員会として恒久的な常設委員会を設置し、締約国会議の監督下におかれる。
- b) 動物委員会、植物委員会、学名命名委員会は締約国会議において会合では締約国会議の監督下におかれ、締約国会議と会議の間は、要請があれば常設委員会の監督下におかれる。
- c) 締約国会議は必要に応じ追加委員会を指定できる。
- d) 締約国会議もしくは常設委員会は特定の問題との取り組みに必要な特定の委任事項を持つ作業部会を指定できる。これらの作業部会の継続期間は締約国会議の次回会議までの期間を超えないよう規定され、次回会議時点で必要ならば更新が可能である。それらは締約国会議の直属とし、要請があれば常設委員会の監督下におかれる。
- e) 常設委員会によって採用された手続き規則は、実用性がある限り他の委員会にも適用される。
- f) 締約国会議で常設委員会の構成員として地域代表が選出される。
- g) 事務局は可能な限りの範囲内で、要請があれば、発展途上国、移行経済圏諸国、小島嶼開発途上国からの代表のために、関連委員会の会合への出席、妥当で正当と認められる委員の旅費、および常設委員会、動物委員会、植物委員会、学名委員会の委員長のその他の経費を支給できるよう備える。
- h) 締約国会議によって設置された全委員会をこの決議の付記に掲載する。
- i) 事務局は委員会議長の要請に応じ、承認された事務局予算の範囲内で事務サービスを提供する。

## 常設委員会における地域代表権に関して

次のガイドラインを実施するよう勧告する。

## A. 地域委員並びに代理地域委員の選出

- a) 地域委員並びに代理地域委員の選出にあたり、以下の点を考慮に入れるべきである。
  - i) 委員 1 名、代理委員 1 名の地域については、選出

において輪番を推奨する。

- ii) 委員 1 名、代理委員 1 名よりも多い地域では、バランスのとれた形で(地政学的、文化的、生態学的に)代表を選ぶよう努めるべきである。
- b) 地域での立候補は、締約国会議の少なくとも 120 日前までに、関係国が政府の経路を通して正式に提出する。これらの立候補は事務局を通じ、その地域の全締約国に通告される。
- c) ある地域に割り当てられる人数を超える立候補が提出された場合、締約国会議の会合中に、その地域の締約国による会議で投票を行う。選出には絶対過半数を必要とする(つまり、投票数の半分を超える数)。会議によって正式に認定された代表団のみが投票権を持つ。選出は会合の第 2 週目に行う。
- d) 委員並びに代理の選出は、彼らの前任者の任期満時に、前述の手続きに従い、1 回の過程での連続した投票によって行う。

## B. 委員並びに代理委員の交替時機

地域委員の任期は、彼らが選出された定期会合が終了した時点で始まり、その後の 2 回目の定期会合が終了する時点で終わる。この決議では代理委員には言及しないが、同じ規則が適用されるものと想定してよい。これは以下の項に従う。

- a) 委員 1 名、代理委員 1 名の地域については、選出は従来通りの方法で行うことができるが、ただし、A a) i) 項の勧告を考慮に入れる。
- b) 委員 1 名、代理委員 1 名よりも多い地域では、継続性を保証するために、すべての委員または代理委員を同じ会合で変更すべきではない。

## 締約国会議における地域会議に関して

次のとおりに合意する。

- a) 地域会議は公式という性格を備え、議題を持つものとする。取り上げた提案並びに合意に関する議事録を作成する。
- b) 各地域会議の議長は常設委員会の地域委員の代表とする。および
- c) 各地域は次のような特定の作業を行うことになっている。
  - i) 適宜、常設委員会委員および代理委員の選出。これらは締約国である。
  - ii) 動物委員会並びに植物委員会の委員および代理委員の選出。この決議の付記 2 に従い、動物並びに植物委員会の委員および代理委員は個人である。選出される個人は動物または植物全般および特に彼らが代表する地域に関する専門家とする。

- iii) 複数の委員を持つ地域は、締約国会議の次回会議までに、代表権を行使する方法を決定する。これについては各会合で検討する。
- iv) かなりの部分、締約国会議の議題によって決定される他の作業。地域代表は会議に先立ち、会議の議題を決める。これには代理代表の助けを借りることもできる。議題では i) および ii) 項で触れた点を取り上げ、かつ締約国会議の本会議または委員会 I 並びに II の会議で論じられる議題の主な項目、特に当該地域に関係する項目に関する討議の準備をする。

#### 動物並びに植物委員会における地域代表に関して

次のガイドラインを実施するよう勧告する。

##### A. 候補者の選出

- a) 代表候補者の提案は、活動の実施に必要な手段を彼らが獲得できることを可能な限り確約するために、関係する政府の支持を受ける。
- b) 提案された候補者の氏名並びに履歴書は、代表が選出される締約国会議の少なくとも 120 日前に、当該地域の締約国に配布する。
- c) 理想的には、候補者は科学当局と結びつきを持ち、CITES に関する十分な知識を備え、任務を果たすために十分な制度上の支援を受けるべきである。この

情報は履歴書にも盛り込むこと。

- d) 地域代表が個人である限り、締約国を提案された候補者として承認し、後にその締約国が個人を特定するという事は行ってはならない。

##### B. 委員並びに代理委員の交替時期

- a) 常設委員会と同じ手続きが適用されるなら、現在の委員および代理委員は次のように交替する。
  - i) 委員 1 名、代理委員 1 名の地域については、選出は常設委員会と同じ方法で行うことができるが、ただし、選出において輪番が推奨されていることを考慮に入れる。
  - ii) 委員 2 名、代理委員 2 名の地域では、継続性を保証するために、2 名の委員または代理委員を同じ会合で変更すべきではない。
- b) 代理委員は特定の委員の代理であるため、委員と同時に選出する。
- c) ある地域が委員または代理委員を再選出することを希望する場合は、それを阻む理由はない。  
決議 9.1 (改正) (フォートローダーデール、1994 年、ハラレ、1997 年で改正) — 「委員会の設置」を廃棄する。 ■

## 付記 1 締約国会議常設委員会の設置

締約国会議と会議の間の期間、条約の仕事と履行を指導する上で常設委員会が果たす重要な役割を考慮し、

南北間で起きる野生生物取引問題の数、そして影響を受ける附属書掲載種の状態を判断する上での常設委員会の重大な影響力を考慮し、

常設委員会での代表の構成に偏りがあると、生産国にとってきわめて重要な案件の決定において不公正な査定が行われる可能性があることを考慮し、

条約において地域が代表されることが、各地域に属する締約国の参加の度合いに明確に反映されることの重要性を考慮し、

#### 条約締約国会議は

次のような委任事項を持つ締約国会議常設委員会を再設置することを決議する。

締約国会議で合意された方針の範囲内で、常設委員会は次のことを行う。

- a) 条約の実施に関し、事務局に総合的な方針および業務に関する指示を与える。
- b) 会議での議事その他の要件の準備に関し、また、事務局が機能を果たす中で事務局に持ち込まれるその他の事柄に関し、事務局に指導並びに助言を与える。
- c) 締約国に代わり、信託基金その他の資金源による事務

局予算の編成並びに運用、締約国会議が認可した特定の機能を遂行するために事務局が行う資金調達的全側面を監督し、かつ、そのような資金調達活動の経費を監督する。

- d) 必要に応じて他の委員会の調整を行い、助言を与え、常設委員会自体もしくは締約国会議が設置した作業部会に指示を与え、調整を行う。
- e) 締約国会議と会議の間の期間に必要となる暫定的活動を会議に代わって遂行する。
- f) 締約国会議で検討する決議を起草する。
- g) 会議と会議の間に常設委員会が遂行した活動について締約国会議に報告する。
- h) 手続き規則が採択されるまで、締約国会議で事務局の役割を果たす。
- i) 締約国会議から委任されるその他の機能を果たす。以下のとおりに決定する。
  - a) 常設委員会の構成に関する次の原則
    - i) 常設委員会の委員は次のとおりに構成される。
      - A. アフリカ、アジア、中南米カリブ諸国、ヨーロッパ、北米、オセアニアから成る主要 6 地域の各々から次の基準に基づき選出される 1 カ国以上の締約国。
        - 1. 締約国数が 15 カ国までの地域から 1 代表

2. 締約国数が 16 ヶ国から 30 ヶ国までの地域から 2 代表
  3. 締約国数が 31 ヶ国から 45 ヶ国までの地域から 3 代表
  4. 締約国数が 45 ヶ国より多い地域から 4 代表
- B. 寄託国
- C. 前回国議開催国および次回会議開催国
- ii) 段落 A に記載された地域ごとに代理委員として選出された各締約国 1 ヶ国は、それが代理する国の代表が欠席した場合にのみ地域委員として会合に代表を出席させる。
  - iii) 常設委員会の委員構成は締約国会議の定期会議ごとに再検討される。地域委員の任期は選出される定期会議閉会時に始まり、その後の 2 回目の定期会議閉会時に満期となる。
- b) 常設委員会は次の手続きに従う。
- i) 全委員が委員会の仕事に参加できるが、投票権を持つのは地域委員または代理地域委員のみである。ただし、票が同数の場合は寄託国が決定票を入れる権利を持つ。
  - ii) 議長、副議長、その他必要な役員は地域委員により、地域委員の中から選出される。
  - iii) 締約国会議定期会議の間に、臨時会議が開催される場合、その会議の開催国はその会議の開催準備に関連する事柄について常設委員会の仕事に参加する。
  - iv) 技術委員会の委員長は定期的に常設委員会の会合に招かれる。
  - v) 常設委員会の委員ではない締約国は、参加権を持つが投票権は持たないオブザーバーという形で委員会の会合に代表を送る権利を与えられる。
  - vi) 議長は、いかなる人物または他の国もしくは組織の代表に対しても、投票権を持たないオブザーバーとして委員会の会合に参加するよう呼びかけることができる。
- vii) 事務局は常設委員会の会合の開催日時および場所を全締約国に通知する。
- c) 常設委員会の委員に対する旅費支給に関する原則
- i) 事務局は要請があれば、各地域委員の代表 1 名が年 1 度の常設委員会の会合に出席するための妥当で正当と認められる旅費を支給するよう予算を配分する。
  - ii) 委員は自費で旅費をまかなえるよう最大限の努力を払う。
  - iii) 常設委員会議長は締約国会議、常設委員会または事務局を代表して行った旅行の妥当で正当と認められる旅費全額について払い戻しを受けることができる。
  - iv) 旅費の支給を受ける地域委員の旅行手配は国連の規則並びに規定に従い事務局が行い、また、払い戻しが適用される場合、その申請は領収書による裏付けが必要とされ、旅行後から 30 日以内に事務局に提出されなければならない。
- 常設委員会の地域代表の任務に関して次のとおりに決議する。
- a) 地域代表は彼らの地域の締約国並びに事務局と流動的かつ永続的な連絡を維持する。
  - b) 常設委員会の会合に先立ち、代表は彼らの地域の締約国に議題を伝え、できればそれらの国々または地域に特に関連性を持つ事柄に関して意見を求める。また、会合の結果も報告する。締約国会議と会議の間に、少なくとも 2 回の地域会合を開き、その内 1 回の会合では、次回締約国会議に提出される提案を特に取り上げる。これらの会合は地域代表が招集する。
  - c) 地域代表は締約国会議の会合中に開かれる地域会議で、彼らの活動、率直的計画、実績について詳しく報告する。
- 締約国はこれらの報告に対して意見を表明することができ、それらは議事録に盛り込まれる。 ■

## 付記 2 締約国会議の動物委員会並びに植物委員会の設置

動植物の取引および管理に関する生物学的データと専門知識の不足に関し、締約国会議並びに個々の締約国が直面する多くの問題を了解し、

ある種が CITES 附属書に適切に掲げられているかどうかを評価する有効な手法として、その種の生物学上並びに取引上の状態の定期的再検討が必要であることを認識し、

かなりの水準で国際取引があり、かつ、そのような水準の取引に対してその種が耐え得るかどうかについての科学的情報が、当条約第 4 条 3 項の要件を満たすほど十

分には存在しない附属書 II 掲載種を識別する必要性を認識し、

世界の中でもアフリカ、アジア、中南米において生物多様性が高く、条約附属書に掲げる動植物の半数以上がそれらの地域に生息することを認識し、

北米地域の締約国がわずか 3 ヶ国であるのに対し、アフリカには 40 ヶ国以上、中南米カリブ諸国には 25 ヶ国以上、アジアには 20 ヶ国以上の締約国が存在し、それに加え、アジアは西のイスラエルから東の日本にまで及ぶことを意識し、

条約締約国会議は

次のような委任事項を持つ締約国会議動物委員会並びに植物委員会を再設置することを決議する。

締約国会議で合意された方針の範囲内で、動物委員会並びに植物委員会は次のことを行う。

- a) 締約国会議、他の委員会、作業部会、事務局に対し、附属書に掲げる動植物種の国際取引に関連するすべての事柄に関して助言並びに指導を提供し、それには附属書改定案も含まれる。
- b) 標準種名一覧表の作成および維持について学名委員会を補助する。
- c) 識別マニュアルに関する決議およびそれに関連する決定の実施について事務局を補助し、事務局から要請があれば、識別について起こりうる問題に関して附属書改正案を検討する。
- d) 科学当局を補助するための作業計画実施について事務局と協力する。
- e) 当条約掲載種の専門家である各地域の植物学者および動物学者を掲載した地域ごとの名簿を作成する。
- f) 次のことを行うために、取引による実質的な影響を受けるとみなされている附属書 II の分類群の一覧表を作成し、それらの分類群に関し、以下の事項について原産国からの意見を含む、入手可能なすべての生物学上並びに取引上の情報を検討し、査定する。
  - i) 取引がそれらの個体群に対して実質的な悪影響を及ぼしていないと結論するに足る十分な情報が存在するすべての種を除外すること。
  - ii) 取引が悪影響を及ぼしていると確信できる種のための修正策に関する勧告の実施。
  - iii) 取引水準が悪影響を及ぼすかどうかの判断基準として入手可能な情報が不足している種に関し、情報収集のためのプロジェクト優先課題を定めること。
- g) 取引量の変化を示す証拠があるか、または再検討の必要性を示す特定情報が得られた種に関する情報を査定する。
- h) 次の方法により、CITES 附属書に掲げる動植物種の定期的再検討を実施する。
  - i) これらの種の生物学上並びに取引上の状態を再検討するための日程を確定する。
  - ii) 取引される種の生物学的状態に関する問題もしくは潜在的な問題を特定する。
  - iii) 特定種を再検討する必要性に関して締約国と協議した後、原産国と直接協力して種を選抜し、再検討においてそれらの国々の支援を求める。
  - iv) その再検討の結果として、寄託政府を通じ、締約国会議で検討する改正案を準備し、提出する。
- i) 原産国から支援要求があれば、それらの国に管理の技術および手順に関する助言を与える。
- j) 動植物に関連する事柄に関し、締約国会議で検討される決議を起草する。
- k) 締約国会議または常設委員会が動物委員会並びに植

物委員会に委託するその他の機能を実施する。

- 1) 締約国会議と会議の間に遂行または監督した活動に関し、締約国会議および要請があれば常設委員会に報告する。

さらに、動物委員会は生きた動物の輸送に関連する案件も取り扱うことを決議する。

次のとおりに決定する。

- a) 動物委員会並びに植物委員会の委員は次のとおりに構成される。
  - i) 北米およびオセアニアで構成される主要地域各々から 1 名を選出。
  - ii) アフリカ、アジア、中南米とカリブ海諸国、ヨーロッパで構成される主要地域各々から各々 2 名を選出。
- b) a) の i) または ii) に記載された委員の代理委員として選ばれた者はそれぞれ、その者が代理する委員が欠席した場合にのみ会合で地域委員としてその地域を代表する。
- c) 委員会の委員構成は締約国会議の定期会議ごとに再検討される。地域委員の任期は選出される定期会議閉会時に始まり、その次後の 2 回目の定期会議閉会時に満期となる。
- d) どの締約国もオブザーバーという形で委員会の会合に代表を送る権利を与えられる。
- e) 議長並びに副議長は委員会によって選出される。
- f) 議長はいかなる人物または他の国もしくは組織の代表に対しても、オブザーバーとして委員会の会合に参加するよう呼びかけることができる。動物並びに植物委員会の委員および彼らの代理委員の任務に関して次のとおりに決議する。
  - a) 各委員は委員会の会合の間に行うべき作業に関し、代理委員と協力する。
  - b) 各委員はその地域内の締約国と定期的に連絡をとる。
  - c) ある地域に複数の代表がいる場合、代表は各人がどの締約国を代表するかについても合意する。それらの国々における窓口となる人物を特定する。その地域の非締約国との窓口も設ける。
  - d) 各委員は、事務局および地域または小地域レベルでの他の組織が開催するセミナーまたは関連する会合への参加などの仕組みを通じ、委員会の役割および機能、その権限、自分の地域に関係する問題についての意識を高める。
  - e) 委員会の会合に先立ち、委員は議題、特に地域内の国々に関係する事柄に関し、自分の地域の締約国と相談する。
  - f) 委員会の各会合で、委員は先立つ期間に関する報告書を提出する。
  - g) 委員は自分の地域の締約国に、委員会の各会合の結果について報告する。
  - h) 委員は委員会の次の会合に出席しない場合、十分な時間的余裕を見て、代理にその旨を伝えなければならない。

- i) 委員はその地域内の活動に関するすべての関連情報を後任者に提供する。
- さらに、植物委員会または動物委員会の地域委員に対する旅費支給に関する次の原則を決定する。
- a) 締約国会議の会期間に開かれる当該委員会の2回までの会合に出席するために、事務局は要請があれば地域委員の妥当で正当と認められる旅費を支給できるよう予算の中で備える。
- b) 委員は自費で旅費をまかなえるよう最大限の努力を払う。

- c) 旅費の支給を受ける地域委員の旅行手配は国連の規則並びに規定に従い事務局が行い、また、払い戻しが適用される場合、その申請は領収書による裏付けが必要とされ、旅行後30日以内に事務局に提出されなければならない。
- 事務局に対し、可能な限りの範囲内で、委員会が準備する刊行物の制作費として、外部の資金源から資金を提供するよう命じる。 ■

### 付記3 締約国会議の学名委員会の設置

種の生物学的名称が国によって異なることを認識し、上記の生物学的名称は不変ではないことに留意し、条約附属書で使われる学名が標準化されれば、締約国にとってきわめて有益であることを認識し、締約国会議（ジュネーブ、1977年）特別作業セッションで採択された勧告S.S.1.7で、附属書で用いる学名を標準化する必要性が認識されたことを想起し、

条約締約国会議は

次のとおりに決議する。

- a) 次のような委任事項を持つ学名委員会を再設置することを決議する。
- 締約国会議で合意された方針の範囲内で、学名委員会は次のことを行う。
- i) 条約附属書に掲げる全種に関し、亜種または植物品種の水準まで、同義名を含め、動植物分類群の標準化した学名参考文献を作成させるか、または適宜、既存の学名参考文献の採択を提案する。
- ii) ある分類群に関する新規または更新された参考文献（またはその一部）を受け入れるにあたり、下記の手続きに従った後、これをその分類群の標準参考文献として採択するよう締約国会議に提示する。
- iii) 動植物名並びに異名の標準参考一覧表を作成する上での最優先項目を次のとおりに定める。
- A. 種レベルで附属書の掲載する動植物の種名  
B. 属または科レベルで附属書に掲げる動植物の属名  
C. 科レベルで附属書に掲げる動植物の科名
- iv) 動物学並びに植物学上の学名の正しい使用に関し、既存の附属書を再検討する。
- v) 事務局から要請があれば、附属書改定案で種その他の当該分類群について正しい名称が使われていることを確認する。
- vi) 締約国によって提案された学名変更が、その分類群の保護の適用範囲を変えないことを確認する。
- vii) 締約国会議、他の委員会、作業部会、事務局に対し、

学名に関する提言を行う。

- b) 学名委員会は締約国会議が指名する2名の人物で構成される。その内、動物分類群に関する学名問題を取り扱う動物学者1名および植物分類群を取り扱う植物学者1名である。
- c) 副委員長は、締約国から委ねられた責任を果たすため、必要な専門家の意見を調整、監視、分析し、進捗状況の情報を提供するために動物委員会ならびに植物委員会と定期的に連絡を取り、締約国会議の各会合に間に合うよう報告を行う。
- 現行の標準学名参考文献の更新および新規参考文献の採択に関し、次の手続きを推奨する。
- a) 現行の標準学名参考文献の更新および新規参考文献の採択の過程は、学名委員会が主導で直接開始するか、または以下による学名委員会への提案の提出によって開始する。
- i) ひとつ以上の締約国  
ii) 動物委員会または植物委員会が主導で。および  
iii) 事務局が主導で、または締約国から受理した情報への対応として
- b) 変更案は公認の分類法に関する出版物に基づくものとする。ある分類群の学名上の状態に対する改正案についてまだ議論が続いている場合は、その新規分類法は採択すべきではない。
- c) 学名委員会は会合で提案について議論し、締約国会議による採択のために提出する前に、動物委員会ならびに植物委員会に勧告を提示し、それらの意見を求める。かつ
- d) 現行標準学名参考文献を更新または新規参考文献を採択するための最終勧告は、締約国会議の各会合の150日前までに用意する。かつ
- 事務局に対し、可能な限りの範囲内で、委員会が準備する刊行物の制作費として、外部の資金源から資金を提供するよう命じる。 ■

## 決議 11.3 (改正) \*

\* 第13回締約国会議で改正

## 遵守および施行

第6回および7回締約国会議（オタワ、1987年、ローザンヌ、1989年）で採択された決議6.3並びに決議7.5、第2回締約国会議（サンホセ、1979年）で採択され、第9回締約国会議（フォートローダーデール、1994年）で改正された決議2.6（改正）、第3回締約国会議（ニューデリー、1981年）で採択され、第9回会議で改正された決議3.9（改正）、第6回締約国会議で採択され、第9回締約国会議で改正された決議6.4（改正）、第9回会議で採択され、第10回会議（ハラレ、1997年）で改正された決議9.8（改正）を想起し、

条約の附属書Ⅱ並びにⅢに掲載される動植物の取引が一部の種の存続に悪影響を及ぼすことに関して、さまざまな締約国から表明された憂慮を認識し、

生きたものおよび死んだ動植物、およびそれらの部分・派生物の取引を規制する規定の遵守状態の監視、書類の発給、管理に関し、輸出国と輸入国両方の管理当局による不適切または不十分な実施が原因で過去に条約違反が何件か起きていることを意識し、

上記の違反が再発しないこと、および条約の目的のために定められたメカニズムが完全に実施され、絶滅のおそれがある動植物種の取引規制並びに有効な保護のためにその正常かつ効率的な機能が保証されることが、条約の全締約国にとり、倫理、生物学、生態学、経済的にもっとも有益であることを考慮し、

条約の規定を施行ならびに執行する能力には、締約国の間でかなりの差があることを意識し、

途上国はその特別な社会経済的、政治的、文化的、地理的状况により、適切な規制要件を満たす上で大きな困難を抱えているが、しかし、可能な限りの最高水準の効果を維持することがそのために免除されるわけではないことを認識し、

適切なCITES規制の欠如により、違法輸入を許し続けている消費国がいまだに存在する中、自国のCITES規制の施行において全生産国が極度の困難に直面し、そのような困難が他の締約国での施行問題を悪化させることを認識し、

附属書に掲げる種の標本の生産国からの違法輸出が貴重な野生生物資源に対して深刻な被害を引き起こし、管理計画の効果を下げることが認識し、

輸入国による留保が抜け穴となり、それを通じて原産国で違法に取得された標本が何ら規制を受けることなく合法的な市場を見つけることができるという事実を配慮し、

留保を維持する一部の輸入国が、第4回締約国会議（ガボローネ、1983年）で採択された決議4.25の勧告を検討することを拒否し、そうすることにより、自国の野生生物資源の保護を望む生産国の自然保護政策を弱めていることに注目し、

野生動植物の違法取引がいまだに主要な関心事であることを認識し、

これらの違法に取得された資源を輸入する国は世界的な違法取引を助長する直接的責任があり、このような方法で生産国の自然遺産が損害を受けることを考慮し、

締約国が条約によって定められたすべての規則を実施し、有効に遵守することが条約の成功にとり不可欠であることを考慮し、

もし彼らが条約の目的達成に成功したら、条約の執行は締約国のもっとも高いレベルの絶え間ない関心事でなければならぬことを確信し、

野生動植物の違法取引によって生じる深刻な問題と取り組むために条約の執行を強化する必要があること、またそのような取引から得られる利益と比べたときに、執行のための入手可能な資源はほんとうにわずかであるということを確認し、

条約の目的達成に成功するためには、締約国が条約の条約第8条1項により、締約国は条約の規定を施行し、それに違反した標本の取引を禁じるために適切な措置を講じること、およびそれには違法に取引された標本の没収または輸出国への返還を行うための措置が含まれる、と規定されていることを想起し、

条約の前文に、野生の動植物の一定の種を国際取引による過剰な捕獲から守るためには国際協力が不可欠であると明記されていることを認識し、

不正行為と疑われる野生生物取引に関連する事例と状況に関する迅速な情報交換を通じ、条約の適用において緊密に協力し、他の関連締約国が法的制裁を加えることを可能にするという締約国の義務を確認し、

1994年3月にイスラエルで開催されたアジア地域会合で、法執行協力に関する決議が採択されたことを歓迎し、

1995年10月に北京でこの件について開催されたワークショップで作成され、アジア地域での法執行協力機構を創設するために努力すると述べたアジア地域野生生物取引規制に関する北京声明を歓迎し、

野生動植物の違法取引に対する協力執行活動に関するルサカ協定によるCITES施行強化への寄与を認識し、

国、地域、国際レベルでのCITES当局ならびに野生生物法執行機関の間で協力と調整を改善する必要性を認識し、

2004年2月にシェパーズタウン（米国）で開催された会合でのCITES執行専門家グループの結論ならびに勧告に留意し、

事務局からの情報要求に締約国が対応する期限が第13条で指定されていないこと、また対応がない場合に回答拒否と解釈されないようにするためには期限設定が必要であることを考慮し、

野生生物の部分並びに派生物を示すためにある種の用語を使用した際、何らかの法律違反を引き起こす場合があることを考慮し、

施行過程において事務局が果たする役割の重要性および条約第 13 条で規定された手段を認識し、

第 13 条で規定された条約施行促進における事務局の役割、および施行機構間および教育目的の情報交換の円滑化のために事務局が国際刑事警察機構 (ICPO- インターポール) 並びに世界税関機構 (WCO) と共に講じた措置を自覚し、

入手可能な限られた資金を用い、締約国および事務局は既存の政府間施行機構並びに資源を最大限に活用すべきであることを意識し、

条約の対象種の違法取引をさらに削減するため、一層の措置が必要であることに同意し、

#### 条約締約国会議は

##### 遵守、規制、協力に関して

全締約国に対し、可能な限り早急に各国の管轄下にある領土内における野生生物取引の規制、特に隣国を含む生産国からの輸送に対する規制を強化し、管理当局を持つ国から発給された書類を厳重に確認するよう促す。

次のとおりに勧告する。

- a) 全締約国が：
  - i) 野生動植物の違法取引の深刻さを認識し、それを国内法執行機関における優先項目として特定する。
  - ii) CITES の執行を強化し、その規定の遵守を果たし、野生生物法執行機関を支援することを意図した国内行動計画を、日程、目標、資金調達の規定を盛り込み、策定することを考慮する。
  - iii) 野生生物法執行の責任を持つ係官に、税関ならびに警察のよく似た立場の係官に同等の訓練、地位、権限を与える。
  - iv) 附属書 II に掲げる動植物種の取引の規制に関係する条約の全機構ならびに規定に関し、また、附属書に掲げる種の違法取引からの保護を保証する全規定に関し、厳重な遵守と規制を保証する。
  - v) 上記規定に違反した場合、そのような違反に対して罰を与え、適切な矯正策をとるために、ただちに条約第 8 条 1 項に従う適切な措置を講じる。
  - vi) 違法取引に関係しそうなすべての状況と事実および規制措置に関し、そのような取引を全廃することを目的として、互いに情報を提供し合う。
- b) 特に輸入国は：いかなる状況または弁解のもとでも、輸出国または再輸出国により権限を持つと公式に指定され、事務局に正しく通知された管理当局以外には、階層水準とは無関係に、いかなる当局が発給した輸出または再輸出書類も受理しない。
- c) 附属書 II または III の種が取引に関与するいずれかの国の法律に違反して取引されていると輸入国が確信する理由がある場合、輸入国は：
  - i) その法律への違反が起きたと考えられる国にただち

に通知し、可能な限りの範囲で、取引に関連する全書類の写しをその国に提供する。

- ii) 可能な場合、条約第 14 条に規定されたように、その取引に対してより厳重な国内措置を適用する。

##### 許可書および証明書で部分並びに派生物に対して使われる名称に関して

次のとおりに勧告する。

- a) 許可書および証明書を発給するにあたり、締約国は部分並びに派生物の名称に関し、事務局が定めた標準学名法を使う。
- b) 事務局は学名法の草案を作成し、締約国に提出する。締約国は 60 日以内に意見を提示し、その後、事務局は最終的な学名法を確定する。学名法の修正にも同じ手続きが適用される。

##### 第 13 条の適用に関して

次のとおりに勧告する。

- a) 第 13 条の適用において、違反の疑いがある件に関する情報を事務局から要求された場合、締約国は 1 ヶ月の期限内に回答するか、または可能ならば、その月内に要求を受理したことを通知し、要求された情報を提供できると考える日付を、たとえおおよその日付であっても提示する。
- b) 要求された情報が一年の期限内に提供されなかった場合、締約国は回答できなかった理由の説明を事務局に提供する。
- c) 事務局が特定の締約国で条約実施に関する重大な問題が生じていると認識した場合、事務局は当該締約国と協力し、その問題の解決に努め、必要に応じて助言または技術援助を申し出る。
- d) 解決策が即座にみつからないように思える場合、事務局はその件に注目するよう常設委員会に促し、常設委員会は解決策をみつける手助けをするという観点から、当該締約国と直接接触し、その件を追求することができる。
- e) 上記の実施上の問題およびそれらを解決するために講じられた措置に関する情報を、事務局は通告を通じて可能な限り完全に締約国に通報し続け、違反の疑いがある件の報告書でそれらの問題を取り上げる。

##### 事務局の執行活動に関して

締約国、政府間および非政府組織に対し、事務局の施行支援作業に資金を提供することにより、条約の施行に対する一層の財政支援を提供するよう促す。

事務局に対し、次の優先事項にその資金を使うよう命じる。

- a) 執行関係の事柄について事務局で作業を行う追加職員の名
  - b) 地域の法執行協定の締結並びに実施の支援
  - c) 締約国に対する訓練並びに技術援助
- 法執行問題との取り組みで事務局を支援するための執

行職員を外向させるよう締約国に促す。かつ

条約の機関、国内条約施行当局、既存の政府間組織、特に世界税関機構およびICPO-インターポールとの間でより密接な国際的連携を追求するよう、事務局に対して命じる。

#### 情報の通報と調整に関して

次のとおりに勧告する。

- a) 管理当局は訓練活動および共同会議を手配し、例えば国内の機関間委員会を設置するなどの方法で情報交換を促進することにより、税関および警察を含むCITES 施行担当政府機関との調整を図る。
- b) 締約国は、緊急の問題として、野生動植物の違法取引を調査する責任を持つ自国の関連国内法施行機関の詳細な連絡先を事務局に通報する。
- c) 締約国は事務局から自国が発給した書類の不正使用に関する通報を受けた時、必要であればICPO-インターポールに呼びかけ、その犯罪を教唆した者を特定するための調査を実施する。
- d) 偽の書類を提示された時、締約国は標本がどこにあるか、偽の書類がどこで発給されたかを割り出すために可能な限りのことを行い、適切であれば事務局およびその他の締約国に通報する。
- e) 地域レベルで野生生物法執行機関の間の協力ならびに調整を図るための適切な機構を作るために、締約国はそれぞれの地域内で協力する。
- f) 事務局は常設委員会と協議し、当初は附属書Iに掲げる種を中心に、必要に応じて臨時のCITES 執行特別委員会を設置する。
- g) まだ行っていない締約国は、関連国内執行ならびに起訴機関からインターポール野生生物犯罪作業部会に出席する係官を指名について考慮する。
- h) 締約国は事務局に意味のある違法取引事件に関する詳しい情報を提供する。
- i) 締約国は事務局に対し、可能な限り、有罪判決を受けた違法取引業者並びに常習犯に関する情報を提供する。および  
上記の情報を直ちに締約国に通報するよう事務局に命じる。および

#### 施行促進のための一層の行動に関して

さらに、締約国が次のことを行うよう勧告する。

- a) 以下により、国境警備、監査、審査のための包括的戦略の策定に必要な措置を講じる。
  - i) 物品の通関手続きおよび積み替え、仮通関、倉庫保管などの税関での手続きのための様々な手続きを考慮に入れる。
  - ii) 例えばCITES の要件、標本の識別、生きた動物の取扱いなどに関するCITES 関係の事柄を、規制責任者である係官が意識しており、それについて訓練されているよう保証する。
  - iii) CITES 許可書ならびに証明書の真正性ならびに有

効性を保証するために、特に必要であれば、有効性の確認を事務局に要求することにより、文書管理を実施する。

- iv) リスク評価ならびに対象設定の方針に基づき、物品の物理的検査を行う。
- v) 輸出および再輸出の時点で規制の質を引き上げる。かつ
- vi) これらの目標を達成するために必要な資源を提供する。
- b) 野生生物資源の管理とそれによる違法取引との戦いにおいて、国内および地方社会の支持と協力を確保するための誘因を宣伝する。
- c) 適宜、施行を目的として、機密保護の基準を守りつつ、非政府情報源から得られる情報を評価並びに活用する。
- d) 国内での特別野生生物法執行部隊またはチームの編成を考慮する。

締約国、政府間組織、NGO に対し、開発途上国ならびに移行経済圏諸国を中心に、できれば地域または準地域を基盤として、施行関係の訓練または訓練資料の提供を可能にする資金と専門知識を緊急に提供し、そのような国の野生生物法執行要員が十分な訓練と備えを与えられるよう保証するための資金を提供するよう促す。

附属書Iの種の標本の違法狩猟ならびに取引に関し、違反者の逮捕と有罪判決につながる情報に報酬を与えるよう各国に奨励する。

ICPO-インターポールに対し、次のように促す。

- a) フランス、リヨンのICPO-インターポール本部事務局内で野生生物犯罪専門の係官を指名する。かつ
- b) インターポール野生生物犯罪作業部会の代表によるCITES 締約国会議会合への出席を支援する。  
事務局に対して次のように命じる。
  - a) 世界税関機構、ICPO-インターポール、所管国内当局と協力し、
    - i) 適切な訓練資料を準備し、配布する。かつ
    - ii) 国境警備を担当する当局間の技術情報交換を促進する。かつ
  - b) 常設委員会の各会合ならびに締約国会議の各定期会合に、施行問題に関する報告書を提出する。  
次に列挙する決議またはその一部を廃棄する。
    - a) 決議 2.6 (改正) (サンホセ、1979年、フォートローダーデール、1994年で改正) — 附属書II および III 種の取引 — b) 並びに「要求」という表題の項
    - b) 決議 3.9 (改正) (ニューデリー、1981年、フォートローダーデール、1994年で改正) — 国際的遵守管理
    - c) 決議 6.3 (オタワ、1987年) — CITES の実施
    - d) 決議 6.4 (改正) (オタワ、1987年、フォートローダーデール、1994年で改正) — 違法取引の規制
    - e) 決議 7.5 (ローザンヌ、1989年) — 施行
    - f) 決議 9.8 (改正) (フォートローダーデール、1994年、ハラレ、1997年で改正) — 施行

## 決議 11.6 (改正) \*

\* 第13回締約国会議で改正

### ビクーニャの毛織物の取引

第8回締約国会議（京都、1992年）で採択され、第10回会議（ハラレ、1997年）で改正されたビクーニャの毛および毛織物の在庫に関する決議 8.11（改正）を想起し、

ビクーニャ (*Vicugna vicugna*) の個体群が条約の附属書 I 並びに II に掲げられていることを考慮し、

ビクーニャの毛から加工された毛織物の在庫および毛の在庫が、日本や英国などの国々および香港（中国）でみつまっていることに留意し、

「ビクーニャの保護並びに管理に関する協定」管理技術委員会（アルゼンチン、ボリビア、チリ、エクアドル、ペルー）の第8回定例会合が1987年9月にチリで開催され、そこで採択された CITES 事務局に向けた決議 No.56/87 で、全締約国、特にビクーニャの毛織物および毛の在庫を持つ締約国に定められた期間内にそれらの在庫の一覧表を提出するよう勧告することを CITES 事務局に要請し、また、在庫を持つ締約国が可能な限り早急に在庫の毛で毛織物を加工することを提唱したことを

考慮し、

「ビクーニャの保護並びに管理に関する協定」の加盟国によって採択された決議 No.56/87 に基づき、CITES 事務局が締約国への通達 No.472 で、それに従う対応をするよう締約国に要請したことを考慮し、

ビクーニャ協定管理技術委員会の第11回定例会合で採択された決議 No.97/90 で、CITES 事務局に対し、決議 No.56/87 で採択された合意について念を押していることを自覚し、

#### 条約締約国会議は

管理当局に対し、織物の裏に原産国に対応するロゴならびに商標 VICUÑA – COUNTRY OF ORIGIN が付いているか、またはそれが条約適用前のビクーニャの毛を含む織物である場合にのみ、ビクーニャの織物の輸入を認可するよう勧告する。かつ

決議 8.11 (改正) (京都、1992年、ハラレ、1997年で改正)  
— 「ビクーニャの毛と毛織物の在庫」を廃棄する。 ■

## 決議 11.8 (改正) \*

\* 第12、13回締約国会議で改正

## チベットアンテロープの保護及び取引規制

1999年10月12日から14日に中国の西寧(シーニン)で開催された「チベットアンテロープの保護および取引規制に関する国際ワークショップ」で、中国、フランス、インド、イタリア、ネパール、グレートブリテン・北アイルランド連合王国(英国)、米国の政府代表、およびCITES事務局並びにNGOの代表により、チベットアンテロープ(*Pantholops hodgsonii*)の保護および取引規制に関する決議案をめぐる討議が行われたことを想起し、

チベットアンテロープは附属書Iに含まれており、1979年以降、その部分およびに派生物のあらゆる商業的国際取引が条約によって規制されていることを意識し、

シャトゥーシュと呼ばれるこの種の高級毛糸およびそれから作られる製品を市場に供給する目的の密猟により、チベットアンテロープの野生の個体数が引き続き脅かされていることに留意し、

シャトゥーシュの加工および取引を有効に禁止することは大規模な密猟の規制をはじめとするこの種の現地での効果的な保護策に対する、きわめて重要な補助策であることを自覚し、

生息国と非生息国間の技術協力の強化および財政支援がチベットアンテロープのより効果的な保護に寄与することを認識し、

チベットアンテロープの保護における協力を促進し、チベットアンテロープの密猟と取り組む次のような締約国による試みを推奨する。

- a) 中国はチベットアンテロープの密猟および密輸の停止と本格的に取り組み、この種の自然保護区を確立した。
- b) フランス、インド、イタリア、英国、米国はチベットアンテロープの部分およびに派生物の違法取引を停止するための執行並びに法的対策およびそのような部分およびに派生物の識別技法の開発を含め、この種を保護するための措置を講じた。

条約締約国会議は

次のとおりに勧告する。

- a) 全締約国並びに非締約国、特に生息国並びに消費国がチベットアンテロープの部分およびに派生物の商業的取引全廃を目標として、チベットアンテロープの部分およびに派生物、特にシャトゥーシュの違法取引を実証可能なほど明白に削減するために、緊急に包括的な法律並びに施行上の規制を採用する。

b) 全締約国が「シャトゥーシュ」またはチベットアンテロープの標本を含むと称するあらゆる製品を、容易に識別可能なチベットアンテロープの部分または派生物として、すなわち決議9.6(改正)に規定された附属書I種に関連する規定の対象として取り扱い、そのような製品に関するこれらの規定を完全に実施するための法律が存在しない場合はそのような法律を制定する。

c) 全締約国が違法取引を抑止するための十分な罰則を採用し、かつチベットアンテロープの製品の実際の供給源およびチベットアンテロープの状態に関する一般市民の意識向上のための措置を採用する。

d) 領土内にチベットアンテロープの部分並びに材料の在庫が存在する全締約国並びに非締約国が、そのような在庫が取引に再利用されることを防止するための登録制度並びに国内措置を採用する。

次のとおりに命じる。

a) 事務局は関連締約国、政府間組織、NGOの支援を受け、密猟防止活動の改善、個体数調査の実施、保護戦略の策定、チベットアンテロープの部分および派生物の取引防止を目的として、チベットアンテロープの生息国に資金および技術援助を提供する。

b) 常設委員会は事務局の報告書に基づき、チベットアンテロープの製品の違法取引を減らすために、締約国の執行について定期的検討を行い、その結果を各締約国会議で報告する。かつ

次のとおりに促す。

a) チベットアンテロープの製品の加工国は、チベットアンテロープの毛の加工を禁止する努力を続ける。

b) 関連する経験並びに技術能力を持つすべての国および領土が、教育と意識向上、密輸のルート並びに方法などに関する法執行、チベットアンテロープの部分およびに派生物の識別のための技法に関し、協力および情報、技術、経験の交換を強化する。

c) 関連する締約国はチベットアンテロープの部分およびに派生物、特にシャトゥーシュの違法取引の規制を支援するネットワーク構築のために連絡場所を指定し、連絡方法の詳細を事務局に提供し、また、適宜、ICPO-インターポールのエコメッセージおよび世界税関機構(WCO)を含む既存の法執行ネットワークを最大限に活用する。 ■

## 決議 11.9 (改正) \*

\* 第 12、13 回締約国会議で改正

## アジアその他の地域の淡水カメ並びにリクガメの保護及び取引

淡水カメ並びにリクガメの世界的な国際取引で毎年数百万頭の標本が取引されていることを意識し、

ほぼすべてのアジア産淡水カメ並びにリクガメ種が取引され、数種はすでに附属書 I または II に掲げられていることを認識し、

淡水カメ並びにリクガメの採取は罟猟師、猟師、仲介者で構成される広範囲な非公式ネットワークを通じて実施され、特にアジアでかなりの採取活動および取引量があることに注目し、

それに加え、遅い成熟、少ない年間繁殖数量、高い幼体死亡率、および生息地の衰退並びに消失が原因で、一般に野生個体の淡水カメ並びにリクガメは、過剰捕獲に弱いことを考慮し、

淡水カメ並びにリクガメの取引の主な種類として、食品と伝統医療の両方の消費を目的とする淡水カメ並びにリクガメおよびその部分の大量取引、およびペットとしての特定種の取引という 2 種類があることに留意し、

リクガメ並びに淡水カメの特定の種が、特に食品および医薬品に対する需要を満たすために、生息国の内外で多数繁殖され、リクガメ並びに淡水カメの大規模商業繁殖による保全上の危険性および利点が十分判明していないことを意識し、

生きたリクガメ並びに淡水カメの輸送が、しばしば条約第 3、4 並びに 5 条の規定に従い実施されないこと、および特に生きたリクガメ並びに淡水カメの空輸が、しばしば IATA の規則に従い実施されないことに留意し、

リクガメ並びに淡水カメの無規制または非持続的な取引が、野生個体群に対して重大な脅威となり、これらの脅威と早急に取り組むには、国際協力が必要であることを認め、

2002 年 3 月 25 日～28 日に中国の昆明で開催されたリクガメ並びに淡水カメの保全および取引に関する技術ワークショップで、保全管理、CITES 実施、執行並びに取引規制、および実施能力育成の必要性に関する、勧告および、第 11 回会議（ギギリ、2000 年）に採択された決議 11.9 の改正に関する提案が行われ、それらが事務局から動物委員会に報告されたことを想起し、

## 条約締約国会議は

次のとおりに促す。

- a) 全締約国、特にアジア産リクガメ並びに淡水カメの生息国並びに輸出入国は、緊急に既存の法律の執行活動を強化並びに拡大する。
- b) 全締約国、特にアジア産リクガメ並びに淡水カメの生息国並びに輸出入国は、リクガメ並びに淡水カメの取引の規制に関する国内並びに国際レベルの野生生物法執行機関の間、および執行機関と国内 CITES 当局の間の協力を促進する。

- c) 全締約国、特にアジア産リクガメ並びに淡水カメの生息国は、国内産リクガメ並びに淡水カメ個体群を管理するための現在の活動に関する評価を実施し、必要であれば、例えばリクガメ並びに淡水カメの特定の生物学的要因を考慮に入れた割当量の設定などを通じ、それらの活動を改善する。
- d) 全締約国が、取引に関与する種を特定し、取引が野生個体群に対して与える影響を推定し、リクガメ並びに淡水カメの大規模商業繁殖の保全上の危険性および利点を評価するための調査計画を立案し、実施する。
- e) リクガメ並びに淡水カメの非持続的な捕獲並びに取引を、国内法で十分効果的に規制できない全締約国は、これらの種を適切に保護並びに管理するための法律を制定する。
- f) 全締約国において、特にアジア地域の締約国は、非持続的捕獲並びに無規制の取引がリクガメ並びに淡水カメに対して引き起こす脅威に対する公衆の意識を高め、NGO に対してこの件に関するポスターその他の教育ならびに情報資料を開発、制作、配布するよう奨励し、必要に応じ、施行係官が使用するリクガメならびに淡水カメに関する情報の編纂、普及、各国言語への翻訳を促進し、その際、既存の識別ならびに施行ガイドを利用し、識別、地元での名称、分布、図解に焦点を絞る。
- g) 全締約国が、採集者、取引業者、輸出業者、輸入業者、消費者のリクガメ並びに淡水カメ種の保全並びに持続的取引への参加を促進するための方法を探る。
- h) 全締約国、特にアジア地域の締約国は、2002 年 3 月 25 日～28 日に中国の昆明で開催されたリクガメ並びに淡水カメの保全および取引に関する技術ワークショップで行われた勧告を考慮に入れ、リクガメ並びに淡水カメの保全並びに管理、取引、条約実施の全側面において協力する。
- i) 全締約国、特にアジア地域の締約国は、リクガメ並びに淡水カメの生きた標本が没収された場合に遅滞なく実行できる決議 10.7 に準拠した行動計画を立案する。
- j) リクガメ並びに淡水カメの生息国は、事務局、業界代表、関心を持つ政府、NGO、その他適切な利害関係者と協力し、アジア産リクガメ並びに淡水カメの保全に関する地域行動計画を含め、CITES に掲載されたリクガメ並びに淡水カメに関する管理戦略を策定する。
- k) 全締約国は生きたリクガメならびに淡水カメのすべての積み荷が関連 IATA ガイドラインを遵守して輸送されるよう保証する。
- l) 全締約国は生息国ならびに関連政府機関と協力し、押収または没収されたリクガメならびに淡水カメのための救助センターを設立し、運営するために、関心のある NGO またはその他の団体の間の連携を促進する。

かつ

m) リクガメならびに淡水ガメの取引を認可するそれらの種の生息国は、第 8 条 7(b) 項に従う定期報告に、この決議の実施の進捗状況に関する情報を盛り込む。

かつ

事務局に対し、この決議に従い CITES に掲載されてい

るリクガメ並びに淡水カメに関する管理戦略並びに行動計画を立案並びに実施するために財政援助を必要とし、それを要求する生息国に対する締約国、国連専門機関、政府間並びに NGO、業界団体、業界、その他適切な方面からの財源確保を援助するよう命じる。 ■

## 決議 11.11 (改正) \*

\* 第 13 回締約国会議で改正

## 植物の取引の規制

第 9 回締約国会議(フォートローダーデール、1994 年)で採択され、第 10 回会議(ハラレ、1997 年)で改正された植物に関する CITES の施行に関する決議 9.18 (改正)を想起し、

特定の野生植物種を国際取引による過剰な捕獲から保護するための国際協力の手段を条約が提供していることを意識し、

条約並びにいくつかの締約国会議決議の植物に関する文章は植物の栽培における最新の発展および人工繁殖された植物の取引に照らして起草されない場合があるか、または起草され得なかったことを意識し、

植物に関して条約を実施するにあたり条約締約国がこれまで直面し、いまだに直面している多数の特定問題を想起し、

ランのフラスコ入り実生に関する性質など、植物の取引および植物の生物学的性質には動物と同類とみなすことができないユニークな側面があり、時に植物には異なる取り組みが必要であることを認識し、

閉じた苗床に由来するランのフラスコ入り実生の取引の規制は、一般にラン種の自然個体群の保護に関係があるとみなされないことを認識し、

条約に基づく植物の国際取引取締に伴う問題の多くに人工繁殖標本が関与することを認識し、

第 7 条 4 項、5 項の免除を受ける資格がない附属書 I 掲載植物種の標本の取引については、条約第 3 条の規定がいまだに許可の根拠であることも認識し、

人工繁殖のための商業事業設立を目的とした附属書 I 植物種の野生採取標本の輸入は条約第 3 条 3(c) 項によって除外され、第 5 回締約国会議(ブエノスアイレス、1985 年)で採択された決議 5.10 でさらに説明されていることに留意し、

人工繁殖植物を大量に輸出する特定の締約国が、野生植物の保護を維持しつつ事務作業を減らす方法および人工繁殖植物の輸出業者が条約の要件を理解し遵守できるよう支援する方法をみつける必要があることに注目し、

注釈により示される CITES 条文の免除規定に従い、植物標本の合法的な国際取引が可能となり、またそのような免除の資格は原産国の外では失効することを意識し、

そのような標本はその後の国際取引のために CITES 許可書または証明書を必要とすることを意識し、

原産国で発給された輸出許可書を伴わない場合、そのような CITES 許可書または証明書の発給は困難なことがあることを認識し、

条約締約国会議は  
「人工的に繁殖させた」の定義に関して

この決議で使われる用語について以下の定義を採択する。

a) 「制御された条件下で」は植物生産という目的で人工的に集中的に操作された非自然環境を意味する。制御された条件の一般的な特性としては、耕作、施肥、除草ならびに害虫駆除、灌漑、または鉢植え、苗床もしくは天候からの保護などの種苗事業を含むが、それらに限定されない。および

b) 「栽培された親株」は繁殖に使われ、制御された条件下で育成された植物の集合を意味し、輸出国の指定 CITES 当局が満足する程度に以下の条件を満たすものとする。

i) CITES および関連国内法の規定に従い、野生でのその種の存続に有害でない方法で確立された。かつ

ii) 野生からの補充の必要性を最小限にするか除去し、そのような補充は例外としてのみ起こり、栽培された親株の生長力と生産性を維持するために必要な量に限られるよう、繁殖に十分な量が維持されていた。「人工的に繁殖させた」という用語は以下の植物標本を指すと解釈すると決定する。

a) 制御された条件下で育成された。かつ

b) 免除されるか、または栽培された親株から派生した種子、切り枝、株分け、カルス組織またはその他の植物組織、胞子またはその他の胚芽から育成された。切り枝または株分けから育成された植物は、取引される標本が野生から採取されたものを含まない場合にのみ人工的に繁殖させたとみなされると決定する。かつ

野生から採取した種子または胞子から育成された標本については、関係する分類群について以下の条件を満たす場合にのみ、免除を与え、人工的に繁殖させたとみなすよう勧告する。

a) i) 多数の樹種で見られるように、標本が生殖年齢に達するまでに長い時間を要し、栽培された親株の確立が実際上かなり困難である。

ii) 種子または胞子が野生から採取され、生息国内の制御された条件下で育成され、生息国がその種子または胞子の原産国でもある。

iii) その生息国の関連管理当局が、種子または胞子の採取が合法的であり、その種の保護と保全に関する関連国内法と一致すると決定した。かつ

iv) その生息国の関連科学当局が以下のように決定した。

A. 種子または胞子の採取は野生でのその種の存続に有害ではなかった。かつ

B. その標本の取引を許可することが野生個体群の保全に肯定的影響を与える。

b) 最低限、上記 iv) A ならびに B を遵守するために

- i) この目的のための種子または胞子の採取は野生個体群の再生を可能にする方法に限られる。
  - ii) そのような状況下で生産された植物の一部は、将来栽培された親株としての役割を果たし、種子または胞子の追加供給源になり、よって野生から種子を採取する必要性を削減または除去するプランテーションの確立に使われる。かつ
  - iii) そのような状況下で生産された植物の一部は、既存個体群の回復を促進するか、または絶滅した個体群を再確立するために、野生での再移植に使われる。
- c) そのような条件下で商業目的のために附属書 I の種を繁殖させる事業の場合、附属書 I の種の人工的に繁殖させた標本を輸出する種苗事業の登録に関するガイドラインについての決議 9.19 (CoP13 で改正) に従い、CITES 事務局に登録する。

#### 接ぎ木した植物について

以下のように勧告する。

- a) 接ぎ木した植物は、台木と接ぎ木の両方が上記の定義に従い人工的に繁殖させた標本から取られた場合のみ人工的に繁殖させたものとして認識される。かつ
- b) 異なる附属書に掲げる分類群で構成される接ぎ木した標本は、より厳重な附属書に掲げる分類群の標本として扱われる。

#### 交配種に関して

次のとおりに決定する。

- a) 交配種は附属書 II または III 中の特定の注釈によって CITES の規制から除外される場合を除き、その親のいずれかまたは両方が附属書に掲げられた分類群に属していれば、たとえその交配種が附属書に特に掲げられていない場合でも、条約の規定の対象となる。
- b) 人工的に繁殖された交配種に関して
  - i) もっとも厳重な附属書に関連する規定が適用される場合、附属書 I に掲げる植物種その他の分類群に注釈を付ける (第 15 条に従う)。
  - ii) 附属書 I に含まれる植物の種またはその他の分類群に注釈が付けられた場合、それに由来するすべての人工繁殖交配種の標本の取引には、輸出許可書または再輸出証明書が必要になる。
  - iii) ひとつ以上の注釈が付かない附属書 I の種またはその他の分類群に由来する人工繁殖交配種は附属書 II に含まれるものとみなされ、したがって、附属書 II に含まれる種の人工繁殖標本に適用可能なすべての免除を受ける資格を得る。

#### 附属書 I に掲げるラン科のフラスコ入り実生について

試験管中の固体または液体培地から取得され、無菌の容器に入れて輸送される附属書 I に掲げるラン種のフラスコ入り実生については、第 7 条 4 項および第 1 条 (b)(iii) 項の規定を考慮に入れ、この免除に関する決議 9.6 (改正) からの逸脱に合意した上で、上記定義に従

い人工的に繁殖させた場合にのみ CITES の規制を免除されると解釈するよう勧告する。

#### 免除による国際取引が行われる植物標本について

CITES の規定の免除を受けて合法的に輸出入された標本が免除の資格を失った場合、免除資格を失った国がそれらの原産国とみなされると決定する。

#### 植物での執行に関して

締約国に対して、次のことを保証するよう勧告する。

- a) 執行係官は CITES の要件、CITES 植物標本の検査並びに通関を司る手続き、および違法取引の摘発に必要な手続きについて十分情報を得ている。
- b) 執行機関は標本が野生から取得されたものか、または人工繁殖されたものかを含め、取引される植物標本の識別を可能にする資料並びに専門知識を利用できる。
- c) 施行機関は可能性のある違法取引を摘発するために、年次報告書、植物の健康に関する書類、ナーセリー (栽培場) のカタログ、その他の情報源を利用する。
- d) 施行機関は施行の優先課題を設定並びに実施することを目的として、管理当局並びに科学当局との密接な連携を維持する。および
- e) 施行を改善するために、取引されるものを注意深く検査し、特に人工的に繁殖させたと申告された植物を輸入と輸出両方の時点で検査する。

#### 救出された植物標本の取引に関して

次のとおりに勧告する。

- a) 締約国は可能な限り常に環境に変化をもたらす計画が CITES 附属書に掲げる植物種の存続を脅かさないよう、また、附属書 I 種の現地での保護を国内並びに国際的責務とみなすよう保証する。
- b) 一致協力した試みにより、上記の計画が CITES 附属書に掲げる種の野生個体群を危険な状態に置かないよう保証することができなかった場合、締約国は保護された標本の培養を確立する。
- c) 保護された附属書 I の植物標本、および取引が種の存続に有害な可能性がある附属書 II の保護された標本の国際取引は、次の条件全部が満たされた場合に許可される。
  - i) 上記の取引が野生においてではないとしても、明瞭に種の存続を強化する。
  - ii) 輸入がその種の保護および繁殖という目的で行われる。
  - iii) 輸入が「真正の」植物園または科学施設によって行われる。

#### CITES による植物保護教育に関して

次のとおりに勧告する。

- a) 科学、園芸または植物取引の専門誌、および植物協会の刊行物で発表するために、締約国は日常的に、植物に関する CITES 施行の全側面に関する最新情報を提

供する。

- b) 締約国は CITES 施行の全側面に関する最新情報を植物園、観光団体、関連 NGO に定期的に提供し、一般社会への一層の普及を図る。
- c) 締約国は国内の植物取引組織との間に良好な連携を確立し、それを維持し、植物に関する CITES 施行の全側面に関する情報を提供し、また、これらの国内組織から提示された施行上の特定の問題を、締約国会議で協議するために事務局に通報する。

- d) 事務局は国際植物取引組織並びに植物園協会（特に、国際植物園協会および植物園自然保護国際機構）との間に良好な連携を育て、それを維持する。
- e) 事務局は人工繁殖の潜在的な保全上の有益性に関する情報を配布し、適切な場合、野生からの標本採取に代わる方法として人工繁殖を奨励する。かつ決議 9.18（フォートローダーデール、1994 年、ハラレ、1997 年で改正）—「植物の取引の規制」を廃棄する。 ■

## 決議 11.17 (改正) \*

\* 第12、13回締約国会議で改正

## 国の報告書

第9回締約国会議(フォートローダーデール、1994年)で採択され、第10回会議(ハラレ、1997年)で改正された取引の年次報告書および監視に関する決議9.4(改正)を想起し、

条約第8条7項の規定に従い定期報告書を提出するという締約国の義務を考慮し、

条約の施行状況および附属書に掲げる種の標本の国際取引の水準を監視する唯一の利用可能な手段としての年次報告書と隔年報告書の重要性を認識し、

締約国の年次報告書が可能な限り完全かつ比較可能である必要性を認め、

条約第12条2(d)項の規定により、事務局は締約国の定期報告書を研究しなければならないことを考慮し、

この義務を果たすなかで、事務局との契約のもとでUNEP世界自然保護モニタリングセンターが提供する貴重な支援の価値を認め、

コンピューターの使用が、条約施行に関する取引統計および情報をより有効に扱うことに役立つことに留意し、

期限である翌年の10月31日までに、報告書の作成に関するガイドラインに従い年次報告書を提出する、という締約国会議と事務局の勧告に多数の締約国が従っていないことを憂慮し、

多数の締約国が隔年報告書を定期的に提出していないことをさらに憂慮し、

## 条約締約国会議は

全締約国に対し、第8条7(a)項の規定に従い要求される年次報告書を、2002年4月9日付けの締約国への通達No.2002/022で事務局が配布し、常設委員会の同意を得て時折事務局が改定することがある「CITES年次報告書の作成並びに提出に関するガイドライン」に従い提出するよう促す。

全締約国に対し、第8条7(b)項の規定に従い必要とされる隔年報告書を期限である翌年の10月31日までに、事務局が配布する「隔年報告書書式」に従い提出するよう求める。書式は時折、常設委員会の賛成を得て事務局によって改訂される。

全締約国に対し、2003年1月1日から2004年12月31日の期間を対象とする隔年報告書を提出することも求める。

複数の管理当局を持つ締約国に対し、可能な限りの範囲で、調整のとれた年次報告書と隔年報告書を提出するよう、さらに促す。

年次報告書または隔年報告書を通じて求めることができない追加情報が必要な場合、締約国会議が締約国に対して特別報告書を提出するよう求めることがあることを認める。

条約の各締約国に対し、第14条3項の意味での地域取引協定に加盟している場合、条約第8条の記録並びに報告の義務が地域取引協定の規定と直接的かつ両立不可能な形でくい違う場合を除き、年次報告書にその地域取引協定の他の加盟国との間での附属書I、II、およびIIIに掲げる種の標本の取引に関する情報を盛り込むよう勧告する。

あらゆる締約国に対し、統計と施行の報告書作成のコンピュータ化の可能性、また、そのような報告書の電子書式による提出の可能性を考慮するよう促す。

年次報告書あるいは隔年報告書の定期的作成並びに提出に関して問題を抱えている締約国に対し、それら報告書の作成に関し、事務局の援助を求めるよう、さらに促す。

条約の下、情報管理と同様に取引の認可および報告のためのコンピュータ・プログラムの研究または開発を行う締約国は、システムの最適な調和並びに互換性を確保するため、互いに、また、事務局と協議するよう勧告する。

次のとおり決定する。

- a) 年次報告書を期日の翌年の10月31日までに提出できない場合、それは条約の実施に関する重大な問題を構成し、事務局は決議11.3(Cop13で改正)に従い常設委員会にその解決策について問い合わせる。
- b) 締約国が期日前に事務局に十分な正当化理由を含む書面による要請を提出することを条件として、年次報告書または隔年報告書の提出に関する10月31日という期日の妥当な期間の延長を求める締約国からの有効な要請を事務局は承認することができる。

常設委員会に対し、条約第8条7(a)項で求めている年次報告書を、当決議で示す期限(または延長された期限)内に提出することを3年連続で怠り、その理由を示す十分な資料を提示しなかった締約国を、事務局が提示する報告書に基づき確定するよう命じる。

条約第8条7(a)項で求めている年次報告書を当決議で示す期限(または延長された期限)内に提出することを3年連続で怠り、それを正当化する十分な証拠も提示しなかったと、常設委員会が確定した締約国とのCITES掲載種の標本の取引を許可しないよう締約国に勧告する。

全締約国並びに条約の目的の推進に関心を持つ非政府組織に対し、事務局の取引監視業務および事務局との契約のもとで請け負われるUNEP世界自然保護モニタリングセンターの取引やその他の監視業務を支援するため、事務局に対する寄付を行うよう訴える。

決議9.4(改正)(フォートローダーデール、1994年、ハラレ、1997年で改正)「取引の年次報告書および監視」を廃棄する。 ■

## 決議 11.21 (改正) \*

\* 第 13 回締約国会議で改正

## 附属書 I および II における注釈の使用

いくつかの理由により附属書での注釈の使用例が増えていることを認識し、

一定のタイプの注釈が参考のためのみに使われるのに対し、他のタイプの注釈は実質的で、種の掲載の適用範囲を定義することを意図したものであることを意識し、

ランチング、割当量、一定の部分並びに派生物、取引制度に関連するものなど、附属書改正の一定の特別な事例に関する移行、報告、および検討のための特定の手続きを締約国が整備したことを考慮し、

一定のタイプの注釈が種掲載一覧表の不可欠な部分であり、また、そのような注釈の導入、改訂または削除の提案は、第 9 回会議（フォートローダーデール、1994 年）で採択され、第 12 回（サンチアゴ、2002 年）、第 13 回会議（バンコク、2004 年）で修正された決議 9.24 (Cop13 で改正) の規定に従わねばならないことも意識し、

注釈を含む附属書改正の提案を提出するための基準およびそのような注釈の実施を検討するための手続きは、実施並びに施行上の問題を避けるために明確に定義する必要があることを自覚し、

## 条約締約国会議は

次のとおりに合意する。

- a) 以下は参考注釈であり、情報としての使用のみを目的とする。
  - i) 注釈が付いた分類群のひとつ以上の地理的に離れた個体群、亜種または種が別の附属書に掲げられていることを示す注釈
  - ii) 「絶滅の可能性あり」を意味する注釈、および
  - iii) 学名法に関する注釈
- b) 以下は実質的な注釈であり、種掲載一覧表の不可欠な部分である。
  - i) 指定された地理的に離れた個体群、亜種、種、種の集団、またはそれよりも上位の分類群の掲載または除外を指定する注釈で、輸出割当量を含むことがある。および
  - ii) 標本のタイプまたは輸出割当量を指定する注釈
- c) 参考注釈は附属書の理解を助けるために、必要に応じて締約国会議または事務局により導入、改訂または削除することができる。
- d) 附属書 I または II の種に関連する実質的注釈は、条約第 15 条に従い締約国会議によってのみ導入、改訂または削除できる。
- e) 附属書 I または II の地理的に離れた個体群に関連する実質的注釈は、決議 9.24 (Cop13 で改正) 付記 3 に含まれる分割掲載規準を遵守するものとする。
- f) 附属書 I から附属書 II に種を移行する状況で使われる

実質的注釈は、決議 9.24 (CoP13 で改正) 付記 4 に含まれる予防措置を遵守するものとする。

指定されたタイプの標本に関連する注釈の対象となる附属書 I から附属書 II への種の移行に関し、問題の種について留保した締約国からの提案は考慮されないが、ただし、その締約国が改正の採択から 90 日以内に留保を取り下げることに合意した場合はその限りではないことに合意する。

以下のとおりに勧告する。

- a) 実質的注釈を含む提案を提出する締約国は、文章が明瞭かつ曖昧でないよう保証する。
- b) 薬用植物に関して今後注釈を作成する際の標準ガイドラインとして従うべき 2 つの主要原則
  - i) 規制は、原産国からの輸出品として最初に国際取引に現れる商品について集中的に行う。その範囲には原料から加工製品まで含まれる。かつ
  - ii) 規制は野生由来資源の取引と需要にかかわる商品のみを含む。
- c) 提案された注釈が指定タイプの標本に関係する場合、標本の各タイプの輸入、輸出、再輸出に関する条約の適用可能規定を指定する。
- d) 一般的な規則として、締約国は、生きた動物またはトロフィーを含む注釈を採択するための提案を回避する。かつ
- e) 附属書に掲げる標本のタイプを指定する注釈については、特に識別問題がある場合や取引の目的が指定されている場合など、その施行が特に困難を伴うため、慎重に使うものとする。以下のとおりに命じる。
  - a) 実質的な注釈の対象となる附属書 I から附属書 II への種の移行提案の採択後最低 4 年、事務局はそのような種の違法取引または密猟の有意な増加を示す信頼の置ける情報を受理した場合、それを常設委員会に報告する。
  - b) 常設委員会は上記の違法取引の報告に関する調査を行い、状況を矯正するための適切な対策を講じる。それには影響を受ける種の商業的取引を一時停止するよう締約国に呼びかけることや、注釈を改訂するか、または種を附属書 I に戻す提案を提出するよう寄託政府に勧めることが含まれる。
 

附属書に掲げる標本のタイプを指定する注釈に従って附属書 I から II への移行される種に関し、注釈で特に指定されていない標本は附属書 I に掲げる種の標本とみなされ、それらの取引はそれに従い規制されることに合意する。

■

## 決議 12.3 (改正) \*

\* 第13回締約国会議で改正

## 許可書および証明書

第8回締約国会議（京都、1992年）で採択された決議8.16を想起し、

第10回締約国会議（ハラレ、1997年）で採択され、第11回会議（ギギリ、2000年）で改正された決議10.2(改正)を想起し、

許可書および証明書に関する条約第6条の規定を想起し、

偽造および無効な許可書および証明書が不正な目的で使用される頻度がますます増え、そのような書類の受領を防ぐために適切な処置が必要であることに注目し、

非常に貴重な標本や附属書Iに掲げる種の標本に関する許可書および証明書の発給に関し、締約国が特に慎重に管理する必要性を認識し、

許可書および証明書の標準化を改善する必要性を考慮し、

CITES 許可書および証明書の発給が、附属書に掲げる種の存続に対してその取引が悪影響を与えないことを確約する証明制度の役割を果たすことを認識し、

許可書および証明書に掲載されたデータは輸入のためと同程度に輸出のためにも、標本と書類との一致を確認できるよう最大限の情報を提供しなければならないことを自覚し、

標本が輸出された後、輸入のために許可書を提示する前に有効期限が切れた輸出許可書の受領可能性に関し、条約では何ら指導を提供していないことを認識し、

輸入許可書の最大有効期間を定めるための規定が存在せず、条約の第3条3項の規定の遵守を確約するために適切な有効期間を定める必要があることを考慮し、

条約第3条、4条、5条で、附属書に掲げる種の標本の取引は関連書類の事前の発給と提示を必要とすると規定されていることを想起し、

条約第8条1(b)項に従い、締約国は条約に違反して取り引きされた標本を没収するかまたは輸出国に返還する準備を整えておく義務があることを想起し、

条約の第8条1(b)項による義務を遂行するための輸入国による努力が、許可書または証明書を伴わずに輸出国または再輸出国を離れた標本に対する遡及的な許可書または証明書発給により、深刻な妨害を受ける可能性があり、条約の要件を満たさない書類の有効性に関する宣言も同様の効果を与えようであることに留意し、

許可書および証明書の遡及的発給は条約の適切な施行の可能性に対してますます悪影響を与え、違法取引の抜け穴の発生につながることを考慮し、

条約第7条7項で、一定の状況下で「管理当局は、移動動物園、サーカス、動物展、植物展その他の移動する展示会を構成する標本の移動について第3条、第4条、第5条の要件を免除し、許可書または証明書なしにこれらの標本の移動を認めることができる。ただし、次のこ

とを条件とする。・・・中略・・・標本がこの条文の2または5項のいずれかに規定する標本に該当するものであること」と規定されていることを考慮し、

ただし、この免除規定が条約附属書に掲げる標本の国際取引の規制に必要な措置を回避するために使われないことを願い、

多数の生物サンプルの取引が、それらの特別な性質またはそれらの取引の特別な目的を理由として、積み荷の時宜を得た移動を可能にするような許可書並びに証明書の迅速な処理を必要とすることを認識し、

締約国は条約第8条3項に従い、標本が取引に必要な手続きを最小限の遅延で通過するよう確約する必要があることを想起し、

条約第7条で、条約の規定が適用される前に取得された標本並びに飼育により繁殖させたかまたは人工的に繁殖させた標本の取引に対し、規制レベルを引き下げることが特に規定されていることを認識し、

生物多様性条約の締約国の義務と一致する簡素化された手続きを立案する必要性に留意し、

条約締約国会議は

この決議の次の項を定める。

- I. CITES 許可書および証明書の標準化に関して
- II. 輸出許可書および再輸出証明書に関して
- III. 輸入許可書に関して
- IV. 条約適用前取得証明書に関して
- V. 原産地証明書に関して
- VI. 移動展示証明書に関して
- VII. 植物衛生証明書に関して
- VIII. 割当対象種の許可書および証明書に関して
- IX. ワニの標本の許可書および証明書に関して
- X. サンゴの標本の許可書および証明書に関して
- XI. 注釈「丸太、材木、ベニヤ板を指定」を伴う附属書II、IIIに掲げる木材種に対する許可書および証明書に関して
- XII. 簡素化した許可書および証明書発給手続きの使用に関して
- XIII. 許可書および証明書の遡及的発給に関して
- XIV. 書類の受領と通関手続きおよびセキュリティ措置に関して
- XV. ATA カルネの対象となるサンプル収集物に関する書類について

付記1 CITES 許可書および証明書に記載すべき情報

付記2 標準 CITES 書式、指示と説明

付記3 移動展示会証明書のモデル—指示および説明、連続紙面

付記4 生物サンプルおよびそれらの使用のタイプ

## I. CITES 許可書および証明書の標準化に関して

次のとおりに合意する。

- a) 条約第 6 条および関連決議の要件を満たすため、輸出入許可書、再輸出および条約適用前取得証明書、飼育繁殖および人工繁殖の証明書には（植物衛生証明書がこの目的で使用された場合を除く）、この決議の付記 1 に特定した情報すべてを記載する。
- b) あらゆる書類は、条約で使用される言語（英語、スペイン語、フランス語）のうち一以上および公用語が条約の使用言語でない場合は公用語でも印刷する。
- c) あらゆる書類はそれがどのようなタイプの書類であるか（輸入または輸出許可書、再輸出または条約適用前取得証明書、飼育繁殖または人工繁殖の証明書）を示す。
- d) 許可書または証明書に申請者が署名する部分がある場合、署名がなければその許可書または証明書は無効とする。
- e) 許可書または証明書の一部として付記が添付されている場合、その旨とページ数を許可書または証明書に明瞭に示し、付記の各ページに次の事項を記載する。
- i) 許可書または証明書の番号と発給日、および
- ii) 書類発給当局の署名並びにスタンプまたは印章（エンボスが望ましい）
- 次のとおりに勧告する。
- a) 許可書および証明書の書式の変更、既存書類の重刷、新規書類の導入を希望する締約国は最初に事務局に助言を求める。
- b) 締約国は許可書および証明書の内容および実行可能な範囲で、書式を本決議の付記 2 として添付した標準書式に適合させる。
- c) 外部資金獲得を条件として、事務局はそれを必要とする締約国のためにセキュリティ用紙への許可書および証明書の印刷を手配する。
- d) 悪用または不正使用を避けるために、締約国は CITES 書類と同じ書式を国内取引証明書に使わない。
- e) 追跡および年次報告の目的のために、許可書および証明書の番号は可能であれば次の形式で 14 文字までに制限する。

WWxxYYYYYY/zz

ここで WW は発給年の末尾 2 桁、xx は 2 文字の ISO 国番号、YYYYYY は 6 桁の連番、zz は締約国が国内での照会目的に使用できる 2 桁の数字または文字あるいは数字と文字の組合せを表す。

- f) 締約国は各許可書および証明書に次のコードを使って取引の目的を明記する。

- T** 商業  
**Z** 動物園  
**G** 植物園  
**Q** サーカスおよび移動展示  
**S** 科学研究  
**H** ハンティングトロフィー  
**P** 私用

- M** 医療（生物医学研究を含む）  
**E** 教育  
**N** 野生への再導入または導入  
**B** 飼育繁殖または人工繁殖  
**L** 法執行／司法／科学捜査

- g) 標本の出所は次のコードで示す。

- W** 野生から取得された標本  
**R** ランチング事業から産出された標本  
**D** 商業的目的で飼育により繁殖させた附属書 I の動物および商業的目的で人工的に繁殖させた附属書 I の植物およびそれらの部分および派生物で、条約第 7 条 4 項の規定に従い輸出されたもの  
**A** 決議 11.11 (Cop13 で改正) の a) 項に従い人工的に繁殖させた植物およびその部分および派生物で、条約第 7 条 5 項の規定に従い輸出されたもの（非商業的目的で人工的に繁殖させた附属書 I に掲げる種の標本および附属書 II および III に掲げる種の標本）  
**C** 決議 10.16 (改正) に従い飼育により繁殖させた動物およびその部分および派生物で、条約の第 7 条 5 項の規定に従い輸出されたもの（非商業的目的で飼育により繁殖させた附属書 I に掲げる種の標本および附属書 II および III に掲げる種の標本）  
**F** 決議 10.16 (改正) における「飼育により繁殖させた」の定義を満たさない飼育下で生まれた動物 (F1 またはその後の世代) およびその部分および派生物  
**U** 出所不明（正当な理由を示さなければならない）  
**I** 没収または押収された標本  
**O** 条約適用前取得標本

- h) 標本のタイプを示すためのコードが許可書および証明書に使われている場合、これらは事務局の最新の「年次報告書の作成および提出のためのガイドライン」で規定されたコードに従い、使われる計測単位もこれらのガイドラインに従う。

- i) 全締約国がセキュリティ用紙に印刷された許可書および証明書の発給を考慮する。

- j) まだそれを行っていない締約国は各許可書および証明書にセキュリティ・スタンプを押す。

- k) 許可書または証明書にセキュリティ・スタンプが押されている場合、署名並びにスタンプまたは印章（エンボスが望ましい）によって取り消すことができ、かつ、スタンプの番号も書類に記録する。

- l) 許可書および証明書発給の際、締約国は締約国会議で種の名称を示すために採用された標準学名に従う（決議 12.11(Cop13 で改正) を参照）。

- m) まだそれを行っていない締約国は許可書および証明書に署名する権限を与えられた人物の氏名およびそれらの人物の署名のサンプル 3 件を事務局に通報し、かつ、全締約国はそれを変更してから 1 ヶ月以内に、すでに署名の権限を与えられた人物の一覧表に追加され

た人物の氏名、署名がもはや有効でない人物の氏名、変更が効力を持った日付を通報する。

- n) 使われる輸送手段が「船積貨物運送状」または「航空貨物運送状」を必要とする場合、その書類の番号を許可書または証明書に明記する。
- o) 各締約国は他の締約国に直接または事務局を通じ、条約第14条1(a)項に従い同国が設けている一層厳重な国内措置について通知し、かつ、それを通知された締約国はそれらの措置に反するような許可書および証明書の発給を控える。
- p) 許可書または証明書の取消、紛失、盗難、または破損が起きた場合、それを発給した管理当局はただちに目的地国の管理当局および商業的出荷に関しては事務局にも通知する。かつ、
- q) 許可書または証明書が、取消、紛失、盗難、または破損が起きたかまたは有効期限の過ぎた書類を交換するために発給される場合、交換された書類の番号および交換の理由を示す。

## II. 輸出許可書および再輸出証明書に関して

再輸出証明書は次の事項も特定することに合意する。

- a) 原産地、原産地の輸出許可書番号、その発給日。および
- b) 最後の再輸出国、その国の再輸出証明書番号、その発給日。  
またはその必要性が生じた場合、
- c) 前述の情報が省略されたことの正当な理由の提出。  
次のとおりに勧告する。
  - a) 輸出される標本と再輸出される標本は、どの標本が輸出され、どの標本が再輸出されるかが明瞭に示されない限り、同一の書類上に記載しない。
  - b) 輸入されて以来形が変わっていない標本に対して再輸出証明書が発給された場合、使われる計測単位は輸入の際に受領された許可書または証明書で使われたものと同一の単位とする。
  - c) 条約第3条3項、第4条4項、第5条3項、第6条2項の規定は輸出許可書または再輸出証明書がそれを受けた日から6ヵ月の期間内に提出された場合にのみ有効であり、その有効期間中を除き、輸出、再輸出または輸入を認可するために受領されないことを意味するものと解釈される。
  - d) 6ヵ月の有効期間の期限が切れた後は、木材種に関するXIで言及される場合を除き、輸出許可書または再輸出証明書は無効であり、いかなる法的価値も持たないものとみなす。
  - e) 標本が以前に没収されたものでない限り、国内法に従って輸入された場合も、違法に取得されたことが知られている標本に対しては輸出許可書または再輸出証明書は発給されない。
  - f) 締約国は標本が原産国で違法に取得されたと信じる根拠を有する場合、いかなる標本の輸入も認可しない。
  - g) 主として商業目的の使用であり、標本がCITES登録

繁殖事業に由来したものでない時に輸出許可書の発給を避けるために、締約国は附属書Iの標本の原産地を確認する。

CITES規定の免除を受けて原産国から輸出された植物標本がその資格を失った場合、原産国はその標本が免除の資格を失った最初の国とみなされることに合意する。

そのような事例において有用と考えられる場合、締約国は許可書の第5欄に「CITES規定の免除の下で合法的に輸入された」という文を追加し、さらに、それがどの免除を指すかを明記できることにさらに合意する。

## III. 輸入許可書に関して

附属書Iに掲げる種の標本に対する輸入許可書には、他のものに加え、その標本が主に商業的目的に使われないうこと、かつ、生きている標本の場合には受領者がそれらを収容し、それらの世話をするために適切な設備を持つという証明を記載できることに合意する。

次のとおりに勧告する。

- a) 条約第3条2項並びに4項の規定は、輸入許可書がそれを受けた日から12ヵ月の期間有効であり、その有効期間中を除いては輸入を認可するために受領されないことを意味するものと理解される。
- b) 12ヵ月の有効期間の期限後、輸入許可書は無効であり、いかなる法的価値も持たないものとみなす。

## IV. 条約適用前取得証明書に関して

条約適用前取得証明書は次の事項も特定することに合意する。

- a) 証明書の対象である標本が条約適用前に取得したものであること。および
- b) 第13回締約国会議（バンコク、2004年）で採択された決議13.6による定義に従う標本取得日付。および発給国における条約発効日以降に締約国となった国への輸出または条約締約国ではない国への輸出を除き、条約適用前証明書を発給しないよう勧告する。

## V. 原産地証明書に関して

次のとおりに勧告する。

- a) 附属書IIIに掲げる輸出する種の標本の原産地証明書は条約の許可書または証明書を与える権限を持つ管理当局によって発給されるか、または取引が非締約国によるものである場合は権限ある当局のみによって発給され、かつ、そのような当局によって発給されたものでない限り締約国は原産地証明書を受領しない。
- b) 条約第5条3項の規定は、原産地証明書がそれを受けた日から12ヵ月の期間有効であり、その有効期間中を除いては輸出または輸入を認可するために受領されないことを意味するものと理解される。
- c) 12ヵ月の有効期間の期限後、原産地証明書は無効であり、いかなる法的価値も持たないものとみなす。

## VI. 移動展示証明書に関して

次のとおりに勧告する。

- a) 国内に本拠地を置き、管理当局に登録し、展示目的のみのために他の国に CITES 掲載種の標本を輸送することを望む移動展示に所属する CITES 標本に対し、各締約国は移動展示証明書を発給するが、ただし、それらが合法的に取得されたものであり、展示が本拠地を置く国に返却され、かつ、次のとおりであることを条件とする。
  - i) 1975 年 7 月 1 日より前、またはその種が条約附属書に掲載された日より前に取得された。
  - ii) 決議 10.16 (改正) の定義に従い飼育により繁殖させた。または
  - iii) 決議 11.11 (Cop13 で改正) の定義に従い人工的に繁殖させた。
- b) 移動展示証明書は本決議の付記 3 に掲げるモデルに基づくものとする。それらは条約で使用される言語(英語、スペイン語、フランス語)のうち一以上および公用語が条約の使用言語でない場合は公用語でも印刷する。
- c) 移動展示証明書には目的コード「Q」を記載し、かつ、5 欄またはモデル書式を使わない場合は別の欄に次の文を記載する。「この証明書の対象となる標本は、展示の本拠地が置かれ登録されている国以外のいかなる国においても、販売またはそれ以外の方法で譲渡することはできない。この証明書は譲渡できない。標本の死亡、盗難、破壊、紛失、販売またはその他の方法による譲渡が起きた場合、この証明書はただちに所有者により発給管理当局に返却しなければならない。」
- d) 生きた動物各々に対して個別の移動展示証明書を発給しなければならない。
- e) 生きた動物以外の標本の移動展示については、管理当局は各標本に対してモデル書式の 9 欄から 16 欄の情報すべてを記載した目録を添付する。
- f) 移動展示証明書は、その対象となる個々の標本について複数回の輸入、輸出、再輸出を可能にするために、それを受けた日付から 3 年間有効とする。
- g) 締約国は移動展示証明書を当該標本が発給管理当局に登録されている証拠とみなし、その標本の国境を越えた移動を許可する。
- h) 各国境検問所で、締約国は移動展示証明書に認可スタンプと検査官の署名で裏書きし、証明書は標本に添付したまま残す。
- i) 輸出／再輸出および輸入の際に、締約国は移動展示を綿密に検査し、特に生きた標本を負傷、健康に対する害または残酷な取扱いの危険性を最小限に抑える形で輸送し、かつ、世話をしているかどうかに留意する。
- j) 展示が入国する各国の当局が移動展示証明書と輸入される標本とが一致することを確認できるような方法で標本がマークされるかまたは特定されることを締約国は要求する。
- k) ある国に滞在中、展示が所有する動物が出産した場合、その国の管理当局に通達し、管理当局は条約許可書または証明書のいずれか適切な方を発給する。

- l) ある国に滞在中、標本の移動展示証明書の紛失、盗難、または偶発的破壊が起きた場合、その書類を発給した管理当局のみが写しを発給することができる。この写しには可能であれば書類原本と同じ番号、同じ有効日付を記し、次の文を記載する。「この証明書は原本の真の写しである。」かつ、
- m) 締約国は年次報告書に当該年内に発給された全移動展示証明書の一覧表を記載する。

## VII. 植物衛生証明書に関して

次のとおりに勧告する。

- a) 人工的に繁殖させた附属書 II の標本の輸出に関して植物衛生証明書の発給を管理する業務について考慮した上で、そのような業務により、標本が人工的に繁殖させた(決議 11.11 (Cop13 で改正) の定義に従い)という十分な保証が与えられると判断した締約国は、それらの書類を条約第 7 条 5 項に従う人工繁殖証明書とみなすことができる。その証明書には、種の学名、標本のタイプ並びに量を記載し、スタンプ、印章またはその他、標本が CITES の定義に従い人工的に繁殖させたことを表明する特別な表示をつけなければならない。
- b) 植物衛生証明書を人工繁殖証明書として使用する締約国は事務局に通知し、使われた証明書、スタンプ、印章などの写しを提供する。
- c) 植物衛生証明書は当該標本の人工繁殖を行った国から輸出する目的のためだけに使われる。およびある締約国が、附属書 II の種の人工繁殖させた植物の輸出のために植物衛生証明書を発給するのを確認した場合、全締約国にそれを通知するよう事務局に命じる。

## VIII. 割当量対象種の許可書および証明書に関して

次のとおりに勧告する。

- a) 附属書 I に掲げる種の標本の非商業的目的での国別輸出割当量および／または附属書 II および III に掲げる種の標本の国別輸出割当量を自発的に定めた締約国は、輸出許可書を発給する前に割当量を、また、それに対して変更を加えた場合はただちにその変更を、事務局に通知し、各輸出許可書に当年内にすでに輸出された標本の合計数(当該許可書の対象であるものを含む)および当該種に対する割当量を明記する。
- b) 附属書 I および II に掲げる種の標本に関し、締約国が締約国会議によって輸出割当量を割り当てられている場合、各輸出許可書に当年内にすでに輸出された標本の合計数(当該許可書の対象であるものを含む)および当該種に対する割当量を明記する。
- c) 締約国会議、常設委員会または事務局により要求された場合、締約国は事務局に対し、割当量の対象である種に対して発給された許可書の写しを送付する。

## IX. ワニの標本の許可書および証明書に関して

次のとおりに勧告する。

- a) タグを付けたワニ皮の取引が認可された場合、タグ上と同一の情報を許可書または証明書にも記載する。
- b) 締約国会議によって承認された割当量の対象となるワニ目の種の場合、発給管理当局の要件に従い皮にタグを付け、それらのサイズを記録しない限り、皮に対する許可書または証明書は発給されない。
- c) ワニ皮に対する許可書または証明書に記載された情報に不一致が起きた場合、輸入締約国の管理当局はただちに輸出／再輸出締約国の管理当局に連絡し、それが本決議および決議 11.12 によって要求される情報の量から発生する純粋な誤りかどうかを確認し、その場合は、その取引の関与した人々の処罰を回避するためにあらゆる努力を払う。

#### X. サンゴの標本の許可書および証明書に関して

次のとおりに勧告する。

- a) サンゴ岩 [決議 11.10 (Cop12 で改正) の付記に定義される] であることは即座に認識できるが、属は即座に決定できない標本の取引に対する許可書および証明書において、標本の学名は「Scleractinia」とする。
- b) 目レベルまでのみ特定されたサンゴ岩 (決議 11.10 の付記の定義による) の輸出の認可を希望する締約国は、条約第 4 条 2(a) 項に従いサンゴ岩に対する無害の決定を下せないという観点から、第 4 条 3 項を適用する。
- c) サンゴ岩の輸出を認可する締約国は、
  - i) 年次輸出割当量を確定し、この割当量を締約国に配布するために事務局に通報する。かつ、
  - ii) 自国の科学当局を通じ、モニタリング計画に基づき、その標本の抽出によって影響を受ける生態系においてそのサンゴ岩が果たす役割に対し、輸出が影響を与えないという評価を下す (事務局からの要求に応じて提出可能とする)。

#### XI. 注釈「丸太、材木、ベニヤ板を指定」を伴う附属書 II, III に掲げる木材種に対する許可書および証明書に関して

輸出許可書または再輸出証明書の有効性を発給日から 6 ヶ月間という通常の最大期限を越えて延長できるようにすることを勧告する。ただし、次のことを条件とする。

- a) 積み荷は許可書または証明書に記載される期限日前に最終目的地の港に到着したが、保税地域内に留め置かれている (つまり、輸入されたとはみなされない)。
- b) 期間延長が許可書または証明書の期限日から 6 ヶ月を超えず、以前に延長が認められたことがない。
- c) 適切な執行官が、輸出許可書または再輸出証明書上の特別な条件に関する欄またはそれと同等の場所に到着日および新規期限日を記載し、その変更を公式のスタンプまたは印章並びに署名で証明した。
- d) 積み荷は延長が承認された時点および新規期限日より前にそれが置かれていた港から消費のために輸入される。かつ、

- e) 上記 c) 項に従い修正された輸出許可書または再輸出証明書の写しが、年次報告書を修正するために輸出国または再輸出国に送付され、CITES 事務局にも送付される。

本決議の付記 1、d) 項に従い、(再) 輸出者および輸入者の完全な氏名および住所を記載した許可書または証明書は、それが発給された対象である国以外の国への輸入のために受領しないようさらに勧告する。ただし、次の場合を除く。

- a) 輸出または再輸出される標本の実際の数量が許可書または証明書の指定欄に記載され、輸出または再輸出の際に検査を実施した当局のスタンプまたは印章並びに署名で証明されている。
- b) 上記 a) 項に言及した正確な数量が輸入される。
- c) 積み荷の船積貨物運送状の番号が許可書または証明書に記載されている。
- d) 輸入の際に、許可書または証明書の原本と併せて積み荷の船積貨物運送状が管理当局に提示される。
- e) 輸入が輸出許可書または再輸出証明書発給後 6 ヶ月以内、または原産地証明書発給後 12 ヶ月以内に行われる。
- f) 許可書または証明書の有効期間がまだ延長されていない。
- g) 輸入国の管理当局が許可書または証明書の特別な条件に関する欄またはそれと同等の場所に次の文を記載し、スタンプまたは印章並びに署名で証明する。「決議 12.3 (Cop13 で改正) (XI) に従い、[国名] への輸入を [日付] に許可した」、かつ
- h) 上記 g) 項に従い修正された許可書または証明書の写しが、年次報告書を修正するために輸出国または再輸出国に送付され、CITES 事務局にも送付される。

#### XII. 簡素化した許可書および証明書発給手続きの使用に関して

次のとおりに勧告する。

- a) 当該種の保護に対して無視できる程度の影響しか与えないかまたはまったく影響を与えない取引の円滑化および促進のために、締約国は簡素化した許可書および証明書発給手続きを使う。次のような例がある。
  - i) 本決議の付記 4 に特定されたタイプとサイズの生物サンプルが緊急に必要とされる場合
    - A. 個別の動物のために
    - B. 当該種または附属書に掲げる他の種の保護のために
    - C. 司法または法執行の目的で
    - D. 附属書に掲げる種の間で感染する病気の予防のため、または
    - E. 診断または識別の目的で
  - ii) 条約第 7 条 2 項に従う条約適用前取得証明書発給のため
  - iii) 条約第 7 条 5 項に従う飼育繁殖または人工繁殖証明書発給のため、または第 7 条 4 項に言及された標

本に対する条約第 4 条に従う輸出許可書または再輸出証明書発給のため

- iv) その他、簡素化した手続きの使用に値すると管理当局が判断した場合
- b) 締約国は、上に概説した状況下で許可書および証明書発給に関する手続きを簡素化するために、次のことを行う。
  - i) 簡素化した手続きの恩恵を受ける可能性がある人物並びに団体、および簡素化した手続きに従いそれらを取り引きする可能性がある種の登録簿を維持する。
  - ii) 登録した人物並びに団体に対し、輸出許可書については 6 ヶ月まで、輸入許可書または再輸出証明書については 12 ヶ月まで、条約適用前取得証明書および飼育繁殖または人工繁殖証明書については 3 年まで有効な部分的に記入された許可書および証明書を提供するか。
  - iii) 管理当局が 5 欄またはそれと同等の場所に以下の事項を記載した場合、登録した人物または団体が CITES 書類上に特定の情報を記入することを認可する。
    - A. 登録した人物または団体が各積み荷に関して記入することを認可された欄の一覧表。一覧表に学名が記載される場合、管理当局は許可書または証明書に、または添付される付記に、承認された種の目録を記載しなければならない。
    - B. 特別な条件、および
    - C. 書類に記入した人物が署名する箇所
- c) 現在の決議の付記 4 に特定されたタイプおよびサイズの生物サンプルの取引に関し、その目的がこの部分の
  - a) 項に特定された目的のいずれかである場合、容器に「CITES 生物サンプル」および CITES 書類番号を特定する税関ラベルなどのラベルを貼付することを条件として、積み荷が輸出または再輸出された時点ではなく、書類を受けた時点で有効と確認された許可書および証明書が受領される。かつ、
  - d) 本決議の付記 4 に特定されたタイプおよびサイズの生物サンプルの輸出に関する申請の処理にあたり、科学当局は生物サンプルの輸出または輸入がその種の存続に対して悪影響を与えないかどうかを判断するために、附属書 I または II に掲げる種の標本の収集による影響を考慮し、そのような生物サンプルの複数の積荷を対象とする包括的な無害性に関する助言を作成する。

### XIII. 許可書および証明書の遡及的発給に関して

次のとおりに勧告する。

- a) 輸出国または再輸出国の管理当局は
  - i) CITES 許可書、および証明書を遡及的に発給しない。
  - ii) 輸出者、再輸出者、および／または輸入国の荷受人に対し、必要な CITES 書類を伴わずに国を離れた標本の輸出または再輸出の合法性に関する宣言を与えない。

- iii) 輸出者、再輸出者、および／または輸入国の荷受人に対し、輸出、再輸出または輸入の際に条約の要件を満たさなかった許可書または証明書の合法性に関する宣言を与えない。
- b) 輸入国の管理当局または通貨あるいは積み替え国の管理当局は、遡及的に発給された許可書または証明書を受領しない。
- c) 上記 a) および b) に従う勧告の例外は附属書 I の標本に関しては許されず、附属書 II および III の標本に関しては、輸出（または再輸出）および輸入両国の管理当局が両国において調査を即時にかつ徹底的に行い、互いに密に協議した後、次のことを確認した場合のみ許される。
  - i) 発生した不正が（再）輸出者または輸入者に起因するものかどうか、または手回り品または家財品として輸入または（再）輸出された標本の場合（当決議の目的から、所有者と共に旅行する生きたペットを含む）、管理当局は関連執行当局と協議し、それが純粋な過失であったことを示す証拠があり、詐欺を行う試みはなかったと確認するか。
  - ii) 当該標本の輸出（または再輸出）および輸入は、それ以外の点では条約および輸出（または再輸出）および輸入国の関連法を遵守していること。
- d) 例外が許される場合は必ず
  - i) 許可書または証明書に、それが遡及的に発給されたことを示す。かつ、
  - ii) 上記 c) の範囲内で行われる緩和の理由が許可書または証明書の条件に明記され、事務局にその写しが送られ、またそれらが事務局への隔年報告書に掲載される。
- e) 上記 c) i) 項で言及した手回り品または家財品について遡及的許可書が発給された場合、締約国は遡及的許可書の発給に関する全般的禁止の免除を与える権限が悪用されないよう保証するために、適切であれば、それに続く 6 ヶ月以内に行われるその後の販売に対して科される罰則ならびに制約に関する規定を設ける。かつ
- f) 許可書および証明書を遡及的に発給する上記の自由裁量権は、常習者に役立つようには与えない。

### XIV. 書類の受領と通関手続きおよびセキュリティ措置に関して

次のとおりに勧告する。

- a) 許可書および証明書に対して変更（こすり消されている、かき消されているなど）、修正または横線での取消が行われていた場合、その変更、修正または横線での取消の真正性が、その書類を発給した当局のスタンプ並びに署名で立証されていない限り、締約国はその受領を拒否する。
- b) 変則性が疑われた場合は必ず、締約国は発給および／または受領された許可書または証明書を交換し、その真正性を確認する。

- c) 許可書または証明書にセキュリティ・スタンプが押されており、セキュリティ・スタンプが署名並びにスタンプまたは印章によって取り消されていない場合、締約国はその書類を拒否する。
- d) 現在の決議で特定された必要な情報すべてが記載されていない書類、許可書または証明書の有効性に疑いを持たせるような情報が記載された書類を含め、無効な許可書または証明書の受領を締約国は拒否する。
- e) 締約国は当該種（適宜、亜種も含む）の学名を示していない許可書および証明書の受領を拒否する。ただし、次の場合を除く。
  - i) 上位分類学名の使用を認められると締約国会議で合意された。
  - ii) 発給した締約国が、それが十分正当であることを明らかにすることができ、それが正当である理由を事務局に通報した。
  - iii) 特定の加工製品が、種の水準まで特定できない条約適用前の取得標本を含む。
  - iv) 2000年8月1日より前に輸入された *Tupinambis* の種の加工した皮またはその部分が再輸出される場合は、*Tupinambis* 属と示すだけで十分である。
- f) 締約国は許可書または証明書の受領を拒否した場合、その原本を保管するか、またはそれが国内法に違反する場合は、その書類、特にセキュリティ・スタンプを、望ましくは穴を開けるなど、元に戻せない方法で取り消す。
- g) 締約国は輸出または再輸出のために発給された許可書または証明書の受領を拒否した場合、ただちに輸出または再輸出国に通知する。
- h) 締約国は輸出または再輸出のために発給した許可書または証明書が拒否されたことを通知された場合、問題の標本が違法取引に使われないよう確約するための措置を講じる。
- i) 許可書または証明書の原本が認可された取引のために被許諾者によって使われない場合、締約国はその書類の違法使用を防止するために、それが被許諾者によって管理当局に返却されることを確約する。
- j) 締約国は許可書の正当性を確認するために受け取る Eメールならびにファクスを注意深く確認し、そこに記載された数字を含む情報が CITES Directory のそれと一致することを確保する。かつ
  - 以下の場合、事務局に確認するよう締約国に求める。
  - a) 疑わしい貨物に伴った許可書の正当性について深刻な疑念がある時。および
  - b) 飼育繁殖または人工繁殖と申告された附属書 I の種の生きた標本の輸入を受け入れる前。および

#### XV. ATA カルネの対象となるサンプル収集物に関する書類について

次のように勧告する。

- a) 以下に記す手続きの目的のために、「サンプル収集物」という用語は合法的に取得した死んだ標本、附属書 II

または III に掲げる種の部分ならびに派生物、附属書 II の標本として扱われる飼育繁殖または人工繁殖させた附属書 I の種で、販売またはその他の方法で譲渡する資格がなく、その移動が最初に認可された国に戻される前に展示目的で国境を越えるものの収集物を意味する。かつ

- b) そのようなサンプル収集物は「輸送中」とみなされ、次の条件で、決議 9.7 (CoP13 で改正) で説明された第 7 条 1 項に明記した特別規定の資格がある。
    - i) サンプル収集物は ATA カルネの対象となり、標準の CITES 許可書が添付され、そこには適宜、「輸出」または「再輸出」および／または「その他」のいずれかに関する許可書または証明書であることが示され、さらに、その書類が「サンプル収集物」のために発給されたことが明瞭に明記される。
    - ii) 第 5 欄またはそれに相当する場所に、「この書類はサンプル収集物を対象とするものであり、有効な ATA カルネが添付されていない限り無効である。この証明書の対象となる標本は、この書類を発給した国の外で販売またはそれ以外に譲渡することはできない」と明記する。添付される ATA カルネの数を記録し、必要に応じ、これは税関または CITES 書類を裏書きする責任を持つその他の CITES 執行係官が記入することができる。
    - iii) 輸入者および輸出者または再輸出者の氏名と住所（国を含む）は同一とし、第 5 欄またはそれに相当する場所に、訪れる国の名前を示す。
    - iv) そのような書類の失効日はそれに添付された ATA カルネの失効日以前とし、有効期間はそれが認められた日から 6 ヶ月以内とする。
    - v) 国境を越えるたびに、締約国は CITES 許可書または証明書の存在を確認し、ただし、それをその収集物に添付したままに保ち、ATA カルネが税関係官によって公認されたスタンプと署名で正しく裏書きされていることを保証する。かつ
    - vi) 締約国は最初の輸出または再輸出およびその返却の時点で CITES 許可書または証明書およびサンプル収集物を綿密に調べ、収集物に変化がないことを保証する。
- 次のように合意する。

- a) そのような許可書または証明書は譲渡不可であり、ある国での滞在中に紛失、窃盗、または過失によって破壊された時は、それを発給した管理当局のみが複製を発給できる。この複製は可能な限り原本と同じ番号および同じ有効日付を持ち、「この書類は原本の正確な写しである」と記述するか、またはそれが xx という番号の原本に代わるものであると記述する。
- b) 収集物中の標本が窃盗、破壊、紛失された場合、書類を発給した管理当局およびそれが起きた国の管理当局にただちに通報する。かつ
- c) ATA カルネの使用を認知しないかまたは許可しない締約国は、サンプル収集物の輸出、再輸出、輸入に関

する通常の CITES 手続きに従う。かつ  
次に列挙した決議を廃棄する。

a) 決議 8.16 (京都、1992 年) — 「生きた動物の移動展示」

b) 決議 10.2 (改正) (ハラレ、1997 年、ギギリ、2000  
年で改正) — 「許可書および証明書」 ■

### 付記 1 CITES 許可書および証明書に記載すべき情報

- a) 条約の完全な名称とロゴ
- b) 許可書を発給する管理当局の完全な名称と住所
- c) 一意の管理番号
- d) 輸出者と輸入者の完全な名称と住所
- e) 採用された標準命名法に従い標本が属する種 (または当該分類群がどの附属書に掲げられているかを判断する上で関係する場合は亜種) の学名
- f) 事務局が配布した標本の学名を用い、条約で使用される 3 言語のいずれかで記された標本の記述
- g) 標本がマークされている場合または締約国会議の決議でマーキングが指定されている場合 (ランチングから取得された標本、締約国による割当承認の対象となる標本、附属書 I に掲げられ商業目的で飼育される動物を繁殖させる事業から産出された標本など)
- h) その種または亜種または個体群が掲げられる附属書
- i) 標本の出所
- j) 標本の量、および必要に応じて用いた計測単位
- k) 発給日および有効期限
- l) 署名者の氏名および手書きの署名
- m) 管理当局のエンボス印章またはインクスタンプ

- n) 許可書が生きた動物を対象とする場合、それは輸送状態が「生きた動物の輸送に関する CITES ガイドライン」または空輸の場合は「生きた動物に関する IATA 規則」に従う場合にのみ有効であるとする表示
- o) 許可書が商業的目的の飼育繁殖または人工繁殖を営む事業から産出される附属書 I に掲げる種 (条約第 7 条 4 項) の標本を含む場合、事務局がつけたその事業の登録番号およびそれが輸出者でない場合はその事業の名称
- p) 輸出の際に検査を実施した当局のスタンプまたは印章並びに署名によって証明された輸出される標本の実際の量
- q) 標本がマイクロチップ・トランスポンダーでマークされている場合、マイクロチップのコード全部およびトランスポンダー製造業者の商標、および可能であれば、標本中のマイクロチップの位置

#### 原産地証明書のみに記載すべき情報

- r) 標本が証明書を発給した国の原産であるという表示 ■

### 付記 2 標準 CITES 書式 付記 3 モデル旅行 - 展示証明書

誌面上の都合により省略

### 付記 4 生物サンプルのタイプとその使用法

サンプルのタイプ	通常のサンプル量	サンプルの使用法
血液、液状	抗凝血薬とともに全血数滴または 5 ml を試験管にとる。36 時間で質が低下する可能性がある。	病気の診断のための血液検査と標準生化学検査、分類研究、生物医学研究
血液、乾燥 (塗沫)	顕微鏡標本用スライド上に血液 1 滴を塗り広げる。通常、化学固定剤で固定する。	血球の計数と病気を引き起こす寄生虫のスクリーニング
血液、凝血 (血清)	試験管に血液 5 ml をとる。血の塊の有無は問わない。	病気の証拠を発見するための血清検査と抗体検出、生物医学研究
組織、固定	固定した組織片 5 mm <sup>3</sup> 。	病気の徴候を検出するための組織検査と電子顕微鏡検査、分類研究、生物医学研究
組織、未処理 (卵子、精子、胚を除く)	組織片 5 mm <sup>3</sup> 。冷凍保存する場合もある。	微生物と毒物を検出するための微生物検査と毒物検査、分類研究、生物医学研究
綿棒で集めた標本	綿棒についた微小な組織片を試験管に入れる。	病気を診断するための細菌、菌類などの培養
毛、皮、羽、鱗	試験管に皮の表面の小片 (10 ml まで) を入れる。時に微小。固定剤を使う場合と使わない場合がある。	遺伝子検査と科学捜査検査、寄生虫と病原菌の検出、その他の検査
細胞株と組織培養	サンプルのサイズは無制限。	細胞株は一次または連続細胞株として培養される人工産物で、ワクチンその他の医薬品生産の検査と分類研究 (染色体の研究や DNA の抽出など) に広く使われる。
DNA	少量の血液 (5 ml まで)、毛、羽の小胞、筋肉、器官組織 (肝臓、心臓など)、精製 DNA、その他。	性別の決定、識別、科学捜査、分類研究、生物医学研究
分泌物 (唾液、毒液、乳)	1 ~ 5 ml を瓶に採取する。	系統発生研究、解毒剤の生産、生物医学研究

## 決議 12.7 (改正) \*

\* 第13回締約国会議で改正

## チョウザメ並びにヘラチョウザメの保護および取引

第10回締約国会議（ハラレ、1997年）で採択され、第11回会議（ギギリ、2000年）で改正された決議10.12（改正）および第11回締約国会議で採択された決議11.13を想起し、

チョウザメ目 Acipenseriformes の現存するチョウザメ並びにヘラチョウザメが、近年、違法漁獲並びに違法取引、水流調節および自然産卵場の減少などの負の要因によって影響を受けてきた貴重な再生可能生物並びに経済資源であることを意識し、

持続的漁業管理の基礎としてのさらなる研究の必要性および資源の状態の科学的モニタリング並びにそれらの遺伝的構成の理解の重要性に留意し、

保全、生息地保護、違法漁獲並びに取引防止のための地域管理並びにモニタリング計画を立案するために、チョウザメ種のユーラシアの生息国が資金並びに技術援助を必要としていることを考慮し、

条約第6条7項で、附属書に掲げる種の標本は、それらの識別を促進するためにマーキングできると規定されていることを想起し、

取引される全キャビアのラベリングが、チョウザメ並びにヘラチョウザメの標本の取引の有効な規制に向けての基本的一步になることを考慮し、

取引される合法的キャビアの識別に関して締約国を補助するために、マーキングを標準化すべきであり、かつ、ラベルのデザインに関する特定の仕様が根本的に重要であり、一般的に適用されるべきであり、現行のマーキング制度およびマーキング制度において予想される技術的進歩を考慮に入れるべきであることに留意し、

元の輸出に関連したキャビアの再輸出および年間輸出割当に関連した輸出水準のモニタリングを改善する必要性があることを承知し、

## 条約締約国会議は

チョウザメ目の種の生息国に対して次のとおりに促す。

- a) 適切な管理計画を通じてチョウザメ並びにヘラチョウザメ漁業の持続可能性を促進するために、科学研究を奨励し、個体群<sup>1</sup>の状態の十分なモニタリングを確約する。
- b) CITES 事務局、ICPO- インターポール、世界税関機構との密接な協力により、漁業および輸出を規制する現行法の規定および執行を改善することにより、チョウザメ並びにヘラチョウザメの標本の違法漁獲並びに取引を削減する。
- c) チョウザメ並びにヘラチョウザメに関して責任を持つ全機関の代表によるそれらの種の保護および持続的使

用計画への参加を促進する方法を探る。

- d) チョウザメ並びにヘラチョウザメの生息国間で、それらの種の適切な管理および持続的利用をねらいとする地域協定を推進する。
- e) ユーラシア地域のチョウザメの生息国の場合、地域保全戦略ならびに行動計画を策定する際には、文書 CoP12 Doc.42.1 中の勧告を考慮に入れる。  
チョウザメ製品の取引規制に関して次のとおりに勧告する。
  - a) 生息国はチョウザメ並びにヘラチョウザメの標本の合法的輸出者に対して免許を与え、それらの人物または企業の登録簿を維持し、毎年11月30日までに事務局にこの登録簿を提出する。事務局は通達を通して締約国にこの情報を配布する。
  - b) 輸入、輸出、再輸出を行う各締約国は、国内法と一致する場合、その領土内に加工および再包装工場の登録制度を設け、それらの施設と正式な登録コードの一覧表を事務局に提出する。一覧表は必要に応じて更新する。一覧表の写しを毎年11月30日までに事務局に提出する。事務局は締約国への事務局通達を通じてこの情報を配布する。
  - c) 輸入国は、チョウザメの標本の荷下ろし、積み替え、再包装、再ラベリング、再輸出を含め、チョウザメならびにヘラチョウザメの種の取引に関するすべての側面の規制については特に注意する。
  - d) 締約国は無税地帯および自由港において、および航空路線ならびに航路での配膳業のためのチョウザメならびにヘラチョウザメの標本の貯蔵、加工、再包装を監視する。
  - e) 締約国はチョウザメならびにヘラチョウザメ種に関する条約の規定を施行するために必要な行政、管理、科学、規制上の機構を確立するために、関連機関すべてが協力するよう保証する。
  - f) 締約国は条約第7条3項に従う手回り品の免除を許可するため、およびこの免除を1人あたりキャビア250gまでに制限するために、キャビアに関する手回り品免除に関係する国内法の関連を考える。
  - g) 前年に漁獲した他国と共有する資源からチョウザメ目の種の標本の輸出を許可しようとする生息国は、1月31日までに事務局に、資源中の標本の性質と量を通報しなければならない、そして事務局はそれを締約国への事務局通達を通じて配布する。2005年3月31日までに、残ったキャビア資源全部を輸出するものとする。締約国は、2004年に漁獲されたキャビアで、もし2005年3月31日より後に輸出されたものであれば、輸入しないものとする。2006年以降、すべ

<sup>1</sup> この決議の目的のために、「資源 (stock)」は「個体群 (population)」と同義とみなす。

てのキャビアはそれを漁獲および加工した割当年の年末までに輸出しなければならない。2006 年以降、締約国は前年に漁獲または加工されたキャビアを輸入しないものとする。

- h) 関連する輸出許可書原本の発給日から 18 ヶ月を越えたキャビアの再輸出は、認可されない。
- i) 締約国は事務局に対して定期的に、キャビアの取引を認可するために発給されたすべての輸出許可書ならびに再輸出証明書の写しを提出する。かつ
- j) 輸入する締約国は付記 1 ならびに 2 に概略を示した統一ラベリング・システムの規定を遵守しない限り、キャビアの積み荷を受け入れないものとする。  
漁獲並びに輸出割当量に関し、さらに次のとおりに勧告する<sup>2</sup>。
- a) 締約国は、異なる生息国<sup>3</sup>の間で共有される資源からのチョウザメ種の標本の輸入を受け入れない。ただし、次の場合を除く。
- i) チョウザメ目の種の全標本に関するその年の輸出割当は、関係する生息国<sup>4</sup>によって設定されており、事務局によって前年の 12 月 31 日までに締約国に伝えられている。
- ii) i) に言及された輸出割当量が、チョウザメ種の同一資源の生息域を提供する締約国間で合意された漁獲割当量から導かれた。
- iii) 漁獲割当量は当該種に関する適切な地域保全戦略およびモニタリング方式に基づくものである。かつ、
- iv) 前年の 11 月 30 日までに当該種の資源の状態に関して事務局に提出された情報に基づき、漁獲ならびに輸出割当について関係するすべての生息国の間で

合意されていることを事務局が確認した。かつ

b) チョウザメ目の種の共有の生息国が、本決議に従い定められた自国の割当量をより厳格な国内措置に従い削減すると決定した場合、それはこの資源の他の生息国の割当量には影響を与えないものとする。

付記 1 並びに 2 に従い、キャビアのラベリングを遅滞なく実施するよう締約国を促す。

生息国が事務局と協力し、2006 年から 3 年のサイクルで、上記 a) 項の「さらに勧告する」の規定に従い、チョウザメ目の種の資源に関する地域保全戦略および監視体制の実施状況について適切な専門家による評価を実施し、その結果に従い対応するようさらに促す。

生息国、輸入国および IUCN/SSC チョウザメ専門家グループなどの他の適切な専門家並びに組織に対し、事務局並びに動物委員会と協議の上、取引される標本の出所を後に識別する際の補助として、チョウザメ種の部分および派生物および養殖したものに関する均一な DNA 識別システムの開発を検討するよう呼びかける。

事務局に対し、次のとおりに命じる。

- a) 産業界および保護分野の両方の国際組織並びに生息国と共同で、チョウザメ目の保護に関する行動計画を含む戦略の立案を補助する。
- b) 締約国、国際組織、国連特別機関、政府間並びに非政府組織および産業界からの財源確保を補助する。  
次に列挙した決議を廃棄する。
- a) 決議 10.12 (改正) (ハラレ、1997 年、ギギリ、2000 年で改正) — 「チョウザメの保護」
- b) 決議 11.13 (ギギリ、2000 年) — 「キャビアの識別のための国際統一ラベル・システム」 ■

<sup>2</sup> 第 13 回締約国会議において、この勧告はキャビアの商業目的の漁獲または共有する資源からの輸出を行わない生息国には適用されないことが合意された。だが、そのような資源からのチョウザメ製品の漁獲と輸出における著しい変化に関し、事務局または締約国は、常設委員会または締約国会議の注意を喚起することも合意された。

<sup>3</sup> 固有資源つまり他の国と共有しない資源および飼育繁殖または養殖事業からの標本については割当を設定する必要はない。そのような標本について通報された割当は自発的割当である。

<sup>4</sup> 国内レベルでの輸出割当を設定するための法律を持たない国については、締約国に通報される輸出割当はこの決議の目的のみに関する輸出割当とみなされる。 ■

## 付記 1 キャビアの取引および識別のための 国際統一ラベリング・システムに関する CITES ガイドライン

- a) 国際統一ラベリング・システムは商業的および非商業的目的で、国内または国際取引のために生産されたすべてのキャビアに適用され、ひとつずつの一次容器への再利用不可ラベルの貼付に基づく。
- b) キャビアの取引に関しては、次の定義が適用される。
- キャビア：チョウザメ種の加工された魚卵
  - ロット識別番号：加工または再包装工場によって使われるキャビア追跡システムに関係する情報と一致する番号

- 再利用不可ラベル：破損せずにはがすことも別の容器に移すこともできないラベルまたはマーク
- プレス・キャビア：より高級なキャビアの加工および調整後に残った、ひとつ以上のチョウザメ並びにヘラチョウザメ種の魚卵から成るキャビア
- 一次容器：キャビアと直接接触する缶、瓶または他の容器
- 加工工場：キャビアを一次容器に最初に入れる責任を負う原産国の施設

- 再包装工場：キャビアを受け取り、新しい一次容器に再包装する責任を負う施設
- 二次容器：一次容器を入れる容器
- 出所コード：関連 CITES 決議で定義されたキャビアの出所に対応する文字（例えば W は野生、C は飼育繁殖）

c) 原産国では、加工工場で一次容器に再利用不可ラベルを貼付する。このラベルには少なくとも付記 2 に示す標準種コード、キャビアの出所コード、原産国を示す ISO の 2 文字のコード、捕獲年、加工工場の公式登録コード（例えば xxxx）並びにキャビアのロット識別番号（例えば yyyy）を記載する。

HUS/W/RU/2000/xxxx/yyyy

d) 再包装が行われない場合、上記 c) 項で言及された再利用不可ラベルを一次容器上に貼付したまま残し、再輸出を含め、それで十分とみなす。

e) キャビアが再包装される一次容器には、再包装工場によって再利用不可ラベルを貼付する。このラベルには少なくとも付記 2 に示す標準種コード、標本の出所コード、原産国を示す ISO の 2 文字のコード、再包装した年、再包装工場の公式登録コード（再包装した国が原産国と異なる場合は、再包装した国の ISO の 2 文字のコードを付ける）（例えば IT-wwww）並びに

キャビアのロット識別番号または CITES 輸出許可書または再輸出証明書の番号（例えば zzzz）を記載する。

PER/W/IR/2001/IT-wwww/zzzz

- f) キャビアが輸出または再輸出される際、国際的な税関規則に従い、内容の記載に加え、キャビアの正確な量も二次容器上に示さなければならない。
- g) 容器に貼付されたラベル上と同一の情報を輸出許可書または再輸出証明書あるいは CITES 許可書または証明書に添付された付記に記載しなければならない。
- h) ラベルと許可書または証明書の情報が合わない場合、輸入国の管理当局は可能な限り早急に輸出国または再輸出国の管理当局に連絡し、それがガイドラインによって必要とされる情報の複雑さから生じる純粋な誤りかどうかを確認する。その場合は、その取引に関与した人々の処罰を回避するためにあらゆる努力を払う。
- i) 各輸入、輸出並びに再輸出締約国は、国内法と一致する限り、領土内の加工および再包装工場に関する登録システムを設け、それらの施設およびそれらの公式登録コードの一覧表を事務局に提出する。一覧表は必要に応じて更新される。
- j) 締約国はキャビアの積み荷を、それらが c)、d) または e) で言及された情報を含む適切な書類を伴う場合にのみ受け入れる。 ■

### 付記 2 チョウザメ種、交配種並びに混合種の識別コード

種	コード
<i>Acipenser baerii</i>	BAE
<i>Acipenser baerii baicalensis</i>	BAI
<i>Acipenser brevirostrum</i>	BVI
<i>Acipenser dabryanus</i>	DAB
<i>Acipenser fulvescens</i>	FUL
<i>Acipenser gueldenstaedtii</i>	GUE
<i>Acipenser medirostris</i>	MED
<i>Acipenser mikadoi</i>	MIK
<i>Acipenser naccarii</i>	NAC
<i>Acipenser nudiiventris</i>	NUD
<i>Acipenser oxyrhynchus</i>	OXY
<i>Acipenser oxyrhynchus desotoi</i>	DES
<i>Acipenser persicus</i>	PER
<i>Acipenser ruthenus</i>	RUT
<i>Acipenser schrenckii</i>	SCH
<i>Acipenser sinensis</i>	SIN

種	コード
<i>Acipenser stellatus</i>	STE
<i>Acipenser sturio</i>	STU
<i>Acipenser transmontanus</i>	TRA
<i>Huso dauricus</i>	DAU
<i>Huso huso</i>	HUS
<i>Polyodon spathula</i>	SPA
<i>Psephurus gladius</i>	GLA
<i>Pseudoscaphirhynchus fedtschenkoi</i>	FED
<i>Pseudoscaphirhynchus hermanni</i>	HER
<i>Pseudoscaphirhynchus kaufmanni</i>	KAU
<i>Scaphirhynchus platorynchus</i>	PLA
<i>Scaphirhynchus albus</i>	ALB
<i>Scaphirhynchus suttkusi</i>	SUS
混合種（プレスキャビアのみ）	MIX
交配種：オスの標本のコード×メスの標本のコード	YYYxXXX

## 決議 12.8 (改正) \*

\* 第 13 回締約国会議で改正

## 附属書 II 掲載種の標本の著しい取引の再検討

条約第 4 条 2(a) 項で、輸出許可書を発給する条件として、その輸出は当該種の存続に対して悪影響を与えないと輸出国の科学当局が助言したことが必要とされていることを想起し、

条約第 4 条 3 項で、各締約国の科学当局が附属書 II 掲載種の輸出を監視し、生息域全体にわたり、その種が生態系で果たす役割と一致する水準に維持するために、このような輸出を制限するためにとるべき適当な処置を管理当局に助言することが必要とされていることを想起し、

条約第 4 条 6(a) 項で、海からの持ち込みの証明書を発給する条件として、その輸出は当該種の存続に対して悪影響を与えないと海から持ち込む国の科学当局が助言したことが必要とされていることも想起し、

附属書 II 掲載種の輸出を許可している一部の国が、条約第 4 条 2(a)、3 並びに 6(a) 項を有効に実施していないこと、およびそのような場合に、個体数評価およびモニタリング計画など、附属書 II 種の輸出がその種の存続に対して悪影響を与えない水準で行われると確約するために必要な措置が講じられていないこと、および多くの種の生物学的状態に関する情報がしばしば入手できないことを憂慮し、

第 4 条の適切な実施が附属書 II 掲載種の保護および持続的な利用に不可欠であることを想起し、

第 8 回締約国会議（京都、1992 年）で採択され第 11 回会議（ギギリ、2000 年）で改正された、決議 8.9（改正）に明記された、著しい取引の再検討と呼ばれる、動物委員会ならびに植物委員会による附属書 II の種の標本の取引に関する再検討の重要な有益性およびその手続きをさらに明確かつ単純にする必要性に留意し、

条約締約国会議は

## 著しい取引の再検討の実施に関して

動物並びに植物委員会に対し、事務局および専門家と協力し、かつ生息国と協議し、次の手続きに従い、著しい取引の対象となる附属書 II 掲載種に関する生物学的、取引上、その他の関連情報を再検討し、かつ、条約の 4 条 2(a)、3 並びに 6(a) 項の実施に関する問題並びに解決策を特定するよう命じる。

## 再検討する種の選択

a) 事務局は UNEP 世界自然保護モニタリングセンター (UNEP-WCMC) に対し、締約国会議の各会合後 90 日以内に、最近 5 年間の附属書 II 掲載種に関して記録された純輸出水準<sup>1</sup>を示す年次報告統計の CITES データベースの要約を作成するよう要求する。

b) 動物または植物委員会、事務局、締約国または他の関連する専門家が入手できる記録された取引水準および情報に基づき、優先問題として動物または植物委員会による再検討を受ける種が選択される（その種が以前に再検討の対象とされたかどうかは問わない）。

c) 新たな情報により緊急問題であることが示された例外的場合には、動物または植物委員会が別の段階で、問題のある種の一覧表に種を追加することができる。

## 第 4 条の実施に関する生息国との協議

d) 事務局は種が選択される動物または植物委員会の会合後 30 日以内に、選択された種の生息国に通達し、選択の理由を説明し、かつ、委員会によって特定された条約第 4 条実施について起こりうる問題に関する意見を要求する。生息国は 60 日以内に回答する。

e) 事務局は動物または植物委員会に対し、他の関連情報も含め、当該生息国の回答について報告する。

f) 動物または植物委員会が入手可能な情報を検討した後、条約第 4 条 2(a)、3 または 6(a) 項が正しく実施されていると確信した場合、その種は当該国については再検討から除外される。その場合、事務局は 60 日以内に締約国にその旨を通達する。

## 情報の編纂および予備類別

g) 上記 f) 項に従い、その種が再検討から除外されない場合は、事務局はその種に関する情報の編纂を進める。

h) 必要に応じて事務局はその種の生態並びに管理および取引に関する情報を編纂するためにコンサルタントを雇用し、コンサルタントは編纂したものに盛り込む情報を取得するために生息国または関連する専門家と連絡をとる。

i) 事務局またはコンサルタントのいずれか適切な方が、選択された種に対する国際取引の影響に関する結論、そのような結論に達した根拠および第 4 条の実施に関する問題を要約し、かつ、選択された種を暫定的に 3 種類に類別する。

i) 「緊急の問題がある種」には、条約第 4 条 2(a)、3 または 6(a) 項の規定が実施されていないことが入手可能な情報により示された種が掲載される。

ii) 「問題の可能性のある種」には、それらの規定が実施されているか否かが明らかでない種が掲載される。

iii) 「問題が最小限の種」には、それらの規定が満たされていることが入手可能な情報により示された種が掲載される。

j) 事務局またはコンサルタントの報告が動物または植物委員会によって考慮される前に、事務局はそれを関係

<sup>1</sup>「純輸出水準」とは、締約国の年次報告書中の輸出入データをもとにある生息国から輸出された標本の総数から同国によって輸入された標本の総数をひいたものである。

する生息国に送達し、意見および必要に応じて追加情報を求める。生息国は60日以内に回答する。

**動物または植物委員会による情報の検討および類別の確認**

- k) 動物または植物委員会は事務局またはコンサルタントの報告および当該国から受領した回答を検討し、適切な場合は提案された予備類別を修正する。
- l) 問題が最小限の種は再検討から除外する。検討中に第4条2(a)、3または6(a)項の実施と関連しない問題が特定された場合、条約および関連決議の他の規定に従い、事務局がそれらと取り組む。

**勧告の作成および生息国への通知**

- m) 動物または植物委員会は事務局と協議した上で、残りの種に関する勧告を作成する。勧告は当該生息国に向けて作成される。
- n) 緊急の問題がある種については、それらの勧告において第4条2(a)、3または6(a)項の実施に係る問題と取り組むための特定の処置を提案すべきである。そのような勧告は短期と長期の処置を区別し、かつ、例えば次のものを含むことができる。
  - i) 当該種の輸出に関する管理手続き、慎重な輸出割当量または一時的制約を定めること
  - ii) 当該種の採取および管理に関するさらなる決定が以前の採取および他の要因の影響の監視に基づき行われることを確約するための適応的管理手続きの適用
  - iii) 第4条2(a)または6(a)項の規定に従い必要とされる科学当局による有害でないという判定を下すための根拠を提供するために、分類別並びに国別の状態評価、フィールド調査、個体群に対する脅威または他の関連要因の評価を実施すること
 これらの勧告の実施期限は動物または植物委員会が決定すべきである。それは実施される処置の性質に適したものとし、通常は当該国に送達した日から90日以上2年以下とする。
- o) 問題の可能性のある種については、その種を緊急の問題がある種と類別すべきか、問題が最小限の種と類別すべきかを動物または植物委員会が決定できるようにするために必要な情報をそれらの勧告で指定すべきである。取引の規制のために適切であれば、それらは暫定措置も指定すべきである。そのような勧告は短期と長期の処置を区別し、かつ、例えば次のものを含むことができる。
  - i) 分類別並びに国別の状態評価、フィールド調査、個体群に対する脅威または他の関連要因の評価を実施すること
  - ii) 暫定措置として当該種に関する慎重な輸出割当量を設定すること
 これらの勧告の実施期限は動物または植物委員会が決定すべきである。それは実施される処置の性質に適したものとし、通常は当該国に送達した日から90日以上2年以下とする。
- p) これらの勧告は事務局により当該生息国に通知される。

**勧告の実施に関して講じられる措置**

- q) 事務局は動物または植物委員会の議長と協議した上で、上記で言及した勧告が実施されたかどうかを判断し、その旨を常設委員会に報告する。
- r) 勧告が実施された場合は、事務局は常設委員会の議長と協議した上で、その種がこのプロセスから除外されたことを締約国に通達する。
- s) 事務局が動物または植物委員会の議長と協議した上で、n) または o) 項に従い動物または植物委員会が行った勧告を生息国が実施したと確信できない場合、事務局は常設委員会に適切な処置を勧告し、それには最後の手段として、その国との影響される種の取引の一時停止も含めることができる。事務局の報告に基づき、常設委員会は適切な処置を決定し、当該国または全締約国に対して勧告を行う。
- t) 事務局は常設委員会が行った勧告または処置について締約国に通達する。
- u) 当該国との影響される種の取引を一時停止するという勧告は、その国が第4条2(a)、3または6(a)項に遵守していることを実証し、事務局を通じて常設委員会がそれを確信した場合にのみ撤回すべきである。
- v) 常設委員会は事務局および動物または植物委員会の議長と協議した上で、2年を超える取引停止の勧告を再検討し、適切であれば状況と取り組むための措置を講じる。

**生息国への支援に関して**

締約国並びに野生生物の保護および持続的利用に関心を持つすべての組織に対し、かなりの国際取引の対象とされる動植物の種の野生個体群が、それらの存続にとって有害な取引の対象とされないよう確約するために、補助を必要とする国に対して財政支援または技術的補助を提供するよう促す。そのような措置としては次のような例がある。

- a) 生息国における保護要員の訓練
- b) 当該種の標本の生産および輸出に関与する人物および組織への情報およびガイダンスの提供
- c) 生息国間での情報交換の促進
- d) 技術的な装置および支援の提供

事務局に対し、生息国における資金調達の実現性の特定並びに通報およびそのような資金調達の潜在的財源の特定を補助するよう命じる。

**監視、報告および種の再検討プロセスへの再導入に関して**

事務局に対し、本決議および条約第4条の関連する項の実施の監視および促進を目的として、次のとおりに命じる。

- a) 動物または植物委員会の各会合で、当該生息国によるその委員会が行った勧告の実施に関して報告する。
- b) 本決議に明記された再検討プロセスを受ける種の登録

簿および勧告の実施に関する進捗状況の記録を維持する。

#### フィールド調査の調整に関して

事務局に対し、適切であれば動物委員会または植物委員会の委員長と協議した上で、IUCN やその他の適切な専門家と契約し、UNEP-WCMC と共同で、著しい水準

の取引の対象になっていると特定された附属書 II の種について要求されるフィールド調査の実施を調整し、そのような調査に必要な資金を調達するよう命じる。かつ

決議 8.9(改正)(京都、1992年、ギリ、2000年で改正) – 野生から取得された附属書 II 掲載種の標本の取引を廃棄する。



## 決議 12.10 (改正) \*

\* 第13回締約国会議で改正

**附属書 I の動物を商業目的で繁殖させる事業を  
登録並びに監視するための手続きに関するガイドライン**

第8回締約国会議（京都、1992年）で採択された決議 8.15 および第11回会議（ギギリ、2000年）で採択された決議 11.14 を想起し、

条約第7条4項で、商業目的のために飼育下で繁殖させた附属書 I の動物種の標本は、附属書 II に掲げる種の標本とみなされると規定されていることを認識し、

条約第3条の規定が、第7条4並びに5項による免除に値しない附属書 I 動物種の標本の取引を許可する根拠であることも認識し、

商業的な飼育繁殖事業を設立する目的で野生から捕獲された附属書 I 掲載種の標本の輸入は、条約第3条3(c)項により排除され、第5回締約国会議（プエノスアイレス、1985年）で採択された決議 5.10 でさらに説明されていることに留意し、

第10回締約国会議（ハラレ、1997年）で採択され、第11回会議で改正された決議 10.16（改正）が、「飼育下で繁殖させた」の定義を定め、ある事業が登録の資格があるかどうかを判断する根拠を提供していることを想起し、

条約締約国会議は

次のとおりに決定する。

- a) 条約第7条4項で使われている「商業目的のため飼育下で繁殖させた」という用語は、販売、交換またはサービスの提供、もしくはその他の経済的用途または便益を目的とし、現金か現物かを問わず、利潤を含む経済的利益を得るために繁殖される動物の標本を指すものと解釈される。それに対し、
- b) 附属書 I 掲載種については、条約第7条5項は非商業目的で繁殖させた動物の標本に言及していると解釈され、各々の寄附、交換または貸与は利潤のためではなく、当該種の一以上の生息国の参加および／または支援を受けて行われる共同保護計画に関与する二事業間で行われる。

条約第7条4項の免除は附属書 I 掲載種の標本を商業目的で繁殖する事業の事務局による登録を通じて実施すべきであることに合意する。

商業目的で繁殖させる附属書 I の動物種に関し、飼育繁殖事業を登録するための次のような手続きに合意する。

商業目的で飼育により繁殖させた附属書 I の動物種の標本の輸出に関し、条約第7条4項の免除を適用するか否かは、各事業が決議 10.16（改正）の規定を遵守するという科学当局の助言を受け、輸出国の管理当局が決定する責任を負うことにも合意する。

次のとおりに決議する。

- a) 事業によって生産される標本が決議 10.16（第11回締約国会議で改正）の規定に従い「飼育下で繁殖させ

た」と認められた場合にのみ、その事業はこの決議の手続きに従い登録することができる。

- b) 条約第7条4項に従い飼育繁殖事業を承認する第一の主な責任は各締約国の管理当局にあり、管理当局はその締約国の科学当局と協議した上でそれを行う。
- c) 管理当局は、付記1に明記されたように、各飼育繁殖事業の登録を行い、かつ維持するための適切な情報を事務局に提供する。
- d) 事務局は付記2に明記された手続きに従い、全締約国に各登録申請を通達する。
- e) 締約国は商業目的で飼育下で標本を繁殖させる事業から産出された附属書 I 掲載種の標本に関し、条約第4条の規定を厳格に実施する。
- f) 登録された飼育繁殖事業は、取引されるすべての繁殖ストック並びに標本を明確に識別するために適切かつ安全なマーキングシステムが使われるよう保証し、また、さらに優れたマーキングおよび識別方法が利用可能になった場合は、それらを採用することを約束する。
- g) 管理当局は科学当局と協力し、管轄下の登録された各飼育繁殖事業の管理を監視し、事業の性質または輸用に生産される製品のタイプに大きな変化があった場合は、それを事務局に知らせ、動物委員会は登録を継続すべきかどうかを決定するため、その事業について再検討する。
- h) 管轄下に事業が登録されている締約国は事務局に通達することにより、他の締約国に言及せずに単独で、その事業の登録簿からの除外を要求することができ、その場合、その事業はただちに除去される。
- i) 登録事業が決議 10.16（改正）の規定に遵守していないと確信する締約国は、事務局および関連締約国と協議した上で、締約国会議に対し、条約第15条の記載に従い締約国の3分の2の賛成によってその事業を登録簿から削除するよう提案できる。また、一度削除されると、そのような事業は付記2に概説されている手続きを満たした場合にのみ、登録簿に再登録することができる。
- j) 当該種の保護の必要性に従い、飼育繁殖事業が継続的に意味のある貢献をすると管理当局が満足するものとする。
- 以下のとおりに促す。
- a) 締約国は、外来種の飼育繁殖事業の設立に先立ち、国内の生態系および在来種に対する悪影響を防ぐために、生態学的危険性の評価を実施する
- b) 管理当局は飼育繁殖事業者と密に協力し、この決議の付記1で必要とされる情報を用意するか、またはその手続きを促進するために繁殖事業者と政府を代表するメンバーから成る支援グループを設置する。かつ

c) 締約国は飼育繁殖事業者に対し、より速い許可申請処理、国際的に登録された繁殖事業としての承認を示す正式証明書の発給、または可能であれば輸出許可料金の引き下げなど、登録を促す誘因を提供する。

次のように奨励する。

- a) 締約国は登録を希望する事業に対し、簡単な申請用紙（カナダの管理当局が使用しているようなもの）と明瞭な指示を提供する。かつ
- b) 輸入国は登録済みの飼育繁殖事業からの附属書 I の種の輸入を容易にする。  
さらに次のとおりに合意する。
- a) 附属書 I 掲載種の飼育繁殖標本を決議 5.10 で定義された主に商業的目的の輸入をする場合、締約国はそれらを事務局の登録簿に掲載された事業によって生産さ

れたもののみに制限し、当該標本がそのような事業から生産されたものでなく、各標本に付けられる特定の識別マークが書類に記載されていない場合、条約第 7 条 4 項に従い発給された書類を却下する。

- b) 条約締約国でない国により条約に従い発給された同等の書類は、事務局との事前の協議なしには締約国によって受理されない。

以下に列挙する決議を廃棄する。

- a) 決議 8.15（京都、1992）－ 商業目的で附属書 I の動物種を繁殖させる事業の登録と監視をモニターの手順に関するガイドライン、および
- b) 決議 11.14（ギギリ、2000）－ 商業目的で附属書 I の動物種を繁殖させる事業を登録並びに監視する手続きに関するガイドライン ■

## 付記 1 管理当局から事務局に提供する登録される事業に関する情報

1. 飼育繁殖事業の所有者と管理者の氏名並びに住所
2. 設立日
3. 繁殖させる種（附属書 I のみ）
4. 親の繁殖ストックを構成する雌雄の数と年令（判明している場合または適切な場合）の詳細  
－ 各雌雄の合法的取得の証拠。領収書、CITES 書類、捕獲許可書など。
5. 生息国内に設置された事業は、親ストックが関連する国内法に従い取得されたことを示す証拠（例えば捕獲許可書、領収書など）または輸入された場合は、条約の規定に従い取得されたことを示す証拠（例えば領収書、CITES 書類など）を提出しなければならない。
6. 非生息国内に設置された事業は、親ストックを構成する動物が次のとおりであることを示す証拠を提出しなければならない。
  - a) 条約適用前の標本である（例えば、関連する日付の領収書またはその他の合法的取得を示す容認できる証拠）。
  - b) 条約適用前の標本から派生した（例えば、関連する日付の領収書またはその他の合法的取得を示す容認できる証拠）。
  - c) 条約の規定に従い生息国から取得された（例えば、領収書、CITES 書類など）。
7. 実際の書類を取得することが困難な場合、管理当局は第 14 回締約国会議まで、上記 6 a) 項から c) 項で要求される書類の代わりに他の書類（例えば日付のある受領書）で裏付けた署名入り宣誓供述書を受け取ることができる。管理当局は宣誓供述書ならびに裏付け書類の有効性を確認するために、当該種の生息国と協議することもできる。
8. 現在のストック（上記の親繁殖ストックに加え、所持する子孫の性別と年齢ごとの数）。
9. 死亡率、および可能ならば異なる年齢集団およびオスとメスの間での死亡率に関する情報。
10. その種がその施設で第 2 世代の子孫（F2）まで繁殖されていることを示す書類および使われた方法の記述。
11. その事業がその種を第 1 世代までしか繁殖していない場合、使われた繁殖方法が、他の場所で第 2 世代の子孫を産出するために使われたものと同じかまたはそれと類似であることを示す書類。
12. 過去、現在および予想される年間の子孫の産出数量および可能であれば次の情報。
  - a) 各年の子孫を産出した雌
  - b) 年間の子孫の産出数量に見られる異常な変動（考えられる原因の説明を含む）
13. 有害な同系交配を避けるために飼育個体群の遺伝子プールを拡大するという目的で繁殖ストックを補強するための追加標本に関して予想される必要性および供給源の評価。
14. 輸出される製品のタイプ（例えば生きた標本、皮、および／またはその他の身体部分）。
15. 繁殖ストック並びに子孫および輸出される標本のタイプ（例えば皮、肉、生きた動物など）に使われるマーキング方法（例えばバンド、タグ、トランスポンダー、焼き印など）の詳しい記述。
16. 繁殖ストック並びに子孫の身元を確認し、事業内で保管されるかまたは組み込まれるか、もしくは輸出用に提供される未許可の標本の存在を検出するために、CITES 管理当局が使用する検査並びに監視手続きの記述。

17. 逃亡および／または盗難を防止するための保安対策を含め、現在並びに予想される飼育ストックを収容する設備の記述。繁殖並びに飼育のための囲いの数とサイズ、孵卵設備の容量、食料の生産または供給、獣医の利用可能性、記録管理に関する詳しい情報を

提供する必要がある。

18. その種の野生個体群の保護状況改善に寄与する繁殖事業またはその他の活動が用いる戦略の記述。
19. その事業はすべての段階において人道的（虐待がない）方法で営まれるという保証。 ■

## 付記 2 新規事業の登録に先立ち事務局が行う手続き

1. すべての申請に関して
- a) 各登録申請を検討し、それが付記 1 の要件を満たすことを確認する。
  - b) 全締約国に各登録申請について通達し、締約国からの要求に応じて事業に関する全情報（付記 1 に指定）を提供する。および
  - c) 新規飼育繁殖事業を登録簿に追加することを提案する内容の締約国への事務局通達と共に、飼育繁殖事業で使用される特定のマーキング方法の詳細（および可能であれば、識別コードまたは分類コード）を配布する。
2. いずれかの締約国が事業の登録に関する意見の表明を希望する場合は、事務局の通達日付から 90 日以内にそれを行わねばならない。
3. いずれかの締約国が登録に反対した場合、または申請に関して懸念を表明した場合、事務局は書類を動物委員会に回し、同委員会は 60 日以内にその異議に対し回答する。その後、事務局は申請を提出した締約国の

管理当局と登録に反対している締約国との円滑な対話を図り、動物委員会の勧告を提出し、特定された問題を解決するためにさらに 60 日の期間を設ける。

4. 反対が取り下げられないか、または特定された問題が解決されない場合、次回締約国会議における 3 分の 2 の多数決あるいは条約第 15 条に明記されたそれと同等の郵便投票手続きにより決定されるまで、その申請は延期される。
5. すでに事務局の登録簿に掲げられている種が関与する申請に関しては、重大な新しい局面またはその他の懸念材料がある場合にのみ、そのような申請を専門家に回し、それらの適格性について助言を求める。
6. 申請が付記 1 の要件全部を満たすと確信した場合は、その事業の名称その他の明細を登録簿で公表する。
7. 事業の登録が認められなかった場合、関連管理当局に却下事由の完全な説明を提供し、さらなる考慮を受けるために再提出する前に満たさなければならない特定条件を提示する。 ■

## 決議 12.11 (改正) \*

\* 第 13 回締約国会議で改正

## 標準学名命名法と学名命名委員会の運営

第 11 回締約国会議（ギギリ、2000 年）で採択された決議 11.22 を想起し、

生物学上の学名命名法は流動的であることに留意し、いくつかの科の属および種の名称については標準化が必要であり、十分な情報を備えた標準参考文献が欠如した現状が、附属書に掲げる多くの種の保護における CITES の実施の有効性を引き下げていることを意識し、条約の附属書で使われる分類法が、学名参考文献によって標準化されれば締約国にとって非常に役立つことを認識し、

条約の附属書で使われている分類の名称で、生物学で認められた使用法を反映させるために変更すべきであることを学名命名委員会が特定していることを意識し、

それらの変更を条約締約国会議で採択すべきであることを留意し、

附属書に掲げる分類の中で家畜化された形態が存在するものがあり、いくつかの事例では、締約国は保護されている形態に対して標準学名命名法での名称とは異なる名称を適用することにより、野生の形態と家畜化された形態とを区別する方法を選んだことを認識し、

附属書への掲載に関する新たな提案の場合、締約国は入手可能な限り必ず採択された標準参考文献を使うべきであることを認識し、

現在附属書に掲げる亜種が取引に供された場合、その多くの識別において生じる実施上の多大な困難を考慮し、また、執行上の目的のため、亜種識別の容易さを地理上の出所に関する情報の信頼性と比較検討する必要性を考慮し、

条約締約国会議は

菌類の種が条約の対象であることに合意する。

次のとおりに勧告する。

- a) 亜種については、それが一般に有効な分類群として認識され、取引される形態で容易に識別可能である場合にのみ附属書への掲載を提案する。
- b) 識別が困難な場合は、種全体を附属書 I または附属書 II に掲げるか、または保護が必要な亜種の生息域を区切り、この地域内の個体群を国ごとに掲げることによって問題と取り組む。
- c) 掲載された分類群の家畜化された形態がある場合、学名命名委員会は野生および家畜形態に対して名称を勧告する。
- d) 条約附属書改正案を提出する際、提案者は提案される存在の記述に使われる参考文献を特定する。
- e) 条約附属書改正案の受理に際し、事務局は適宜、当該種または他の分類群に使用する正しい名称に関して学名命名委員会の助言を求める。
- f) 附属書に掲げる分類群の名称に関する変更が提案され

た時は常に、事務局は学名命名委員会と協議し、その変更が条約に基づく動植物の保護の範囲を変えるかどうかを判断する。分類群の範囲が再定義される場合、学名命名委員会はその分類群の変更を受け入れたことにより附属書に掲げる種が追加されるか、あるいは掲げられた種が附属書から削除されるかを評価し、掲載の当初の意図を保持するために学名委員会の勧告に従い附属書の改正案を提出するよう寄託政府に要請する。提案は締約国会議の次回会議で検討するために提出され、そこで学名委員会の勧告が検討される。

- g) 標準参考文献が締約国会議で採択されていない分類群のための分類典拠の選択に関して違いがある場合、そのような分類群の動物または植物（またはそれらの部分または派生物）の輸出を許可する国は、CITES 事務局および予期される輸入国に対し、その国が優先する発表済みの分類典拠を通知する。「分類典拠」とは輸出される分類群の学名命名法を検討し、関連する学術分野の専門家の検討を受けた最近発表された論文またはモノグラフを意味する。その分類群の標本がいくつかの国から輸出され、分類典拠に関して輸出国の間で合意に達しないか、または輸出国と輸入国の間で合意に達しない場合は、締約国会議への正式な勧告が行われるまで、学名委員会がもっとも適切な分類典拠を決定する。学名委員会は、採択のためにこの中間決定を締約国会議への報告書に盛り込む。事務局は締約国に対してこの中間決定を通告する。
- h) 事務局は標準参考文献として指定されるチェックリストの推状（および注文に関する情報）を、そのチェックリストについて協議する締約国会議の遅くとも 6 ヶ月前までに受けとる。事務局はその情報を締約国への事務局通達に含め、締約国が希望すれば会議前に検討するための写しを入手できるようにする。
- i) 学名委員会が附属書で使う分類群の名称の変更を勧告する時、同委員会は条約の施行に対してそれが意味することの評価も行う。  
事務局は学名命名委員会と協議し、締約国会議との協議なしに、条約の附属書に掲げる種の一覧表にあるつりを変更し、締約国にそれらの変更を通達することを決定し、  
この決議の付記に掲げる分類ならびに学名命名の参考文献を、附属書に掲げる種に関する公式の標準参考文献として採択し、  
UNEP 世界自然保護モニタリングセンターが 2003 年に編纂した Checklist of CITES Species ならびにその更新版を、当初の種に関する提案に含まれた分類と学名命名、学名命名委員会の勧告、附属書に掲げる種について締約国会議で採択された標準参考文献に含まれ受け入れられたすべての名称を全面的に反映した標準参考文献

中の学名の公式要覧として認識し、

締約国会議による標準チェックリストの採択はそれだけでは附属書に掲げられているか否かを問わず、いかなる存在の CITES における地位も変更せず、さらなる提案の採択により特に変更されない限り、その存在の地位は締約国会議で採択された提案で意図されたまま変わらないことに合意する。

次のことに関する主な責任を科学当局に負わせるよう締約国に促す。

a) 掲載表の解釈

b) 適宜、CITES 学名命名委員会との協議

c) 適切な CITES 委員会によるさらなる検討を必要とする学名命名問題の特定および適切な場合に附属書を改定するための提案の作成

d) チェックリストの作成並びに維持に対する支援並びに協力

事務局に対し、ラン科 Orchidaceae に関する各標準参考文献の完成後ただちに締約国が利用できるようにするよう要請し、

決議 11.22 (ギギリ、2000 年) - 「標準学名命名法」を廃棄する。

■

## 付記 締約国会議によって採択された標準参考文献

### 動物

#### 哺乳類

Wilson, D. E. and Reeder, D. M. 1993. *Mammal Species of the World: a Taxonomic and Geographic Reference*. Second edition. Smithsonian Institution Press, Washington. [for all mammals – with the exception of the recognition of the following names for wild forms of species (in preference to names for domestic forms): *Bos gaurus*, *Bos mutus*, *Bubalus arnee*, *Equus africanus*, *Equus przewalskii*, *Ovis orientalis ophion*]

Alperin, R. 1993. *Callithrix argentata* (Linnaeus, 1771): taxonomic observations and description of a new subspecies. *Boletim do Museu Paraense Emilio Goeldi, Serie Zoologia* 9: 317-328. [for *Callithrix marcai*]

Dalebout, M. L., Mead, J. G., Baker, C. S., Baker, A. N. and van Helden, A. L. 2002. A new species of beaked whale *Mesoplodon perrini* sp. n. (Cetacea: Ziphiidae) discovered through phylogenetic analyses of mitochondrial DNA sequences. *Marine Mammal Science* 18: 577-608. [for *Mesoplodon perrini*]

Ferrari, S. F. and Lopes, M. A. 1992. A new species of marmoset, genus *Callithrix* Erxleben 1777 (Callitrichidae, Primates) from western Brazilian Amazonia. *Goeldiana Zoologia* 12: 1-13. [for *Callithrix nigriceps*]

Flannery, T. F. and Groves, C. P. 1998. A revision of the genus *Zaglossus* (Monotremata, Tachyglossidae), with description of new species and subspecies. *Mammalia* 62: 367-396. [for *Zaglossus attenboroughi*]

Groves, C. P. 2000. The genus *Cheirogaleus*: unrecognized biodiversity in dwarf lemurs. *International Journal of Primatology* 21: 943-962. [for *Cheirogaleus minusculus* & *Cheirogaleus ravus*]

van Helden, A. L., Baker, A. N., Dalebout, M. L., Reyes, J. C., van Waerebeek, K. and Baker, C. S. 2002. Resurrection

of *Mesoplodon traversii* (Gray, 1874), senior synonym of *M. bahamondi* Reyes, van Waerebeek, Cárdenas and Yáñez, 1995 (Cetacea: Ziphiidae). *Marine Mammal Science* 18: 609-621. [for *Mesoplodon traversii*]

Honess, P. E. and Bearder, S. K. 1997. Descriptions of the dwarf galago species of Tanzania. *African Primates* 2: 75-79. [for *Galagoides rondoensis* & *Galagoides udzungwensis*]

Kingdon, J. 1997. *The Kingdon fieldguide to African mammals*. London, Academic Press. [for *Miopithecus ogouensis*]

Kobayashi, S. and Langguth, A. 1999. A new species of titi monkey, *Callicebus* Thomas, from north-eastern Brazil (Primates, Cebidae). *Revista Brasileira de Zoologia* 16: 531-551. [for *Callicebus coimbrai*]

Mittermeier, R. A., Schwarz, M. and Ayres, J. M. 1992. A new species of marmoset, genus *Callithrix* Erxleben, 1777 (Callitrichidae, Primates) from the Rio Maues Region, State of Amazonas, central Brazilian Amazonia. *Goeldiana Zoologia* 14: 1-17. [for *Callithrix mauesi*]

Rasoloarison, R. M., Goodman, S. M. and Ganzhorn, J. U. 2000. Taxonomic revision of mouse lemurs (*Microcebus*) in the western portions of Madagascar. *International Journal of Primatology* 21: 963-1019. [for *Microcebus berthae*, *Microcebus sambiranensis* & *Microcebus tavaratra*]

Rice, D. W. 1998. *Marine Mammals of the World. Systematics and distribution*. Special Publication Number 4: i-ix, 1-231. The Society for Marine Mammals. [for *Balaenoptera*]

Richards, G. C. and Hall, L. S. 2002. A new flying-fox of the genus *Pteropus* (Chiroptera: Pteropodidae) from Torres Strait, Australia. *Australian Zoologist* 32: 69-75. [for *Pteropus banakrisi*]

van Roosmalen, M. G. M., van Roosmalen, T., Mittermeier, R. A. and Rylands, A. B. 2000. Two new species of marmoset, genus *Callithrix* Erxleben, 1777 (Callitrichidae, Primates),

- from the Tapajós/Madeira interfluvium, south Central Amazonia, Brazil. *Neotropical Primates* 10 (Suppl.): 2-18. [for *Callicebus bernhardi* & *Callicebus stephennashi*]
- van Roosmalen, M. G. M., van Roosmalen, T., Mittermeier, R. A. and da Fonseca, G. A. B. 1998. A new and distinctive species of marmoset (Callitrichidae, Primates) from the lower Rio Aripuana, State of Amazonas, central Brazilian Amazonia. *Goeldiana Zoologia* 22: 1-27. [for *Callithrix humilis*]
- van Roosmalen, M. G. M., van Roosmalen, T., Mittermeier, R. A. and Rylands, A. B. 2000. Two new species of marmoset, genus *Callithrix* Erxleben, 1777 (Callitrichidae, Primates), from the Tapajós/Madeira interfluvium, south Central Amazonia, Brazil. *Neotropical Primates* 8: 2-18. [for *Callithrix acariensis* & *Callithrix manicorensis*]
- Schwartz, J. H. 1996. *Pseudopotto martini*: a new genus and species of extant loriform primate. *Anthropological Papers of the American Museum of Natural History* 78: 1-14. [for *Pseudopotto martini*]
- Silva Jr, J. and Noronha, M. 1996. Discovery of a new species of marmoset in the Brazilian Amazon. *Neotropical Primates* 4: 58-59. [for *Callithrix saterei*]
- Thalmann, U. and Geissmann, T. 2000. Distributions and geographic variation in the western woolly lemur (*Avahi occidentalis*) with description of a new species (*A. unicolor*). *International Journal of Primatology* 21: 915-941. [for *Avahi unicolor*]
- Wang, J. Y., Chou, L.-S. & White, B. N. 1999. *Molecular Ecology* 8: 1603-1612. [for *Tursiops aduncus*]
- Zimmerman, E., Cepok, S., Rakotoarison, N., Zietemann, V. and Radespiel, U. 1998. Sympatric mouse lemurs in north west Madagascar: a new rufous mouse lemur species (*Microcebus ravelobensis*). *Folia Primatologica* 69: 106-114. [for *Microcebus ravelobensis*]
- 鳥類**
- Morony, J. J., Bock, W. J. and Farrand, J., Jr. 1975. *A Reference List of the Birds of the World*. American Museum of Natural History. [for order- and family-level names for birds]
- Sibley, C. G. and Monroe, B. L., Jr. 1990. *Distribution and Taxonomy of Birds of the World*. Yale University Press, New Haven.
- Sibley, C. G. and Monroe, B. L., Jr. 1993. *Supplement to the Distribution and Taxonomy of Birds of the World*. Yale University Press, New Haven. [for bird species, except for Psittaciformes & Trochilidae]
- Collar, N. J. 1997. Family Psittacidae (Parrots). Pp. 280-477 in del Hoyo, J., Elliot, A. and Sargatal, J. eds. *Handbook of the Birds of the World*. Vol. 4. Sandgrouse to Cuckoos. Lynx Edicions, Barcelona. [for Psittacidae]
- Gaban-Lima, R., Raposo, M. A. and Hofling, E. 2002. Description of a new species of *Pionopsitta* (Aves: Psittacidae) endemic to Brazil. *Auk* 119: 815-819. [for *Pionopsitta aurantiocephala*]
- Howell, S. N. G. and Robbins, M. B. 1995. Species limits of the Least Pygmy-Owl (*Glaucidium minutissimum*) complex. *Wilson Bulletin* 107: 7-25. [for *Glaucidium parkeri*]
- Lafontaine, R. M. and Moolaert, N. 1998. A new species of scops owl (Otus: Aves): taxonomy and conservation status. *Journal of African Zoology* 112: 163-169. [for *Otus moheliensis*]
- Lambert, F. R. and Rasmussen, P. C. 1998. A new scops owl from Sangihe Island, Indonesia. *Bulletin of the British Ornithologists' Club* 204-217. [for *Otus collari*]
- Olsen, J., Wink, M., Sauer-Gürth, H. and Trost, S. 2002. A new *Ninox* owl from Sumba, Indonesia. *Emu* 102: 223-231. [for *Ninox sumbaensis*]
- Rasmussen, P. C. 1998. A new scops-owl from Great Nicobar Island. *Bulletin of the British Ornithologists' Club* 118: 141-153. [for *Otus alius*]
- Rasmussen, P. C. 1999. A new species of hawk-owl *Ninox* from North Sulawesi, Indonesia. *Wilson Bulletin* 111: 457-464. [for *Ninox ios*]
- Robbins, M. B. and Stiles, F. G. 1999. A new species of pygmy-owl (Strigidae: *Glaucidium*) from the Pacific slope of the northern Andes. *Auk* 116: 305-315. [for *Glaucidium nubicola*]
- Rowley, I. 1997. Family Cacatuidae (Cockatoos). Pp. 246-279 in del Hoyo, J., Elliot, A. and Sargatal, J. eds. *Handbook of the Birds of the World*. Vol. 4. Sandgrouse to Cuckoos. Lynx Edicions, Barcelona. [for Cacatuidae=Psittacidae]
- Schuchmann, K. L. 1999. Family Trochilidae (Hummingbirds). Pp. 468-680 in del Hoyo, J., Elliot, A. and Sargatal, J. eds. *Handbook of the Birds of the World*. Vol. 5. Barn-owls to Hummingbirds. Lynx Edicions, Barcelona. [for Trochilidae]
- da Silva, J. M. C., Coelho, G. and Gonzaga, P. 2002. Discovered on the brink of extinction: a new species of pygmy-owl (Strigidae: *Glaucidium*) from Atlantic forest of northeastern Brazil. *Ararajuba* 10 (2): 123-130 [for *Glaucidium mooreorum*]
- Whittaker, A. 2002. A new species of forest-falcon (Falconidae: *Micrastur*) from southeastern Amazonia and the Atlantic rainforests of Brazil. *Wilson Bulletin* 114 (4): 421-445. [for *Micrastur mintoni*]
- 爬虫類**
- Andreone, F., Mattioli, F., Jesu, R. and Randrianirina, J. E. 2001. Two new chameleons of the genus *Calumma* from north-east Madagascar, with observations on hemipenial morphology in the *Calumma furcifer* group (Reptilia, Squamata, Chamaeleonidae). *Herpetological Journal* 11: 53-68. [for *Calumma vatosoa* & *Calumma vencesi*]
- Avila Pires, T. C. S. 1995. Lizards of Brazilian Amazonia.

- Zool. Verh.* 299: 706 pp. [for *Tupinambis*]
- Böhme, W. 1997. Eine neue Chamäleon art aus der *Calumma gastrotaenia* – Verwandtschaft Ost-Madagaskars. Herpetofauna (Weinstadt) 19 (107): 5-10. [for *Calumma glawi*]
- Böhme, W. 2003. Checklist of the living monitor lizards of the world (family Varanidae). *Zoologische Verhandlungen*. Leiden 341: 1-43. [for Varanidae]
- Broadley, D. G. 2002. CITES Standard reference for the species of *Cordylus* (Cordylidae, Reptilia) prepared at the request of the CITES Nomenclature Committee. CoP12 Inf. 14. [for *Cordylus*]
- Cei, J. M. 1993. *Reptiles del noroeste, nordeste y este de la Argentina – herpetofauna de las selvas subtropicales, puna y pampa*. Monografía XIV, Museo Regionale di Scienze Naturali. [for *Tupinambis*]
- Colli, G. R., Péres, A. K. and da Cunha, H. J. 1998. A new species of *Tupinambis* (Squamata: Teiidae) from central Brazil, with an analysis of morphological and genetic variation in the genus. *Herpetologica* 54: 477-492. [for *Tupinambis cerradensis*]
- Dirksen, L. 2002. *Anakondas*. NTV Wissenschaft. [for *Eunectes beniensis*]
- Hallmann, G., Krüger, J. and Trautmann, G. 1997. *Faszinierende Taggeckos – Die Gattung Phelsuma*: 1-229 – Natur & Tier-Verlag. ISBN 3-931587-10-X. [for the genus *Phelsuma*]
- Harvey, M. B., Barker, D. B., Ammerman, L. K. and Chippindale, P. T. 2000. Systematics of pythons of the *Morelia amethystina* complex (Serpentes: Boidae) with the description of three new species. *Herpetological Monographs* 14: 139-185. [for *Morelia clastolepis*, *Morelia nauta* & *Morelia tracyae*, and elevation to species level of *Morelia kinghorni*]
- Hedges, B. S., Estrada, A. R. and Diaz, L. M. 1999. New snake (*Tropidophis*) from western Cuba. *Copeia* 1999(2): 376-381. [for *Tropidophis celiae*]
- Hedges, B. S. and Garrido, O. 1999. A new snake of the genus *Tropidophis* (Tropidophiidae) from central Cuba. *Journal of Herpetology* 33: 436-441. [for *Tropidophis spiritus*]
- Hedges, B. S., Garrido, O. and Diaz, L. M. 2001. A new banded snake of the genus *Tropidophis* (Tropidophiidae) from north-central Cuba. *Journal of Herpetology* 35: 615-617. [for *Tropidophis morenoi*]
- Hedges, B. S. and Garrido, O. 2002. *Journal of Herpetology* 36:157-161. [for *Tropidophis hendersoni*]
- Jacobs, H. J. 2003. A further new emerald tree monitor lizard of the *Varanus prasinus* species group from Waigeo, West Irian (Squamata: Sauria: Varanidae). *Salamandra* 39(2): 65-74. [for *Varanus boehmei*]
- Jesu, R., Mattioli, F. and Schimenti, G. 1999. On the discovery of a new large chameleon inhabiting the limestone outcrops of western Madagascar: *Furcifer nicosiai* sp. nov. (Reptilia, Chamaeleonidae). *Doriana* 7(311): 1-14. [for *Furcifer nicosiai*]
- Karl, H.-V. and Tichy, G. 1999. *Mauritiana* 17: 277-284. [for turtles and tortoises]
- Keogh, J. S., Barker, D. G. and Shine, R. 2001. Heavily exploited but poorly known: systematics and biogeography of commercially harvested pythons (*Python curtus* group) in Southeast Asia. *Biological Journal of the Linnean Society* 73: 113-129. [for *Python breitensteini* & *Python brongersmai*]
- Klaver, C. J. J. and Böhme, W. 1997. Chamaeleonidae. *Das Tierreich* 112: 85 pp. [for *Bradypodion*, *Brookesia*, *Calumma*, *Chamaeleo* & *Furcifer* – except for the recognition of *Calumma andringitaensis*, *C. guillaumeti*, *C. hilleni* & *C. marojejensis* as valid species]
- Manzani, P. R. and Abe, A. S. 1997. A new species of *Tupinambis* Daudin, 1802 (Squamata, Teiidae) from central Brazil. *Boletim do Museu Nacional Nov. Ser. Zool.* 382: 1-10. [for *Tupinambis quadrilineatus*]
- Manzani, P. R. and Abe, A. S. 2002. *Arquivos do Museu Nacional*, Rio de Janeiro 60(4): 295-302. [for *Tupinambis palustris*]
- Massary, J.-C. de and Hoogmoed, M. 2001. The valid name for *Crocodylurus lacertinus auctorum* (nec Daudin, 1802) (Squamata: Teiidae). *Journal of Herpetology* 35: 353-357. [for *Crocodylurus amazonicus*]
- McCord, W. P., Iverson, J. B., Spinks, P. Q. and Shaffer, H. B. 2000. A new genus of Geoemydid turtle from Asia. *Hamadryad* 25: 86-90. [for *Leucocephalon*]
- McCord, W. P. and Pritchard, P. C. H. 2002. A review of the softshell turtles of the genus *Chitra*, with the description of new taxa from Myanmar and Indonesia (Java). *Hamadryad* 27 (1): 11-56. [for *Chitra vandijki*]
- McDiarmid, R. W., Campbell, J. A. and Touré, T. A. 1999. *Snake Species of the World. A Taxonomic and Geographic Reference*. Volume 1. The Herpetologists' League, Washington, DC. [for Loxocemidae, Pythonidae, Boidae, Bolyeriidae, Tropidophiidae & Viperidae – except for the retention of the genera *Acrantophis*, *Sanzinia*, *Calabaria* & *Lichanura* and the recognition of *Epicrates maurus* as a valid species]
- Nussbaum, R. A., Raxworthy, C. J., Raselimanana, A. P. and Ramanamanjato, J. B. 2000. New species of day gecko, *Phelsuma* Gray (Reptilia: Squamata: Gekkonidae), from the Reserve Naturelle Integrale d'Andohahela, south Madagascar. *Copeia* 2000: 763-770. [for *Phelsuma malamakibo*]
- Perälä, J. 2001. A new species of *Testudo* (Testudines: Testudinidae) from the Middle East, with implications for conservation. *Journal of Herpetology* 35: 567-582. [for *Testudo werneri*]

- Pough, F. H., Andrews, R. M., Cadle, J. E., Crump, M. L., Savitzky, A. H. and Wells, K. D. 1998. *Herpetology*. [for delimitation of families within the Sauria]
- Rösler, H., Obst, F. J. and Seipp, R. 2001. Eine neue Taggecko-Art von Westmadagaskar: *Phelsuma hielscheri* sp. n. (Reptilia: Sauria: Gekkonidae). *Zool. Abhandl. Staatl. Mus. Tierk. Dresden* 51: 51-60. [for *Phelsuma hielscheri*]
- Slowinski, J. B. and Wüster, W. 2000. A new cobra (Elapidae: Naja) from Myanmar (Burma). *Herpetologica* 56: 257-270. [for *Naja mandalayensis*]
- Tilbury, C. 1998. Two new chameleons (Sauria: Chamaeleonidae) from isolated Afromontane forests in Sudan and Ethiopia. *Bonner Zoologische Beiträge* 47: 293-299. [for *Chamaeleo baleicornutus* & *Chamaeleo conirostratus*]
- Webb, R. G. 2002. Observations on the Giant Softshell Turtle, *Pelochelys cantorii*, with description of a new species. *Hamadryad* 27 (1): 99-107. [for *Pelochelys signifera*]
- Wermuth, H. and Mertens, R. 1996 (reprint). *Schildkröte, Krokodile, Brückenechsen*. Gustav Fischer Verlag, Jena. [for Crocodylia, Testudinata & Rhynchocephalia]
- Wilms, T. 2001. *Dornschwanzagamen: Lebensweise, Pflege, Zucht*: 1-142 – Herpeton Verlag, ISBN 3-9806214-7-2. [for the genus *Uromastyx*]
- Wüster, W. 1996. Taxonomic change and toxinology: systematic revisions of the Asiatic cobras *Naja naja* species complex. *Toxicon* 34: 339-406. [for *Naja atra*, *Naja kaouthia*, *Naja oxiana*, *Naja philippinensis*, *Naja sagittifera*, *Naja samarensis*, *Naja siamensis*, *Naja sputatrix* & *Naja sumatrana*]
- 両生類**
- Frost, D. R., ed. 2002. *Amphibian Species of the World: a taxonomic and geographic reference*. <http://research.amnh.org/herpetology/amphibia/index.html> as of 23 August 2002.
- 板鰓類、条鰭類、肉鰭類**
- Eschmeier, W. N. 1998. *Catalog of Fishes*. 3 vols. California Academy of Sciences. [for all fishes]
- Horne, M. L., 2001. A new seahorse species (Syngnathidae: *Hippocampus*) from the Great Barrier Reef – *Records of the Australian Museum* 53: 243-246. [for *Hippocampus*]
- Kuiter, R. H., 2001. Revision of the Australian seahorses of the genus *Hippocampus* (Syngnathiformes: Syngnathidae) with a description of nine new species – *Records of the Australian Museum* 53: 293-340. [for *Hippocampus*]
- Kuiter, R. H., 2003. A new pygmy seahorse (Pisces: Syngnathidae: *Hippocampus*) from Lord Howe Island – *Records of the Australian Museum* 55: 113-116. [for *Hippocampus*]
- Lourie, S. A., and J. E. Randall, 2003. A new pygmy seahorse, *Hippocampus denise* (Teleostei: Syngnathidae), from the Indo-Pacific – *Zoological Studies* 42: 284-291. [for *Hippocampus*]
- Lourie, S. A., A. C. J. Vincent and H. J. Hall, 1999. *Seahorses. An identification guide to the world's species and their conservation*. Project Seahorse, ISBN 0 9534693 0 1 (Second edition available on CD-ROM). [for *Hippocampus*]
- クモ類**
- Lourenço, W. R. and Cloudsley-Thompson, J. C. 1996. Recognition and distribution of the scorpions of the genus *Pandinus* Thorell, 1876 accorded protection by the Washington Convention. *Biogeographica* 72(3): 133-143. [for scorpions of the genus *Pandinus*]
- Platnick, N. I. 2004 and updates. The World Spider Catalog. Online edition at the following URL: <http://research.amnh.org/entomology/spiders/catalog/THERAPHOSIDAE.html>. [for spiders of the genus *Brachypelma*]
- 昆虫類**
- Matsuka, H. 2001. *Natural History of Birdwing Butterflies*: 1-367. Matsuka Shuppan, Tokyo. ISBN 4-9900697-0-6. [for birdwing butterflies of the genera *Ornithoptera*, *Trogonoptera* and *Troides*]
- 植物**
- The Plant-Book*, second edition, [D. J. Mabberley, 1997, Cambridge University Press (reprinted with corrections 1998)] for the generic names of all plants included in the Appendices of the Convention, unless they are superseded by standard checklists adopted by the Conference of the Parties).
- A *Dictionary of Flowering Plants and Ferns*, 8th edition, (J. C. Willis, revised by H. K. Airy Shaw, 1973, Cambridge University Press) for generic synonyms not mentioned in *The Plant-Book*, unless they are superseded by standard checklists adopted by the Conference of the Parties as referenced below in paragraphs c) to k).
- A *World List of Cycads* (D. W. Stevenson, R. Osborne and K. D. Hill, 1995; In: P. Vorster (Ed.), Proceedings of the Third International Conference on Cycad Biology, pp. 55-64, Cycad Society of South Africa, Stellenbosch) and its updates accepted by the Nomenclature Committee, as a guideline when making reference to names of species of Cycadaceae, Stangeriaceae and Zamiaceae.
- CITES Bulb Checklist* (A. P. Davis *et al.*, 1999, compiled by the Royal Botanic Gardens, Kew, United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland) and its updates accepted by the Nomenclature Committee, as a guideline when making reference to the names of species of *Cyclamen* (Primulaceae) and *Galanthus* and *Sternbergia* (Liliaceae).
- CITES Cactaceae Checklist*, second edition, (1999, compiled by D. Hunt, Royal Botanic Gardens, Kew, United Kingdom

of Great Britain and Northern Ireland) and its updates accepted by the Nomenclature Committee, as a guideline when making reference to names of species of Cactaceae.

*CITES Carnivorous Plant Checklist*, second edition, (B. von Arx et al., 2001, Royal Botanic Gardens, Kew, United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland) and its updates accepted by the Nomenclature Committee, as a guideline when making reference to names of species of *Dionaea*, *Nepenthes* and *Sarracenia*.

*CITES Aloe and Pachypodium Checklist* (U. Egli et al., 2001, compiled by Städtische Sukkulente-Sammlung, Zurich, Switzerland, in collaboration with Royal Botanic Gardens, Kew, United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland) and its updates accepted by the Nomenclature Committee, as a guideline when making reference to the names of species of *Aloe* and *Pachypodium*.

*World Checklist and Bibliography of Conifers* (A. Farjon, 2001) and the updates accepted by the Nomenclature Committee, as a guideline when making reference to the names of species of *Taxus*.

*CITES Orchid Checklist*, (compiled by the Royal Botanic Gardens, Kew, United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland) and the updates accepted by the Nomenclature Committee, as a guideline when making

reference to the names of species of *Cattleya*, *Cypripedium*, *Laelia*, *Paphiopedilum*, *Phalaenopsis*, *Phragmipedium*, *Pleione* and *Sophranitis* (Volume 1, 1995); *Cymbidium*, *Dendrobium*, *Disa*, *Dracula* and *Encyclia* (Volume 2, 1997); and *Aerangis*, *Angraecum*, *Ascocentrum*, *Bletilla*, *Brassavola*, *Calanthe*, *Catasetum*, *Miltonia*, *Miltonioides* and *Miltoniopsis*, *Renanthera*, *Renantherella*, *Rhynchostylis*, *Rossioglossum*, *Vanda* and *Vandopsis* (Volume 3, 2001).

*The CITES Checklist of Succulent Euphorbia Taxa (Euphorbiaceae)*, *Second edition* (S. Carter and U. Egli, 2003, published by the Federal Agency for Nature Conservation, Bonn, Germany) following notification of its publication and comments from the Parties, and the updates accepted by the Nomenclature Committee, as a guideline when making reference to the names of species of succulent euphorbias.

*Dicksonia species of the Americas* (2003, compiled by Bonn Botanic Garden and the Federal Agency for Nature Conservation, Bonn, Germany) following notification of its publication and comments from the Parties and the updates accepted by the Nomenclature Committee, as a guideline when making reference to the names of species of *Dicksonia*.



# 第13回締約国会議で採択された新決議

## 決議 13.1

### 事務局並びに締約国会議の資金および予算

1979年にボンで採択された条約の資金に関する改正案が1987年4月13日に発効したことを想起し、

第12回締約国会議（サンティアゴ、2002年）で採択された決議12.1を想起し、

事務局から提出された2002-2003年実質支出〔文書CoP13 Doc. 8.1（改正1）〕に留意し、

事務局から提出された2004-2005年改訂支出試算値〔文書CoP13 Doc. 8.2（改正1）〕に留意し、

事務局から提出された2006-2008年予算試算値〔文書CoP13 Doc. 8.3（改正1）〕を検討し、

締約国とUNEP事務局長の間で今後も行政並びに財政上の取決めが必要であることを認識し、

条約締約国の大幅な増加、さらに有効な条約施行を実現するための締約国に対する支援強化の必要性、ますます多くの締約国会議の決定並びに決議を実行に移す必要性、その結果としての余分の事務局支出、そのためにさらに高水準の自発的寄附が必要であることに留意し、

一定の締約国が経験している深刻な経済的困難にも留意し、当該締約国に対する国連査定率の柔軟な適用を許可する必要性を強調し、

#### 条約締約国会議は

2002-2003年の2年間の支出報告を受理し、2004-2005年の2年間の支出試算値に留意する。

付記2に添付した2006-2008年の予算を承認する。これには新規P-3職である情報網担当官が含まれ、その資金は50%がCITES信託基金から、50%が外部資金拠出に関するプログラム支援費の13%から供給される。

2006-2008年の3年間の予算は締約国からの分担金でまかなわれ、それは先立つ3年間の分担金から3%増額されることを決定する。

条約事務局に対し、2006-2008年の3年間について決定された会合の回数削減その他の節約の結果としての費用節約対策および職員労働時間の別種業務への再配分に関し、第53回常設委員会で報告するよう要求する。

事務局に対し、財務流動性を確保するために70万米ドルの運転資金準備を維持するよう要求し、毎年の念頭に70万米ドルを下回らないことを条件として、毎年の年末にCITES信託基金残高から追加資金を引き出すことを事務局に許可する。

2006年1月1日から始まり2008年12月31日に終わる財政期間に関し、付記1に添付した「信託基金管理の委任事項」を承認する。

次のとおりに合意する。

a) 信託基金への分担金は国連査定率に基づくものとする。これは時折改定され、国連の全加盟国が締約国で

はないことを考慮に入れて調整される。

b) 分担金を査定するための他のいかなる根拠も、締約国会議に出席かつ投票する全締約国の同意なしには使わないものとする。

c) ある締約国の分担率を引き上げるかまたは新たな分担義務を負わせるような基本分担率の変更は、その締約国の同意なしには適用されず、現行基本分担率に対する変更案は、その提案が締約国会議の少なくとも150日前までに事務局から全締約国に通報されていない限り締約国会議で考慮されない。かつ、

d) 締約国はこの決議に添付された付記1の表に示した合意された分担率に従い信託基金を支払うものとする。

締約国に対し、査定された分担率を超えて信託基金を支えるため、また、外部資金提供プロジェクトにも特別な拠出を行うよう求める。

全締約国に対し、分担金は可能な限り当該年度の前年の間か、またはいかなる場合も分担金が該当する暦年の年頭までに速やかに支払うよう要求する。

法的またはその他の原因でこれまで信託基金に拠出できなかった締約国に対し、拠出するよう強く請求する。

1979年6月22日および1983年4月30日に採択された条約改正案承認文書を提出していない全締約国に対し、可能な限り早急に提出するよう求める。

条約締約国以外の国、他の政府、政府間、非政府組織、その他の財源に対し、信託基金への拠出を考慮するよう呼びかける。

全締約国に対し、国連環境計画（UNEP）、国連開発計画（UNDP）、世界銀行へのそれぞれの代表を通じ、地球環境ファシリティによるCITESプロジェクトへの追加資金供給に対する事務局の要請を支持するよう呼びかける。

国連およびその専門機関以外の全オブザーバー組織の標準参加費を最低600米ドルに設定することを決定し（事務局が必要に応じてそれ以外の額を決定した場合を除く）、それらの組織に対し、少なくとも参加の有効原価を満たすよう、可能な限りそれよりも多額の拠出を行うよう求める。

常設委員会に対し、次のような今後の予算抑制戦略を立てるよう要求する。

a) 締約国による分担金の支払いを助ける革新的な戦略を通じて延滞金を徴収し、関連多国間法律文書で使われている対策を考慮に入れて分担金の未払いに対処するための対策を調査する。

b) 事務局を維持費の低い場所に移転するための各国政府からの公式入札を考慮する。かつ、

- c) プログラム支援費を13%から引き下げるよう UNEP 事務局長と交渉する。  
次のとおりに合意する。
- a) 締約国会議の全会議および常設委員会のすべての定期会合は、開催候補国が提案した開催地とジュネーブとの費用の差額を支払わない限り、ジュネーブで開催する。
- b) 動物委員会と植物委員会の全会合は交互に同じ場所で開催し、開催候補国が提案した開催地とジュネーブとの費用の差額を支払わない限り、会合は1回おきにジュネーブで開催する。かつ、
- c) 締約国会議の会議間に開催する常設委員会の会合の回数は2回まで、動物委員会と植物委員会各々の会合の回数は2回までとする。
- CITES 信託基金は先進国の代表の旅費および日当には

使わないことを決定する。

事務局に対し、外部資金プロジェクトに関する提案の中で、それらのプロジェクト実施にあたり職員人件費を含め事務局が負担する全費用を準備するよう命じる。

事務局の報告書を承認し、

次のとおりに決定する。

- a) いかなる作業単位の活動の再検討に関しても、事務局長は全体予算の範囲内で、かつ国連の規則に従い、締約国の優先事項を実施するために必要な要員確保の決定を下す権限を持つ。かつ、
- b) 新たな決議または決定から派生する事務局の仕事は、追加資金が承認された場合、または信託基金によって実施されていた既存の仕事について当該決議もしくは決定の採択時に優先順位が変更される場合にのみ実施される。 ■

### 付記1 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約のための 信託基金管理の定款

- 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約のための信託基金」(後、信託基金と呼ぶ)は、この条約の目的に対する財政援助を提供するためにさらに3年間継続される(2006年1月1日から2008年12月31日まで)。
- 国連の財政規定並びに規則に従い、国連環境計画(UNEP)事務局長はUNEP理事会および国連事務総長の承認を受け、条約の管理のために信託基金を継続する。
- 信託基金の期間は2006年1月1日に始まり2008年12月31日に終わる3年間の財政期間である。
- 信託基金の支出は次の資金でまかなわれる。
  - 表に追加される新規締約国からの拠出金も含め、添付した表に言及された締約国からの拠出金。
  - 条約締約国以外の国、他の政府機関、政府間の組織、非政府組織およびその他の財源からの寄付金。および、
  - 2006年1月1日より前の財政期間の使用目的が決まっていない支出。
- 当該財政期間を構成する各暦年の収入並びに支出を米ドルで表した予算試算値を条約締約国会議の定期会議に提出して承認を得る。
- 財政期間中の各暦年に関する試算値では業務と活動の分類別の内訳を示し、拠出国から、または拠出国に代わり、要請があった情報、およびUNEP事務局長が有益で参考になると判断した追加情報を添付する。
- 必要な情報すべてが記載された予算案は締約国会議の定期会議の開催日として定められた日の少なくとも150日前までに事務局によって全締約国に配布される。
- 予算は定期会議に出席および投票する4分の3の多数決によって採択される。
- UNEP事務局長が年間全体として財源不足が起きると予測した場合、UNEP事務局長は条約事務局長と協議し、条約事務局長は支出の優先順位に関して常設委員会の助言を求める。
- 条約事務局長は国連の財政規定並びに規則と一致する範囲内で、業務分類別の予算として予測される年間金額を最大20%まで上回ることを限度として、1つの業務分類から別の分類への振替を行う権限を持つ。ただし、そのような処置が優性順位の高い項目に悪影響を与えないことを条件とする。そのような振替が行われた場合、それらは常設委員会の次回会合で報告する。予算調整が上記20%を超える場合は、事前に常設委員会による同意を必要とする。ただし、常設委員会が書面で特別に認可しないかぎり、その財政期間について締約国が承認した総予算を超過することはできない。
- 信託基金の財源の使用目的を特定することは、それらが条約に必要な収入でまかなわれる場合に限られる。
- すべての拠出金はいずれかの兌換通貨で支払われる。ただし、いかなる支払額も少なくとも拠出が行われる日の米ドルでの支払金額に相当するものとする。財政期間の開始後に締約国になった国からの拠出金は残った財政期間の長さ按比例して支払われる。
- 財政期間の各暦年の年末に、UNEP事務局長は締約国に対し、その年の決算書を提出する。また、実行可能な限り早急に、その財政期間の監査済み決算書

も提出する。

14. 条約の事務局長は常設委員会に対し、前項で言及した決算書並びに報告書の配布と同時に、またはその後可能な限り早急に、翌暦年に関する支出案の活動ごとの試算値を提出する。条約の事務局長は常設委員会に対し、各暦年の年末に、その年の活動ごとの財政報告書を提出する。
15. 条約の信託基金の財政運用は UNEP の基金の運用を管理する総合手続きおよび国連の財政規定並びに規則に従い行われる。
16. これらの委任事項は、第 14 回締約国会議で改定の対象となることを条件とし、2006 年 1 月 1 日から 2008 年 12 月 31 日の財政期間中有効となる。 ■

## 表 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約のための信託基金

分担率（単位は米ドル）

（訳注：表省略）

## 付記 2 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約のための信託基金からプログラムが必要とする額分担率

2006 年から 2008 年の 3 年間にに関する業務分類別金額（単位は米ドル）

（訳注：表省略）

## 決議 13.2

## 生物多様性の持続可能な利用：アディスアベバ原則並びにガイドライン

第7回生物多様性条約会議（CBD COP7）の決定 VII.12 において「生物多様性の持続可能な利用に関するアディスアベバ原則並びにガイドライン」（要旨は下記）が採択されたことを歓迎し、

これらの原則並びにガイドラインは CITES の締約国によって条約の第4条その他の関連条項の実施に利用できることに留意し、

CBD およびその科学技術助言補助機関（SBSTTA）がこれら持続可能な利用に関する原則並びにガイドラインをテストするための事例と取り組むことを認識し、

CBD が第2条で「持続可能な利用」という用語を「生物の多様性の長期的な衰退をもたらさない方法および速度で生物の多様性の構成要素を利用し、それによって、現在および将来の世代の要求および願望を満たすように生物の多様性の可能性を維持することをいう」と定義していることをさらに認識し、

第13回締約国会議の時点で CITES 締約国 166 カ国中 164 カ国が CBD 締約国であることにさらに留意し、

CBD の戦略計画：今後の進歩に関する評価の目標 4.3 (Decision VII.30, Annex 2, Goal 4) に「野生動植物の種に対して国際取引による絶滅のおそれが生じないこと」と明記され、したがって CITES 戦略計画 [第11回 CITES 締約国会議（ギギリ、2000年）で採択] と完全に一致することをさらに歓迎し、

決議 10.4 並びに CITES と CBD の間で交わされた協力覚書を想起し、

条約締約国会議は

締約国に対して次のとおり求める。

- a) 悪影響を及ぼさないプロセスを採用し、かつ悪影響を及ぼさないという CITES の認定を行う場合、「生物多様性の持続可能な利用に関する原則とガイドライン」を利用すること。また、その際に国内状況によって決まる、科学、取引、施行上の検討材料も考慮に入れること。
- b) 特に CITES 管理当局並びに科学当局とそれらの CBD フォーカルポイント（各国の総合窓口）との間などで国内レベルでの持続可能な利用に関する経験を共有すること。かつ、
- c) CITES 管理当局と科学当局が国内 CBD フォーカルポイントを通じ、これらの原則とガイドラインに関する CBD 並びにその科学技術助言補助機関（SBSTTA）の作業に参加することを保証するよう試みること。

CBD の締約国でもある締約国に対し、国内レベルでの CITES と CBD の実施の間に相乗効果を保証するための政策並びに制度レベルでの効果的措置を講じるよう求める。

■

## 付記 生物多様性の持続可能な利用アディスアベバ原則並びにガイドライン

## 要旨

「生物多様性の持続可能な利用に関するアディスアベバ原則並びにガイドライン」は相互に依存する 14 項目の行動原則、運用ガイドライン、それらを実施するための 2～3 の法律文書で構成され、そのような利用の持続可能性を保証するために、生物多様性の構成要素の利用を統治する。同原則は生物多様性構成要素の利用が生物多様性の長期的衰退を引き起こさないよう保証する方法に関し、政府、資源の管理者、先住民並びに地元の共同体、民間部門、その他の利害関係者を補助するための枠組みを提供する。原則は全般的に関連性を持つよう意図しているが、すべての原則がすべての状況に同等に適用されるわけではなく、また、同等の厳格さで適用されるわけでもない。それらの適用は利用される生物多様性、それらが利用される条件、利用が起きる制度的並びに文化的背景に従い変化する。

次の行動原則および関連する運用ガイドラインが適用されるならば生物多様性構成要素の利用の持続可能性は強化される。

- 行動原則 1 支援政策、法律、制度が統治のあらゆるレベルで整備され、それらの各段階で効果的な連係が存在すること。
- 行動原則 2 国際／国内法と整合した統治の枠組みの必要性を認識し、生物多様性構成要素の地元利用者は、当該資源の利用に対して責任を持つという権利を得ることによって、十分な力を与えられ、支援されなければならない。
- 行動原則 3 生息地の衰退を助長するよう市場をゆがめる国際並びに国内政策、法律、規則や、あるいは生物多様性の保全と持続可能な利用を損なうような誘因を特定し、除去または緩和すること。
- 行動原則 4 次の項目に基づく適切な管理を実践すること。
  - a) 科学と伝統的並びに地元の知識。
  - b) 利用、環境並びに社会経済的影響、使われる資源の状態を監視することによって

導かれる、くり返し、かつ時宜にかなった透明性のあるフィードバック。かつ、  
c) 監視手続によって得られる時宜にかなったフィードバックに基づいて、調整された管理。

行動原則 5 持続可能な利用管理の目標と実践では、生態系のしくみ、構造、機能およびその他の生態系の構成要素に対する悪影響を回避するか、または最低限に抑えること。

行動原則 6 生物多様性の利用と保全のすべての側面についての学際的研究を促進し、支援すること。

行動原則 7 管理の空間的並びに時間的規模は、利用とその影響の生態的並びに社会経済的規模と両立すること。

行動原則 8 多国間の意思決定と協調が必要な場合の国際協力の取り決めが存在すること。

行動原則 9 利用に関係する管理と統括の適切なレベルに総合的かつ参加型の手法を適用すること。

行動原則 10 国際並びに国内政策では次の項目を考慮に入れること。

a) 生物多様性の利用から派生する現在およ

び、潜在的な価値

b) 生物多様性の持つ内在的その他の非経済的価値

c) 価値と利用に影響を与える市場の力

行動原則 11 生物多様性構成要素の利用者は、廃棄物と環境への悪影響を最低限に抑え、利用による便益を最大限活用するよう追求すること。

行動原則 12 生物多様性の利用並びに保全と共に暮らし、それによって影響を受ける先住民並びに地元の共同体が必要としていることは、生物多様性の保全と持続可能な利用に対する彼らの寄与と合わせ、それら資源の利用によって生じる便益を公平に分配することである。

行動原則 13 生物多様性の管理と保全の費用は管理地域内で内部化し、利用によって生じる便益の配分に反映させること。

行動原則 14 保全と持続可能な利用に関する教育並びに啓発計画を実施し、利害関係者と管理者の間およびそれらの内部で、より効果的な伝達方法を開発すること。 ■

## 決議 13.3

## 移動性の野生動物種の保全に関する条約（CMS）との協力と相乗効果

第12回締約国会議（サンティアゴ、2002年）で採択された決定12.5並びに12.6を想起し、

CITESとCMSの事務局間で発展した協力と誠意に満ちた関係に謝意を表し、

条約締約国会議は

常設委員会に対し、特に次の観点から、2002年9月18日にCITESとCMSの事務局間で交わされた覚書を定期的に再検討するよう命じる。

- a) CMSとの共同で策定されるより詳細な作業計画を実施するために講じる措置に関し、CITES事務局に対して報告を求めること。かつ、
- b) 次の種または分類群に関するCITES主導が、CMSの枠組みの中ですでに実施または構想されている地域共

同計画を補足、補強、および可能な限りそれから便益を得るよう保証すること。

- i) サイガ (*Saiga tatarica*)、ユキヒョウ (*Uncia uncia*)、アフリカゾウ (*Loxodonta africana*) の西部並びに中央部のアフリカ個体群
- ii) アフリカ大西洋岸、インド洋、東南アジア、太平洋のウミガメ
- iii) 南アジアと東南アジアのジンベイザメ (*Rhincodon typus*)、ホホジロザメ (*Carcharodon carcharias*)
- iv) チョウザメ科 (*Acipenseriformes*)

事務局に対し、上記覚書の内容に従い、CMSおよびそれに関係する合意に対し、共通の関心事である種並びに問題に関係する会合への参加を呼びかけるよう命じる。 ■

## 決議 13.4

## 大型霊長類の保全並びに取引

文化的並びに科学的観点から、および我々の自然遺産の一部としてだけでなく、人類にもっとも近い生きた近縁種としての大型霊長類の特別な重要性を意識し、

アフリカとアジアの大型霊長類〔ゴリラ (*Gorilla gorilla*)、チンパンジー (*Pan* 属)、オランウータン (*Pongo pygmaeus*) の全亜種〕の野生個体群が、生きた動物の取引、ブッシュミートを目的とする密猟、病気、および障害、分断、破壊による生息地の消失による複合的な影響によって脅かされていることを憂慮し、

ほとんどすべての大型霊長類個体群が激減し続けていることを憂慮し、

現在チンパンジーがかつて生息していた 25 ヶ国中少なくとも 4 ヶ国で絶滅したと報告され、スマトラのオランウータン (*Pongo pygmaeus abelii*) およびゴリラの 3 個体群が IUCN により「近絶滅種 (CR)」に分類され、大型霊長類の他の種ならびに亜種が「絶滅危惧種 (EN)」に分類されていることを意識し、

大型霊長類全種が条約の附属書 I に掲載されていることを想起し、

森林生息地の開放により、生息国と非生息国両方の特に都市住民の間での霊長類の肉に対する需要が拡大し、特に若い個体をはじめとする生きた標本に対する世界的需要が持続することにより、国際並びに国内レベルの違法取引が刺激されてきたことを憂慮し、

押収された生きた標本を原産国に返すことを含め、密猟と違法取引を取り締まるために数カ国の生息国並びに非生息国ですすでに行われた活動を称賛し、

大型霊長類、その生息地、関係する生物多様性資源を守るにあたり生息国 23 ヶ国を補助するための国際的支援の必要性を認識し、

没収とその後の生きた動物の取扱いを含め、大型霊長類の生きた標本とその部分並びに派生物の違法取引の防止において全締約国を補助するための技術指導の必要性も認識し、

UNEP と UNESCO が主催する持続可能な開発に関する世界サミット大型霊長類存続プロジェクト (WSSD GRASP) パートナーシップが IUCN の種の保存委員会の科学的専門知識を利用し、また、生息国並びに非生息国、国際条約 (CITES と生物多様性条約を含む)、広範囲な世界並びに国内非政府組織がそこに結集することに留意し、

GRASP が 2003 年 11 月 26 日から 28 日にフランスのパリにある UNESCO 本部で政府間準備会議を開催し、2005 年前半にアフリカで開催される閣僚間会議の議題を設定したことにさらに留意し、

国内大型霊長類存続計画 (NGASP) を準備し、採択する仕事およびそれらが生息国の実施能力強化に果たす役割を意識し、

CITES ブッシュミート作業部会その他のイニシアティブによって実施された仕事に留意し、

2003 年 10 月 16 日にカメルーンのヤウンデで開催されたアフリカの森林法の施行と統治に関する閣僚会議 (AFLEG) で採択された閣僚宣言の中で特に、林業伐採権の内部並びに周囲および国境を越えた狩猟とブッシュミート取引に関する法律並びに規則の立法化並びに強化を行い、準地域並びに地域専門調査会を通じて森林法の施行と統治に関する作業を進める意図が表明されたことに留意し、

## 条約締約国会議は

全締約国に対して次のとおりを求める。

- a) 以下を含め、大型霊長類を守るための包括的法律制定を採択し、施行する。
  - i) 主として商業目的のすべての国際取引の禁止。これには大型霊長類の野生で捕獲された標本の商業目的の販売、展示、購入、購入の申し出、取得が含まれる。
  - ii) 大型霊長類およびその部分並びに派生物の違法取引をなくすための抑止力となる罰則。
- b) 大型霊長類の生息地での密猟対策および国境での密輸対策を含む、施行規制措置を強化する。
- c) 大型霊長類の国際的な利用は、CITES に準じて国が承認した動物園、教育センター、救護センター、飼育繁殖センターに制限する。かつ、
- d) 隣接する生息地を管理するため、また、分断化あるいは質の落ちた生息地を回復するよう適切な措置を講じるため、近隣生息国間の国境を越えた協力を含め、大型霊長類の生息地の保護を促進する。事務局に対して次のとおりに指示する。
  - a) 締約国と密接に協力し、また、GRASP パートナーシップの一員として、法律制定、施行措置、地域および準地域主導を含め、大型霊長類の違法取引を停止または減らし、最終的に排除するための措置を開発し、実施する。
  - b) NGASPS の実施において生息国を支援する。これには違法取引の排除を目的とする措置を含む。かつ、
  - c) この決議の施行に関して常設委員会の定期会議で報告する。常設委員会に対して次のとおりに指示する。
    - a) 事務局の報告書に基づきこの決議の施行を各定期会合で検討する。
    - b) GRASP やその他の適切なパートナーシップとの協力によって組織した専門家代表団の派遣などの他の措置を考慮し、必要であればその後、政策的代表団の派遣を考慮する。かつ、
    - c) 締約国会議の各会合でこの決議の実施に関する報告を行い、さらなる対策に関する勧告を行う。

事務局、常設委員会、動物委員会に対し、GRASPと密接に協力し、大型霊長類の保全および違法取引による大型霊長類個体群への脅威に関する啓発の促進に条約が寄与できるような他の措置を探り、実施するよう求める。

全生息国、その他の締約国、関係機関に対し、GRASPパートナーシップへの参加を求める。

生物多様性条約および移動性の野生動物種に関する条約などの他の関連多国間協定の全締約国に対し、大型霊長類個体群を保全するための共通戦略の策定においてGRASPその他の適切なパートナーシップと協力するよう呼びかける。

全政府、政府間組織、国際援助機関、非政府組織に対し、緊急を要する事柄として、以下を含めた大型霊長類の保全を支援するために可能なあらゆる方法で生息国を支援するよう呼びかける。

a) 資金の提供。

b) 執行、訓練、能力育成、教育の支援。

c) 個体数モニタリングおよび科学的、技術的、法的情報並びに専門知識の収集と交換。

d) 生息地の管理と回復。

e) 人と霊長類の間の衝突の緩和。および、

f) 代替タンパク質源など、地元共同体に対して目に見える便益をもたらすプロジェクトの開発。

かつ、特にGRASPやその他の適切なパートナーシップおよびこの決議を施行するための措置を通じた活動などにより、野生の全個体群の長期的存続を保証するために、これらの種の標本の違法取引を止めるよう呼びかける。

事務局に対し、大型霊長類の保全に関して生物多様性条約事務局と協力し、特に本来の場所での保全に関する措置を開発し、討議のためにCITESに関係する勧告を常設委員会に提出するよう呼びかける。 ■

## 決議 13.5

## クロサイのハンティングトロフィーに関する輸出割当量の設定

1977年にクロサイ (*Diceros bicornis*) が附属書 I に掲載されたことを想起し、

クロサイが違法狩猟、生息地の分断や消失によって生息域の一部で脅かされていることを認識し、

この種が生息域の他の地域では回復しつつあり、効果的に管理されていることも認識し、

第9回締約国会議(フォートローダーデール、1994年)で採択され、第11回並びに13回会議(ギギリ、2000年、およびバンコク、2004年)で修正された決議9.14(CoP13で改正)に従い、サイの生息国が利用可能なあらゆる専門知識と資源を使い、当該種に関する保全並びに管理計画を開発し、実施すべきであることを想起し、

数カ国のクロサイ生息国で効果的な保全、管理、モニタリング計画ならびにプログラムが導入され、一部の個体群は回復しつつあり、トロフィーハンティングによる制限された捕獲に耐えられることを認識し、

限られた標本のトロフィーハンティングから派生する金銭的な利益がこの種の保全に直接役立ち、かつそのようなハンティングが国内保全並びに管理計画およびプログラムの枠内で行われた時、保全および生息地保護のためのさらなるインセンティブを提供することも認識し、

一部の生息国がこの種の保全並びに管理および国内個体群の回復において著しい進歩を遂げたが、そのような保全並びに管理に資金を提供するためのさらなるインセンティブ並びに手段を必要とすることを認識し、

第2回締約国会議(サンホセ、1979年)で採択され、第9回会議で改正された決議2.11(改正)に従い、輸出国はハンティングトロフィーの取引を認可することができ、条約の第3条2項に従い輸出許可書を発給できることを想起し、

その標本が主として商業目的のために使用されるものではないと輸入国の管理当局が認めた場合にのみ輸入許可書を発給すると条約第3条3(c)項で規定され、かつその輸出が種の存続を脅かすこととならないと輸出国の科学当局が助言した場合にのみ輸出許可書を発給すると条約第3条2(a)項で規定されていることを想起し、

第9回締約国会議で採択され第13回会議で改正された決議9.21(CoP13で改正)で、割当量が超過されず、

かつ当該生息国内の種個体群が合意された割当量にそれ以上耐えられないことを示す新たな科学的または管理上のデータが現れない限り、附属書 I 掲載種に関する締約国会議による輸出割当量の設定は、その輸出および輸入目的がその種の存続を脅かすこととならないという条約第3条2(a)項並びに3(a)項の必要条件を満足するという点に、条約締約国が合意したことをさらに想起し、

## 条約締約国会議は

クロサイのオスの成体のハンティングトロフィーの年間割当量を南アフリカから5、ナミビアから5と設定することを承認する。

クロサイのハンティングトロフィーは台に取り付けたかまたは取り付けていない角またはその他の体の耐久性のある部分と定義され、輸出するすべての部分に個別に原産国、種名、割当番号、輸出年を記したマークを付けることに合意する。

次のとおりに勧告する。

- a) 条約第3条3(a)項並びに決議9.21(CoP13で改正)のb)項に従い、クロサイのハンティングトロフィーの輸入許可書の申請を検討する輸入国の科学当局は、検討するトロフィーが国内クロサイ保全並びに管理計画およびプログラムの一部として輸出割当量を設定した生息国からのものであり、この決議の規定に準じて取り引きされると認めた場合に許可書を承認すること。
- b) 条約第3条3(c)項に従い、クロサイのハンティングトロフィーの輸入許可書の申請を検討するにあたり、次の場合、輸入国の管理当局は、トロフィーが主として商業目的のために使用されないと認めること。
  - i) トロフィーが輸出国内の所有者によって取得され、輸入国内で販売されない個人所有として輸入される。
  - ii) 各所有者は1暦年内に1点を超えるトロフィーを輸入しない。かつ、
- c) この種の輸出割当量の改定または追加輸出割当量の設定は決議9.21(CoP13で改正)に従い行われること。

■

## 決議 13.6

## 「条約適用前」標本に関する第7条2項の施行

第3条、4条、5条の規定は、条約の規定が適用される前にその標本が取得されたことを輸出国または再輸出国の管理当局が認め、その旨の証明書を発給するときは、適用しないことを条約第7条2項で規定していることを想起し、

この規定の施行により技術的な困難とより根本的性質の困難の両方が生じたことに留意し、

第5回締約国会議（ブエノスアイレス、1985年）で採択された「条約適用前の標本」という用語の定義に関する決議5.11が第7条2項の実施に関係する問題の一部のみを解決することが判明したことにさらに留意し、

第7条2項の施行にあたり輸入国である締約国が果たす重要な役割および条約適用前証明書の対象である標本の輸入に対して一層厳重な国内措置を適用するという第14条1項による締約国の権利を認識し、

条約締約国会議は

第7条2項の目的に即して次のとおりに勧告する。

- a) 条約の規定が標本に適用される日付は当該種が最初に附属書に掲載された日付とすること。かつ、
- b) 標本の取得日はその標本が次のいずれかであることが

判明した日付と考えること。

i) 野生から採取された。または

ii) 制御環境内において飼育下で誕生または人工的に繁殖させた。または

iii) そのような日付が不明または証明できない場合は、ある人によってそれが最初に所有された証明可能な日付。

さらに次のとおりに勧告する。

- a) 締約国は上記 b) 項に従い、発給される全条約適用前証明書に当該標本の正確な取得日または標本が特定日よりも前に取得されたという証明を記載し、そのような証明書の保持者に対し、意図する仕向国の潜在的輸入者または管理当局に、後者が輸入許可書を受理するかどうかを確認するよう助言すること。かつ、
- b) 締約国はこの決議に準拠して発給された場合にのみ条約前証明書を受理する。

締約国会議がその種の附属書I掲載を承認した日付と掲載が発効する日付の間に、その種の標本が過剰に取得されるのを防ぐために必要な措置を講じるよう、締約国に呼びかける。

決議5.11（ブエノスアイレス、1985年）を廃止する—「条約適用前標本」という用語の定義。 ■

## 決議 13.7

## 手回り品および家財の取引規制

第 10 回締約国会議（ハラレ、1997 年）で採択された旅行者の土産品標本の取引規制に関する決議 10.6 並びに第 12 回会議（サンティアゴ、2002 年）で採択された手回り品および家財に関する決議 12.9 を想起し、

条約第 3 条 3(c) 項で、附属書 I 掲載種の標本が輸入国内で主として商業目的のために使用されないよう求めていることに注目し、

条約第 7 条 3 項に条約第 3 条、4 条、5 条の規定は、手回り品または家財である標本については適用しないことと、適用する条件が免除される条件が明記されていることを考慮し、

条約が「手回り品または家財」という用語を定義していないことをさらに考慮し、

条約第 7 条 3 項における免除は、通常居住する国に帰国する人が輸入する土産品である附属書 I 掲載種の標本には適用されないことを考慮し、

条約第 7 条 3 項における免除は、その標本が輸出前に輸出許可書の発給を必要とする国において野生から採取された場合、通常居住する国に帰国する人が輸入する土産品である附属書 II 掲載種の標本には適用されないことをさらに考慮し、

だが、輸出許可書がしばしば輸出国によって必要とされないことを認識し、

輸出国および輸入国以外の締約国については、第 7 条に従い附属書 II 掲載種のそのような標本は CITES の規定を免除されることに留意し、

現在締約国は第 7 条 3 項をさまざまな方法で実施しており、手回り品または家財に関する免除が均一に適用されるべきであることを認識し、

第 11 回締約国会議（ギギリ、2000 年）で採択され、第 13 回会議（バンコク、2004 年）で改正された、植物の取引の規制に関する決議 11.11（CoP13 で改正）が、手回り品と考えられる 1 人あたりのレインスティックの数を制限するよう勧告したことを想起し、

第 12 回締約国会議で採択され、第 13 回会議で改正された、チョウザメ並びにヘラチョウザメの保全と取引に関する決議 12.7（CoP13 で改正）が、手回り品と考えられる 1 人あたりのキャビアの量を制限するよう勧告したことを想起し、

各締約国はその領土全体に対して統治権を有し、それに従い条約を適用するものとみなされるため、条約では空港ラウンジ（免税店を含む）、自由港または保税地域外に関する特別な規定を設けていないことを想起し、

附属書 I 並びに II に掲載された種の部分並びに派生物が旅行者の土産品として広く販売され続けており、一部の国では附属書 I 掲載種が主に海外からの旅行者への販売を行う国際空港その他の場所（免税エリアを含む）の土産物店で販売され続けていることを認識し、

海外出発の場所での附属書 I 掲載種の標本の販売は、意図的かどうかにかかわらず、そのような品目の違法な輸出を助長することがあり、輸出はそのような種の保全に関して憂慮される問題であることを認識し、

附属書 I 掲載種の旅行者の土産物の販売は場合によっては取引のかなりの部分を占め、それがそのような種の存続を脅かす可能性があることを承知し、

条約並びに絶滅のおそれのある種の取引に関する国内法の目的および必要条件に関する知識がいまだに一般に普及していないことを認識し、

国際空港、海港、国境は、条約が求めていることを旅行者に伝える教育的な展示を行う絶好の機会であり、そのような場所における旅行者の土産品の販売は教育的メッセージを深刻に損なうことをさらに認識し、

条約第 14 条 1 項で、輸入国と輸出国の両方は一層厳重な国内措置を講じるよう促していることを承知し、

これらの規定の効果的な施行は、第 14 条 1 項に従い締約国が講じる措置を明確にすることによって強化されることを考慮し、

## 条約締約国会議は

第 7 条 3 項に記載された「手回り品または家財」という用語は次のような標本を意味すると決定する。

- a) 非商業目的のために個人的に所有または所持される。
- b) 合法的に取得された。かつ、
- c) 輸入、輸出、または再輸出の時点で次のいずれかに該当する。
  - i) 着用しているか、携行しているか、個人的荷物の中に収納されている。または
  - ii) 家財移動の一部。

この決議の目的のためには、「旅行者の土産品標本」という用語は所有者が通常居住する国の外で取得した手回り品並びに家財にのみ適用され、生きている標本には適用されないことも決定する。

締約国は次のことを行うことに合意する。

- a) 決議 10.20 に従い、CITES 附属書に掲載された種で、合法的に取得し個人的に所有する生きている動物の越境移動を規制する。
- b) 以下を除き、附属書 II 掲載種の死んだ標本、部分または派生物である手回り品または家財に対しては輸出許可書または再輸出証明書を要求しない。
  - i) 取引に関与する他の締約国がそのような書類を要求していることが事務局からの通達および CITES ウェブサイト上で指導されているとき。または
  - ii) 以下について数量が指定した上限を超過したとき
    - チョウザメ科 (Acipenseriformes 科) のキャビア
    - 1 人あたり最大 250g まで
    - サボテン科 (Cactaceae 科) のレインスティック

- － 1 人あたり 3 標本まで
  - － ワニ種の標本－ 1 人あたり 4 標本まで
  - － ピンクガイ (*Strombus gigas*) の殻－ 1 人あたり 3 標本まで
  - － タツノオトシゴ (*Hippocampus* 属)－ 1 人あたり 4 標本まで
  - － シャコガイ (*Tridacnidae* 科) の殻－ 1 人あたり、3 標本 (各標本は 1 つの完全な殻か、または半分ずつ 2 枚の対)、3 kg まで
- c) CITES にもとづいて手回り品または家財の取扱いについて税関当局に助言する。
- d) 国際空港、海港、国境、特に通関地点を越えた免税領域などの海外出発の場所における附属書 I 掲載種の旅行者の土産品の販売を禁止するために、検査および店主への情報提供を含め、すべての必要な措置を講じる。
- e) 海外出発並びに到着の場所において展示およびその他の手段を通じ、関連するすべての言語で情報を提供し、旅行者に条約の目的並びに必要事項および野生動植物の標本の輸出入に関する国際並びに国内法に関する旅行者の責任を伝える。かつ、
- f) 国内並びに国際旅行代理店、航空会社、ホテルその他の関連団体と共同で、海外を旅行する旅行者並びに外交特権を有する人が、CITES 掲載種から派生した品目

に関して関係するかまたは関係する可能性がある輸出入規制を意識するよう保証する。

輸出許可書の対象である附属書 II 掲載種の旅行者の土産物を所持する人が通常居住する国以外の国に入国するときまたは輸出国以外の国から出国するときに、第 7 条によって与えられる手回り品に関する免除を受けられるようにすることも勧告する。

次のとおりに求める。

a) 旅行者の土産物である附属書 I 掲載種の標本に関して全締約国が条約第 3 条の必要事項を完全に準拠するかつ、

b) 旅行者の土産物標本の輸入について問題が生じた輸入国は、関連する輸出国および CITES 事務局にその旨を通達する。

常設委員会に対し、この決議の適用に関する問題を通報した締約国を支援する方法を考慮するよう命じる。

締約国に対し、この決議に関する国内法の調和を図るよう奨励する。かつ、

以下に列挙する決議を廃止する。

a) 決議 10.6 (ハラレ、1997 年)－旅行者の土産物標本の取引規制、および

b) 決議 12.9 (サンティアゴ、2002 年)－手回り品および家財。 ■

## 決議 13.8

## 締約国会議へのオブザーバーの参加

条約第11条7項で締約国会議へのオブザーバーの参加を規定していることを認識し、

締約国会議へのオブザーバーの貴重な貢献を認識し、第11回締約国会議（ギギリ、2000年）で採択された決定11.14、11.70、11.71、11.73、11.124～11.128を想起し、

## 条約締約国会議は

締約国会議への出席希望を事務局に伝え、第11条7(a)項に従い国際機関または団体とみなされようとする団体または機関は、事務局が満足するように次のことを実証した場合にのみ事務局によって登録されることを決定する。

- a) 野生動植物の保護、保全または管理における資格を持つ。かつ、
- b) 法人格と国際的な性質、付託事項、活動計画を有し、独自の権利を持つ組織。

事務局に対し、締約国会議に関する手続の規則3の5項を適用し、6週間の期限を過ぎた後は団体および機関の追加オブザーバー名を受け付けないこと（国連とその特別機関を除く）、かつ、この期限後の名前の変更を受け付けないよう命じる。ただし、団体または機関が期限前に2名までを登録し、名前が入れ換えられる人物は不可抗力によって出席を妨げられたと事務局が認める場合を除く。

次のとおりに勧告する。

a) 締約国会議の開催地の選定にあたり、締約国は開催場所において全体会合、第1委員会、第2委員会のためのホールのフロアにオブザーバーを収容する余地を確保するためにあらゆる努力を払う。

b) 事務局および各締約国会議の主催国は全体会合、第1委員会、第2委員会の会議室のフロアに承認された各オブザーバーが最低1つの席を確実に与えられるようあらゆる努力を払う。ただし、出席する締約国の代表の3分の1が反対の票を投じた場合はその限りではない。

全体会合および第1委員会並びに第2委員会の投票場監督官に次のとおりに命じる。

a) 討議中に発言する時間をオブザーバーに認めるようあらゆる努力を払うこと。必要であれば話す時間を制限し、特定の問題が冗長にならないよう働きかけることができる。かつ、

b) 可能であれば第1委員会並びに第2委員会の作業部会に見識のあるオブザーバーの参加を促すこと。

事務局に対して次のとおりに命じる。

a) 締約国会議で配布するためにオブザーバーが準備した自然資源の保全並びに利用に関する情報文書が会議参加者に確実に配布されるようあらゆる努力を払うこと。かつ、

b) 非政府組織のオブザーバーでもある締約国代表に代表団旅費支給プロジェクト Sponsored Delegates Project を通じて後援資金を提供しないこと。 ■

## 決議 13.9

## 生息域外で繁殖事業を実施する締約国と生息域内で保全計画を実施する締約国の間の協力の奨励

第8回締約国会議（京都、1992年）で採択され、第13回会議（バンコク、2004年）で改正された決議8.3（CoP13で改正）において、消費的であれ非消費的であれ、野生動植物の持続可能な利用は経済的に競争力を持つ土地利用を提供し、合法的利用から得られる収益が違法取引を排除するための野生動植物の管理を支援する資金とインセンティブを提供すると認識していることを想起し、

条約第7条4項において、附属書Iに掲げる動物の種の標本であって商業目的のため飼育繁殖させたもの、または附属書Iに掲げる植物の種の標本であって商業目的のため人工的に繁殖させたものは、附属書IIに掲げる種の標本とみなすと規定していることを想起し、

決定12.11のD項で植物委員会に対して、植物の生育域内での保全と生育域外での生産の関係を分析するよう命じたことを想起し、

決定11.102（CoP12で改正）で動物委員会に対して、繁殖のもととなる資源の出所および生息域外での繁殖事業と生息域内での種の保全との関係に関する複雑な問題の検討を継続し、登録された生息域外の繁殖事業が原産国内の種の回復および／または保全の促進に寄与するための可能な戦略その他の仕組みを特定するよう命じたことを想起し、

決定12.22で事務局に対し、締約国と協力して経済的インセンティブ、生産システム、消費パターン、市場参入戦略、価格構造、証明制度、CITES関連課税並びに助成制度、財産権、利益共有機構、保全への再投資を考

慮に入れてCITES掲載種の利用並びに取引に関する国内政策を検討し、社会経済上並びに保全上の便益と費用、経済的価値、合法取引並びに違法取引のレベル、地元共同体の生計の改善、野生生物取引に関与する民間部門の役割という観点から野生生物取引政策の経済的影響力を分析した報告書を作成するよう命じたことをさらに想起し、

第7回生物多様性条約締約国会議で遺伝資源に関連する利用と利益の共有に関して採択された決定VII/19も想起し、

附属書Iの種の生息域外繁殖事業が生息域内の保全に対して良い影響を与えるかもしれないことを意識し、

条約締約国会議は

次のとおりを求める。

- a) 締約国は附属書I動物種を繁殖させるかまたは附属書I植物種を人工的に繁殖させる生息域外の事業に対し、それら飼育繁殖事業によって生じた資源に基づく生息域内の保全を支援するような協力的措置を追求するよう奨励すること。かつ、
- b) 締約国は生息域内で附属書I種を繁殖または人工的に繁殖させる生息域外の事業に対し、生息域内の保全計画を支援するよう奨励すること。そのような支援は特に技術的援助、資金の寄付、野生への再導入のための標本の交換、能力育成並びに訓練、技術移転、投資、社会基盤、その他の措置を含むことが考えられる。■

## 決議 13.10

## 外来侵入種の取引

外来種は生物多様性に対する著しい脅威となりうること、および商業取引される動植物の種が国際取引の結果として新たな生息地に導入される見込みが高いことを考慮し、

第10回締約国会議（ハラレ、1997年）で採択された決定10.54、10.76、10.86を想起し、

条約締約国会議は

締約国に対して次のことを行うよう勧告する。

- a) 生きている動物または植物の取引を取り扱う国内法並びに規則の策定にあたり侵入種の問題を考慮すること。

- b) 潜在的侵入種の輸出を考慮するにあたり、そのような輸入を規制する国内措置が存在するかどうかを決定するために、可能かつ適用可能であれば、提案されている輸入国の管理当局と協議すること。かつ、
- c) CITESと生物多様性条約（CBD）の相乗効果に関する機会を考慮し、潜在的侵入性を持つ外来種という問題について2つの条約間の適切な協力と共同作業について探ること。

CITES事務局に対して、動物委員会並びに植物委員会と共同で、外来侵入種に関する重要な仕事をCBD事務局およびIUCN/SCC侵入種専門家グループと協力するよう命じる。■

## 決議 13.11

## ブッシュミート

第 11 回締約国会議（ギギリ、2000 年）で採択された CITES ブッシュミート作業部会の設置に関する決定 11.166 を想起し、

ブッシュミートの密猟並びに違法取引が、アフリカ全体、特に中央アフリカ、また、世界の他のすべての国において、ゴリラ、チンパンジー、ゾウ、ワニなどの野生生物の存続に対する最大の脅威となることを認識し、

ブッシュミートの違法取引はブッシュミートを主な動物性たんぱく質源として利用する地方共同体に貧困および食糧不足を助長することを考慮し、

ヤウンデ宣言を含む準地域イニシアティブの中で表明された森林資源の持続可能な管理のために働こうとする準地域内の国の政治的意志も認識し、

準地域の国は、ブッシュミート危機が生物多様性の維持に対する大きな脅威であると認識していることも考慮し、

林業開発および自然資源の利用の潜在的な悪影響も考慮し、

霊長類を含む野生生物の存続に対する主な脅威として、および森林地域に居住し食生活においてブッシュミートに依存する地方共同体の食糧保障に対する脅威として、野生生物の非持続的な利用およびブッシュミートの違法取引に関する欧州議会の決議に留意し、

ブッシュミートの取引には条約附属書に掲げられた多数の種が関与するが、CITES によって取引が規制されていない種も関与することに留意し、

ブッシュミートの無規制な取引と消費が人の健康に危険をもたらすおそれがあることを憂慮し、

## 条約締約国会議は

関係する全締約国に対して次のことを行うよう助言する。

- a) 附属書 I の種を食糧として消費するための採取を禁じ、かつ条約の附属書 II 並びに III の種について持続可能なレベルの採取を奨励すること。
- b) 関連する情報、立法、生息域内の保全、監視、施行、社会または経済的インセンティブに関する措置の見直しを通じ、かつ必要であればそれらの強化を通じ、ブッシュミートとして捕獲、取引、消費される CITES 掲載種の国内管理を改善すること。
- c) ブッシュミートの取引の国内規制およびブッシュミートの輸入、輸出、再輸出、通過または積み換えに関与するかまたは寄与することができる政府機関の監督責任を明確に定義すること。
- d) ブッシュミートとして捕獲、取引、消費される CITES 掲載種に関する所有権を明確化または確定し、捕獲、取引、消費の監視に地元共同体を関与させるこ

と。

- e) 伐採その他の自然資源事業権を見直し、かつ必要であれば修正し、それらがブッシュミートの合法的かつ悪影響を及ぼさない捕獲、取引、消費に寄与するよう保証すること。

- f) ブッシュミートの違法または非持続的な捕獲、消費、取引を阻止するような、林業、漁業、その他の自然資源採取業界による行動規範の採用を奨励すること。かつ、

- g) ブッシュミートに対する需要、特に附属書 I 掲載種の標本の消費を削減するために代替たんぱく質源を特定し、かつその他の措置を講じること。

次のとおりに助言する。

- a) 全締約国並びに非締約国は消費される食糧の規制並びに検査の責任を負う政府機関の職員、特に CITES 国境取締に携わる職員の関心を高め、CITES 掲載種から派生した食糧の越境取引が、必要な輸入または輸出許可書または再輸出証明書を伴って行われるよう、保証すること。かつ、

- b) CITES の締約国ではない全関連国がブッシュミートの国際取引の規制を改善するために可能な限り早急に条約を批准すること。

次のとおりに助言する。

- a) 関連する全締約国がブッシュミートの取引、特に附属書 I 掲載種の標本の消費並びに取引に伴う保全上の懸念および野生動物から派生した食糧の無規制な取引に伴う人の健康に対する危険性に関する関心を高めるために、都市と地方両方の共同体に向けた適切な教育キャンペーンを実施すること。

- b) 関連する全締約国が人による食糧消費を目的とする CITES 掲載種の標本の違法取引に関し、施行、起訴、司法当局の間で関心を高めるための措置を講じること。

- c) 締約国が事務局に対してブッシュミートの違法国際取引の著しい事例に関して詳細な情報を提供し、そのような取引を根絶することを目的として取引に関係がありそうなすべての状況並びに事実を締約国間で通報し合うこと。かつ、

- d) ブッシュミート取引におけるゾウの肉の使用に関するデータの提供を助け、密猟の動向およびブッシュミートの取引のより良い理解に寄与するよう、MIKE（ゾウ違法捕殺監視）システムで収集した情報を関連する締約国が利用すること。

次のとおりに要求する。

- a) 実用的識別技法の準備または配布において生息国並びに消費国を支援するための関連専門知識を持つ国および組織が、ブッシュミートが CITES 掲載種から派生

したものか否かの判断を助けること。かつ、  
b) プッシュミートの持続可能な取引には生物学的並びに分布データが不可欠であるため、コンピューター・データベース、地図作製その他の必要な保安全管理技法を開発するための資金並びに専門知識の提供を寄付国が援助すること。

生物多様性条約、移動性の野生動物種の保護に関する条約、国連食糧農業機関、国際熱帯木材機関、国連貿易

開発会議、国連開発計画、大型霊長類存続プロジェクトを含む国連環境計画、国連人口基金を含め、関連国際機関および国際条約の事務局並びに締約国に対し、プッシュミートの取引を規制し、貧困、生息地の衰退、人口増加、自然資源の利用というそれに伴う問題と取り組むための援助を特に生息国に対して提供するにあたりそれら機関が果たすことのできる重要な役割を認識するよう呼びかける。 ■

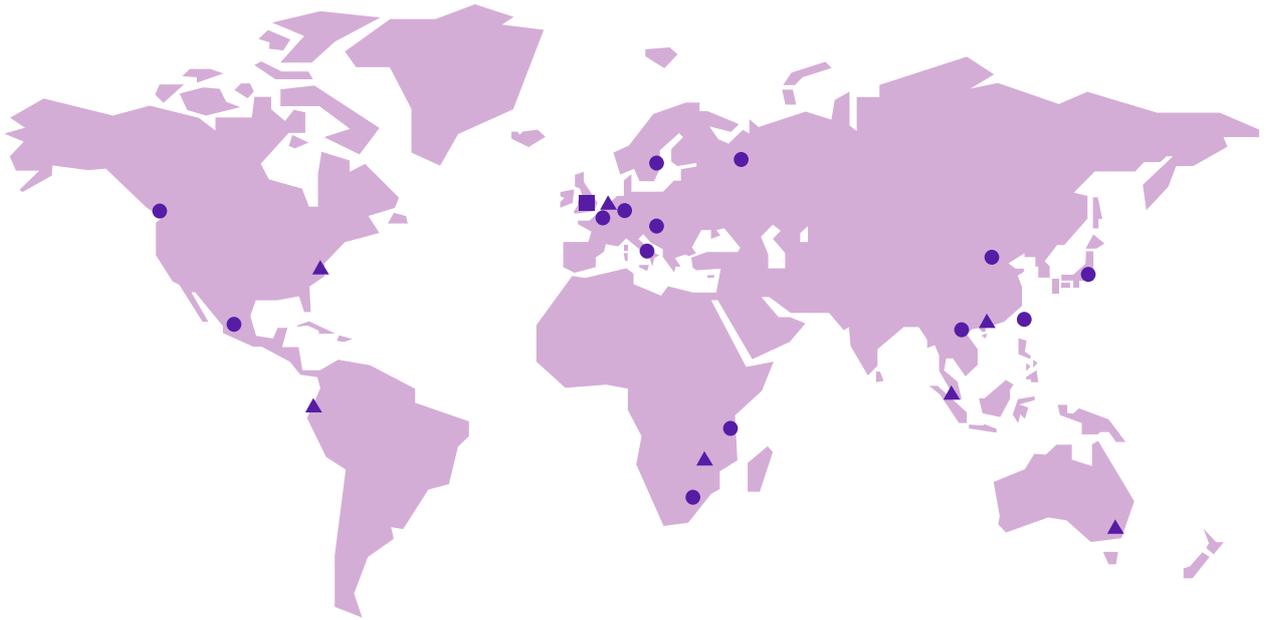
## 有効な決議

出典：Resolutions revised at the 13th meeting of the Conference of the Parties

Resolutions adopted at the 13th meetings of the Conference of the Parties

1.3	特別の状況における附属書 II または III からの種の削除
1.5 (Cop.12 改正)	条約のいくつかの条項の解釈および施行
2.11 (改正)	附属書 I に掲げられている種のハンティングトロフィーの取引
3.4	技術協力
4.6 (Cop.13 改正)	決議案その他の文書の締約国会議への提出
4.22	外国の法律の証拠
4.25	留保の効力
4.27	条約第 17 条 3 項の解釈
5.10	「主として商業目的」の定義
5.20	第 15 条に基づく事務局の勧告に関する指針
6.7	条約第 14 条 1 項の解釈
7.12 (改正)	附属書 I および II の両方に個体群が掲げられている分類群の標本の取引に際してのマーキングの要件
8.3 (Cop.13 改正)	野生生物取引の利点の認識
8.4	条約施行のための国内法
8.13 (改正)	取引される生きた動物のマーキングのためのコード付き埋め込みマイクロチップの使用
8.21	附属書 I および II 改正のための提案に関する生息国との協議
9.5 (Cop.13 改正)	条約締約国でない国との取引
9.6 (改正)	容易に認識可能な部分および派生物の取引
9.7 (Cop.13 改正)	通過と積み替え
9.9	条約に違反して輸出または再輸出された標本の没収
9.10 (Cop.13 改正)	違法に取引され没収・蓄積した標本の処分
9.14 (Cop.13 改正)	アジアおよびアフリカにおけるサイの保護と取引
9.19 (Cop.13 改正)	附属書 I の人工繁殖株を輸出するナーセリーの登録に関する指針
9.20 (改正)	決議 11.16 に準じて提出されたウミガメランチング提案の評価のための指針
9.21 (Cop.13 改正)	附属書 I 掲載種の割当の解釈および適用
9.24 (Cop.13 改正)	附属書 I および II の改正基準
9.25 (改正)	附属書 III への種の掲載
10.3	科学当局の指定と役割
10.4	生物多様性条約との協力および共同作用
10.7	附属書に掲げる種の没収された生きている標本の処分
10.8 (Cop.12 改正)	クマの保護および取引
10.9	アフリカゾウ個体群を附属書 I から附属書 II に移すための提案の考慮
10.10 (Cop.12 改正)	ゾウの標本の取引
10.13 (Cop.13 改正)	木材種に関する条約の実施

10.14 (Cop.13 改正)	私用のためのヒョウのハンティングトロフィーおよび毛皮の割当量
10.15 (Cop.12 改正)	マーコールのハンティングトロフィーの割当量の設定
10.16 (改正)	飼育下で繁殖させた動物の種の標本
10.17 (改正)	動物の交配種
10.19 (Cop.12 改正)	伝統医療
10.20	個人的に所有される生きている動物の頻繁な越境移動
10.21	生きている動物の輸送
11.1 (Cop.13 改正)	委員会の設置
11.3 (Cop.13 改正)	遵守および執行
11.4 (Cop.12 改正)	クジラ目の保護、クジラ目の標本の取引および国際捕鯨委員会 (IWC) との関係
11.6 (Cop.13 改正)	ビクーニャの毛織物の取引
11.7	ジャコウジカ属の保護および取引
11.8 (Cop.13 改正)	チベットアンテロープの保護および取引規制
11.9 (Cop.13 改正)	淡水カメ並びにリクガメの保護および取引
11.10 (Cop.12 改正)	石サンゴ類の取引
11.11 (Cop.13 改正)	植物の取引の規制
11.12	ワニ皮の識別のための国際統一標識システム
11.15 (Cop.12 改正)	博物館および植物標本館の標本の非商業的な貸出し、寄付または交換
11.16	附属書 I から附属書 II に移行した種のランチング標本のランチング並びに取引
11.17 (Cop.13 改正)	取引の年次報告書および監視
11.18	附属書 II 並びに III 掲載種の取引
11.19	識別マニュアル
11.20	「適切かつ容認できる目的地」という用語の定義
11.21 (Cop.13 改正)	附属書 I および II における注釈の使用
12.1	事務局並びに締約国会議の資金および予算
12.2	外部資金プロジェクトの承認手続き
12.3 (Cop.13 改正)	許可書および証明書
12.4	メロの取引に関する CITES と南極海洋生物資源保存委員会の協力
12.5	トラ並びに附属書 I に掲げる他のアジア産大型ネコ種の保護および取引
12.6	サメの保護および管理
12.7 (Cop.13 改正)	チョウザメ並びにヘラチョウザメの保護および取引
12.8 (Cop.13 改正)	附属書 II 掲載種の標本の著しい取引の再検討
12.10 (Cop.13 改正)	附属書 I の動物を商業目的で繁殖させる事業を登録並びに監視するための手続きに関するガイドライン
12.11 (Cop.13 改正)	標準学名命名法
13.1	事務局並びに締約国会議の資金および予算
13.2	生物多様性の持続可能な利用：アディアスアバ原則並びにガイドライン
13.3	移動性の野生動物種の保全に関する条約 (CMS) との協力と相乗効果
13.4	大型霊長類の保全並びに取引
13.5	クロサイのハンティングトロフィーに関する輸出割当量の設定
13.6	「条約適用前」標本に関する第 7 条 2 項の施行
13.7	手回り品および家財の取引規制
13.8	締約国会議へのオブザーバーの参加
13.9	生息域外で繁殖事業を実施する締約国と生息域内で保全計画を実施する締約国の間の協力の奨励
13.10	外来侵入種の取引
13.11	ブッシュミート



## What is TRAFFIC?

トラフィックは、野生生物の取引をモニタリングする世界的なネットワークを持つ NGO です。

トラフィックは、ワシントン条約が発効したのを受け翌 1976 年に、IUCN（国際自然保護連合）と WWF（世界自然保護基金）の共同事業として設立されました。以来、そのネットワークは世界中に広がり、今では 22 カ国（2003 年 11 月現在）に拠点を構えています。ワシントン条約事務局や IUCN、WWF、他の多くの団体と連携しながら、取引によって野生生物の存続がおびやかされないような社会をめざして、活動を続けています。

トラフィックイーストアジアジャパンは、トラフィックネットワークの日本事務所として、また WWF ジャパン（財団法人 世界自然保護基金ジャパン、会長・大内照之）の野生生物取引調査部門として、1982 年から活動しています。日本は漢方薬や食品、ペットや装飾品など、さまざまな形で野生生物の取引をおこなっている、世界でも有数の野生生物消費国です。その中には明らかに違法なもの、あるいは法が未整備で野放しになっているものも少なくありません。私たちは客観的な調査と分析によって、そのような取引に目を光らせ、関係省庁などへ報告・提言を続けています。

### トラフィック イーストアジア ジャパン・ニュースレター

Vol.21 特別版 2005 年 11 月 10 日発行

発行所 トラフィック イーストアジア ジャパン

〒105-0014 東京都港区芝3丁目1番14号  
日本生命赤羽橋ビル6階

Tel : 03-3769-1716 Fax : 03-3769-1304

e-mail : [traffic@trafficj.org](mailto:traffic@trafficj.org)

URL (トラフィックイーストアジアジャパン) : <http://www.trafficj.org>

(トラフィックネットワーク) : <http://www.traffic.org>

# TRAFFIC

is a joint programme of

